

工 事 設 計 書 等

工事設計書等のダウンロードにあたって

知り得た情報は、関東地方整備局以外の者の権利を含む場合があるため、ダウンロードを行った個人又は法人における 1 次利用に限るものとし、有償無償に関わらず「第三者への提供行為※」を行わないでください。

※「他の第三者への提供行為」・・・PDFデータのまま、あるいは、紙に出力して等の手段に関わらず、ダウンロードを行った個人又は法人以外の他者による 2 次利用につながる一切の行為を指します。

国土交通省 関東地方整備局
常陸河川国道事務所

鏡

1. 工事名

工事名	R 7 那珂川左岸小場地区築堤護岸他工事
工事地名	茨城県常陸大宮市小場地先

2. 工事内容

1) 発注年月	令和 8年 3月	1 2) 設 計 年 月	令和 8年 3月
2) 事務所名	常陸河川国道事務所 工務第一課	1 3) 機械損料一括補正	0 労務費一括割増 0%
3) 工事番号	20260111	1 4) 単価適用年月	2026年 3月
4) 契約区分	単年度（繰越を含む）の分任官	1 5) 歩掛適用年月	2026年 3月
5) 変更回数	0回	1 6) 前請負工事費	0
6) 主 工 種	河川工事	1 7) 前請負代金額	0
7) 工 事 量		1 8) 調 整 区 分	0
8) 工 期	332日間 自 令和 8年 4月 1日 (当初) 至 令和 9年 2月26日 (0回変更) 至 年 月 日	1 9) 共通仮設費対象額	
9) 施 工 県	茨城県	2 0) 現場管理費対象額	
1 0) 地 区	日立地区	2 1) 一般管理費等対象額	
1 1) 河川・路線	那珂川本川	2 2) 処 分 費 等	252,000
		2 3) 公 告 日	令和 8年 1月28日
		2 4) 入 札 締 切 日	年 月 日

3. 予算科目

1) 予算科目： 河川等災害関連事業費	2) 目： 直轄河川等災害関連緊急事業費	3) 目の細分： 工事費	4) 事業名：
------------------------	-------------------------	-----------------	---------

設計内訳書

工事名	R 7 那珂川左岸小場地区築堤護岸他工事 (当 初)					事業区分	河川改修		
						工事区分	築堤・護岸		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
築堤・護岸		式	1		81,834,861				
河川土工		式	1		28,789,567				
盛土工 (ICT)		式	1		27,038,464				
路体 (築堤) 盛土 (ICT)		m3	17,700	260	4,602,000			単-1号	
土砂等運搬	土砂 (岩塊・玉石混り土含む)	式	1		17,613,904			内-1号	
積込 (ルース)	土砂 土量50,000m3未満	式	1		4,822,560			内-2号	
法面整形工 (ICT)		式	1		1,751,103				
法面整形 (盛土部) (ICT)	法面締固め無し	m2	3,090	566.7	1,751,103			単-2号	
法覆護岸工		式	1		21,716,280				
コンクリートブロック工 (連節ブロック張)		式	1		17,214,090				
連節ブロック張	350kg/m2	m2	1,049	16,410	17,214,090			単-3号	
植生工		式	1		4,502,190				

設計内訳書

工事名	R 7 那珂川左岸小場地区築堤護岸他工事 (当 初)					事業区分	河川改修		
						工事区分	築堤・護岸		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
張芝	張芝工 500m2以上	m2	2,310	1,949	4,502,190			単-4号	
付帯道路工		式	1		16,021,076				
アスファルト舗装工		式	1		5,597,130				
下層路盤(車道・路肩部)	再生クラッシュラン RC-40 仕上り厚 150mm	m2	2,100	702.3	1,474,830			単-5号	
表層(車道・路肩部)	再生密粒度アスコン(20)舗装厚 50mm 3.0m超	m2	2,100	1,963	4,122,300			単-6号	
縁石工		式	1		10,423,946				
歩車道境界ブロック	C種(180/210×300×600)	m	59	17,090	1,008,310			単-7号	
舗装止ブロック	L=2000	m	218	8,217	1,791,306			単-8号	
法肩ブロック		m	301	25,330	7,624,330			単-9号	
付属物設置工		式	1		5,849,168				
防止柵工		式	1		1,523,727				
床掘り	土砂	式	1		1,212			内-3号	

設計内訳書

工事名	R 7 那珂川左岸小場地区築堤護岸他工事 (当 初)					事業区分	河川改修		
						工事区分	築堤・護岸		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
埋戻し		式	1		13,488			内-4号	
基面整正		式	1		1,036			内-5号	
基礎材	再生クラッシュラン40～0 敷厚 0.1m	m2	2	1,372	2,744			単-10号	
均しコンクリート	σ ck=18N/mm2 敷厚 5 c m	m2	2	4,330	8,660			単-11号	
コンクリート	σ ck=18N/mm2	m3	0.5	37,650	18,825			単-12号	
型枠	一般型枠	式	1		48,090			内-6号	
アンカーボルト	M12	組	92	758.4	69,772			単-13号	
ネットフェンス	インナーポスト式 丸パイプ型 H=1800 亜鉛メッキ	m	30	41,310	1,239,300			単-14号	
門扉	片開き	基	1	120,600	120,600			単-15号	
非常用発電設備基礎工		式	1		549,464				
床掘り	土砂	式	1		2,260			内-7号	
埋戻し		式	1		16,860			内-8号	

設計内訳書

工事名	R 7 那珂川左岸小場地区築堤護岸他工事 (当 初)					事業区分	河川改修		
						工事区分	築堤・護岸		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
基面整正		式	1		5,182			内-9号	
土砂等運搬	土砂(岩塊・玉石混り土含む)	式	1		1,161			内-10号	
整地	残土受入れ地での処理	式	1		391			内-11号	
基礎材	再生クラッシュラン40～0 敷厚 0.1m	m2	14	1,372	19,208			単-16号	
均しコンクリート	σ ck=18N/mm2 敷厚 5 c m	m2	14	2,246	31,444			単-17号	
コンクリート	σ ck=18N/mm2	m3	8	32,570	260,560			単-18号	
鉄筋	SD295 D13	t	0.17	184,400	31,348			単-19号	
型枠	一般型枠	式	1		181,050			内-12号	
配管・配線工		式	1		3,775,977				
床掘り	土砂	式	1		15,160			内-13号	
埋戻し		式	1		101,160			内-14号	
基面整正		式	1		46,638			内-15号	

設計内訳書

工事名	R 7 那珂川左岸小場地区築堤護岸他工事 (当 初)					事業区分	河川改修		
						工事区分	築堤・護岸		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
土砂等運搬	土砂(岩塊・玉石混り土含む)	式	1		6,550			内-16号	
整地	残土受入れ地での処理	式	1		1,305			内-17号	
基礎材	再生クラッシュラン40～0 敷厚 0.1m	m2	87	1,372	119,364			単-20号	
ケブルトラフ	JIS 1種 400W	m	145	24,040	3,485,800			単-21号	
周辺整備工		式	1		7,428,409				
土留・仮締切工		式	1		2,246,809				
掘削	土砂 オープンカット 押土無 障害無 10,000m3以上 50,000m3未満	式	1		21,105			内-18号	
土砂等運搬	土砂(岩塊・玉石混り土含む)	式	1		34,839			内-19号	
大型土のう設置	耐候性大型土のう 丸型 径110cm×長110cm 2t用 短期仮設対応 (1年) 型	袋	103	7,759	799,177			単-22号	
大型土のう撤去		袋	103	1,017	104,751			単-23号	
積込(ルース)	土砂 土量50,000m3未満	式	1		22,032			内-20号	

設計内訳書

工事名	R 7 那珂川左岸小場地区築堤護岸他工事 (当 初)					事業区分	河川改修		
						工事区分	築堤・護岸		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
土砂等運搬	土砂(岩塊・玉石混り土含む)	式	1		34,839			内-21号	
整地	残土受入れ地での処理	式	1		11,745			内-22号	
掘削	土砂 オープンカット 押土無 障害無 10,000m3以上 50,000m3未満	式	1		189,945			内-23号	
土砂等運搬	土砂(岩塊・玉石混り土含む)	式	1		313,551			内-24号	
整地	敷均し(ルーズ)	m3	810	130.4	105,624			単-24号	
掘削	土砂 オープンカット 押土無 障害無 10,000m3以上 50,000m3未満	式	1		189,945			内-25号	
土砂等運搬	土砂(岩塊・玉石混り土含む)	式	1		313,551			内-26号	
整地	残土受入れ地での処理	式	1		105,705			内-27号	
周辺整備工		式	1		5,181,600				
周辺整備工		式	1		5,181,600			内-28号	
仮設工		式	1		2,030,361				
工事用道路工		式	1		1,407,651				

設計内訳書

工事名	R 7 那珂川左岸小場地区築堤護岸他工事 (当 初)					事業区分	河川改修		
						工事区分	築堤・護岸		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
下層路盤(車道・路肩部)	再生クラッシュ RC-40 仕上り厚 200mm	m2	705	823. 4	580, 497			単-25号	
敷鉄板	22×1, 524×6, 096 (mm) 設置・撤去	式	1		827, 154			内-29号	
交通管理工		式	1		622, 710				
交通誘導警備員		式	1		622, 710			内-30号	
直接工事費		式	1		81, 834, 861				
共通仮設費		式	1		10, 583, 370				
共通仮設費		式	1		4, 181, 370				
運搬費		式	1		1, 292, 850				
仮設材運搬費		式	1		1, 292, 850			内-31号	
準備費		式	1		908, 520				
伐木・伐竹(複合)		式	1		186, 032			内-32号	
伐木伐竹運搬		式	1		61, 584			内-33号	

設計内訳書

工事名	R 7 那珂川左岸小場地区築堤護岸他工事 (当 初)					事業区分	河川改修		
						工事区分	築堤・護岸		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
処分費(木幹)		式	1		156,000			内-34号	
処分費(木根)		式	1		96,000			内-35号	
表土運搬処理		式	1		408,904			内-36号	
技術管理費		式	1		1,146,000				
システム初期費(ICT)		式	1		1,146,000			内-37号	
現場環境改善費（率計上）		式	1		834,000				
共通仮設費（率計上）		式	1		6,402,000				
純工事費		式	1		92,418,231				
現場管理費		式	1		24,694,000				
工事原価		式	1		117,112,231				
一般管理費等		式	1		19,667,769				
工事価格		式	1		136,780,000				

設計内訳書

工事名	R 7 那珂川左岸小場地区築堤護岸他工事					事業区分		河川改修 築堤・護岸		
						工事区分				
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
消費税相当額			式	1		13,678,000				
工事費計			式	1		150,458,000				

一式当たり内訳書

土砂等運搬
第 1号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
土砂等運搬	標準 バックホウ山積0.8m3(平積0.6m3) 土砂(岩塊・玉石混り土含む) 無し 4.0km以下	m 3	19,720	893.2	17,613,904			
合 計					17,613,904			

一式当たり内訳書

積込(ルーズ)
第 2号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
積込 (ルーズ)	土砂 土量50,000m3未満	m 3	19,700	244.8	4,822,560			
合 計					4,822,560			

一式当たり内訳書

第 3号内訳書 床掘り

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
床掘り	土砂 平均施工幅1m以上2m未満 無し 無し	m 3	4	303.2	1,212			
合 計					1,212			

一式当たり内訳書

埋戻し
第 4号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
埋戻し	最大埋戻幅1m未満	m 3	4	3,372	13,488			
合 計					13,488			

一式当たり内訳書

第 5号内訳書

基面整正

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
基面整正		m 2	2	518.2	1,036			
合 計					1,036			

一式当たり内訳書

第 6号内訳書
型枠

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
型枠	一般型枠 小型構造物	m 2	5	9,618	48,090			
合 計					48,090			

一式当たり内訳書

第 7号内訳書 床掘り

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
床掘り	土砂 標準 無し 無し	m 3	9	251.2	2,260			
合 計					2,260			

一式当たり内訳書

埋戻し
第 8号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
埋戻し	最大埋戻幅1m未満	m 3	5	3,372	16,860			
合 計					16,860			

一式当たり内訳書

第 9号内訳書

基面整正

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
基面整正		m 2	10	518.2	5,182			
合 計					5,182			

一式当たり内訳書

第 10号内訳書
土砂等運搬

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
土砂等運搬	標準 バックホウ山積0.8m3(平積0.6m3) 土砂(岩塊・玉石混り土含む) 無し 0.3km以下	m 3	3	387.1	1,161			
合 計					1,161			

一式当たり内訳書

第 11号内訳書 整地

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
整地	残土受入れ地での処理	m 3	3	130.5	391			
合 計					391			

一式当たり内訳書

第 12号内訳書

型枠

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
型枠	一般型枠 鉄筋・無筋構造物	m 2	17	10,650	181,050			
合 計					181,050			

一式当たり内訳書

第 13号内訳書 床掘り

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
床掘り	土砂 平均施工幅1m以上2m未満 無し 無し	m 3	50	303.2	15,160			
合 計					15,160			

一式当たり内訳書

埋戻し
第 14号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
埋戻し	最大埋戻幅1m未満	m 3	30	3,372	101,160			
合 計					101,160			

一式当たり内訳書

第 15号内訳書 基面整正

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
基面整正		m 2	90	518.2	46,638			
合 計					46,638			

一式当たり内訳書

土砂等運搬
第 16号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
土砂等運搬	標準 バックホウ山積0.45m3(平積0.35m3) 土砂(岩塊・玉石混り土含む) 無し 0.5km以下	m 3	10	655	6,550			
合 計					6,550			

一式当たり内訳書

第 17号内訳書 整地

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
整地	残土受入れ地での処理	m 3	10	130. 5	1, 305			
合 計					1, 305			

一式当たり内訳書

掘削
第 18号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
掘削	土砂 オープンカット 無し 無し 10,000m3以上50,000m3未満	m 3	90	234. 5	21,105			
合 計					21,105			

一式当たり内訳書

第 19号内訳書
土砂等運搬

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
土砂等運搬	標準 バックホウ山積0.8m3(平積0.6m3) 土砂(岩塊・玉石混り土含む) 無し 0.3km以下	m 3	90	387.1	34,839			
合 計					34,839			

一式当たり内訳書

第 20号内訳書
積込 (ルーズ)

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
積込 (ルーズ)	土砂 土量50,000m3未満	m 3	90	244.8	22,032			
合 計					22,032			

一式当たり内訳書

土砂等運搬
第 21号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
土砂等運搬	標準 バックホウ山積0.8m3(平積0.6m3) 土砂(岩塊・玉石混り土含む) 無し 0.3km以下	m 3	90	387.1	34,839			
合 計					34,839			

一式当たり内訳書

第 22号内訳書

整地

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
整地	残土受入れ地での処理	m 3	90	130. 5	11, 745			
合 計					11, 745			

一式当たり内訳書

掘削
第 23号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
掘削	土砂 オープンカット 無し 無し 10,000m3以上50,000m3未満	m 3	810	234. 5	189, 945			
合 計					189, 945			

一式当たり内訳書

土砂等運搬
第 24号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
土砂等運搬	標準 バックホウ山積0.8m3(平積0.6m3) 土砂(岩塊・玉石混り土含む) 無し 0.3km以下	m 3	810	387.1	313,551			
合 計					313,551			

一式当たり内訳書

掘削
第 25号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
掘削	土砂 オープンカット 無し 無し 10,000m3以上50,000m3未満	m 3	810	234. 5	189, 945			
合 計					189, 945			

一式当たり内訳書

第 26号内訳書
土砂等運搬

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
土砂等運搬	標準 バックホウ山積0.8m3(平積0.6m3) 土砂(岩塊・玉石混り土含む) 無し 0.3km以下	m 3	810	387.1	313,551			
合 計					313,551			

一式当たり内訳書

第 27号内訳書

整地

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
整地	残土受入れ地での処理	m 3	810	130. 5	105, 705			
合 計					105, 705			

一式当たり内訳書

第 28号内訳書 周辺整備工

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
普通作業員		人	200	25,908	5,181,600			
合 計					5,181,600			

一式当たり内訳書

敷鉄板

第 29号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
敷鉄板設置・撤去	設置・撤去	m 2	1,078	438.7	472,918			
敷鉄板賃料	22×1,524×6,096(mm) 無 33日 無 有	枚	22	3,938	86,636			
敷鉄板賃料	22×1,524×6,096(mm) 無 65日 無 有	枚	40	6,690	267,600			
合 計					827,154			

一式当たり内訳書

交通誘導警備員
第 30号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
交通誘導警備員B		人日	33	18,870	622,710			
合 計					622,710			

一式当たり内訳書

仮設材運搬費

第 31号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
仮設材等(鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等)の運	関東・中部・近畿 26.8km 12m以内 各種(実数入力) 0無 無	t	198.9	5,000	994,500			
仮設材等の積込み、取卸し 費	積込み, 取卸し(片道分)	t	198.9	1,500	298,350			
合 計					1,292,850			

一式当たり内訳書

伐木・伐竹(複合)
第 32号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
伐木・伐竹（複合）	伐木(機械施工) 有り 機械施工 全ての費用	m 2	770	241.6	186,032			
合 計					186,032			

一式当たり内訳書

伐木伐竹運搬
第 33号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
運搬（伐木除根）	機械施工 有り 無し 22.5km以下 全ての費用	m 3	24	2,566	61,584			
合 計					61,584			

一式当たり内訳書

第 34号内訳書
処分費(木幹)

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
処分費 (t)		t	13	12,000	156,000			
合 計					156,000			

一式当たり内訳書

第 35号内訳書
処分費(木根)

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
処分費 (t)		t	6	16,000	96,000			
合 計					96,000			

一式当たり内訳書

表土運搬処理

第 36号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
土砂等運搬	標準 バックホウ山積0.8m3(平積0.6m3) 土砂(岩塊・玉石混り土含む) 無し 0.3km以下	m 3	790	387.1	305,809			
整地	残土受入れ地での処理	m 3	790	130.5	103,095			
合 計					408,904			

一式当たり内訳書

システム初期費 (ICT)
第 37号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
システム初期費 (I C T)	バックホ	式	1		598,000			
システム初期費 (I C T)	フルトーサ	式	1		548,000			
合 計					1,146,000			

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一1号	路体(築堤)盛土(ICT)		単位	m3	数量	1	単価	260
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
路体(築堤)盛土(ICT)		20,000m3未満 無し	m 3	1	260	260		
計						260		
単価						260	円／m3	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一2号	法面整形(盛土部)(ICT)	法面締固め無し	単位	m2	数量	1	単価	566.7
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
法面整形(ICT)		盛土部 無し 埴質土、砂及び砂質土、粘性土	m 2	1	566.7	566.7		
計						566.7		
単価						566.7	円／m2	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単一3号	連節フック張	350kg/m2	単位	m2	数量	100	単価	16,410
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
連節フック張		作業半径25m以下 質量150kg/個以上770kg/個未満	m 2	100	3,691	369,100		
吸出し防止材（全面）設置			m 2	100	1,082	108,200		
材料費（個） 連節フック			個	200	5,720	1,144,000		
亜鉛アルミメッキ鋼線		径 8 m m	t	0.04	477,900	19,116		
計						1,640,416		
単価						16,410	円／m2	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一4号	張芝	張芝工 500m2以上	単位	m2	数量	1	単価	1,949
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
人力施工による植生工		張芝工 500m2以上(標準) 無	m 2	1	1,949	1,949		
計						1,949		
単価						1,949	円／m2	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一5号	下層路盤(車道・路肩部)	再生クッション RC-40 仕上り厚 150mm	単位	m2	数量	1	単価	702.3
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
下層路盤(車道・路肩部)		150mm 1層施工 再生クッション RC-40 全ての費用	m 2	1	702.3	702.3		
計						702.3		
単価						702.3	円／m2	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単一6号	表層(車道・路肩部)	再生密粒度アスコン(20) 舗装厚 50mm 3.0m超	単位	m2	数量	1	単価	1,963
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	表層 (車道・路肩部)	3.0m超 50mm 再生密粒度アスコン (20) プライムコート PK-3 全ての費用	m 2	1	1,963	1,963		
	計					1,963		
	単価					1,963	円/m2	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単一7号	歩車道境界ブロック	C種(180/210×300×600)	単位	m	数量	10	単価	17,090
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
歩車道境界ブロック		設置 C種(180/210×300×600) 無し	m	10	6,669	66,690		
基礎ブロック設置		150×450×600	m	10	6,394	63,940		
材料費 (個)			個	16.5	1,980	32,670		
基礎碎石		7.5cmを超え12.5cm以下 再生クラッシュラン 40〜0 全ての費用	m ²	5.5	1,372	7,546		
計						170,846		
単価						17,090	円/m	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単一8号	舗装止ブロック	L=2000	単位	m	数量	1	単価	8,217
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
歩車道境界ブロック		設置 各種(1000mm超2000mm以下、150kg以上550kg未満) 0.5個/m 再生クワッシュラン RC-40 無し	m	1	8,217	8,217		
計						8,217		
単価						8,217	円/m	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単一9号	法肩ﾌﾟﾛｯｸ		単位	m	数量	10	単価	25, 330
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
法肩ﾌﾟﾛｯｸ設置		B500/1000×H250×L2000	m	10	6, 342	63, 420		
基礎碎石		12.5cmを超え17.5cm以下 再生ｸﾗｯｼｬﾚﾝ 40～0 全ての費用	m 2	11	1, 486	16, 346		
材料費 (個) 法肩ﾌﾟﾛｯｸ			個	5	34, 700	173, 500		
計						253, 266		
単価						25, 330	円／m	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一10号	基礎材	再生クラッシュラン40～0 敷厚 0.1m	単位	m2	数量	1	単価	1,372
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
基礎碎石		7.5cmを超え12.5cm以下 再生クラッシュラン 40～0 全ての費用	m 2	1	1,372	1,372		
計						1,372		
単価						1,372	円／m2	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一11号	均しコンクリート	σ ck=18N/mm2 敷厚 5 c m	単位	m2	数量	2	単価	4,330
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
コンクリート		無筋・鉄筋構造物 人力打設 各種 養生無し 無し 全ての費用	m 3	0.1	32,570	3,257		
型枠		一般型枠 均しコンクリート	m 2	1	5,402	5,402		
計						8,659		
単価						4,330	円／m2	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一12号	コンクリート	σ ck=18N/mm2	単位	m3	数量	1	単価	37,650
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
コンクリート		小型構造物 人力打設 各種 養生無し 無し 全ての費用	m 3	1	37,650	37,650		
計						37,650		
単価						37,650	円／m3	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一13号	アンカーボルト	M12	単位	組	数量	1	単価	758.4
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
コンクリート削孔（電動ハンマドリル）		30mm以上200mm未満	孔	1	685.4	685.4		
材料費（本） アンカーボルト M12			本	1	73	73		
計						758.4		
単価						758.4	円／組	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単一14号	ネットフェンス	インボース式 丸パイ型 H=1800 亜鉛メッキ	単位	m	数量	30.4	単価	41,310
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
ネットフェンス設置			m	30.4	4,233	128,683.2		
材料費（枚） 支柱間隔 2.0m			枚	7	42,100	294,700		
材料費（枚） 支柱間隔 1.65m			枚	2	42,100	84,200		
材料費（枚） 支柱間隔 1.6m			枚	2	42,100	84,200		
材料費（枚） 支柱間隔 1.225m			枚	4	42,100	168,400		
材料費（枚） 支柱間隔 1.0m			枚	1	42,100	42,100		
材料費（枚） 支柱間隔 2.0m着脱部			枚	2	45,100	90,200		
材料費（本） 支柱			本	21	17,300	363,300		
計						1,255,783.2		
単価						41,310	円／m	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一15号	門扉	片開き	単位	基	数量	1	単価	120,600
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
門扉設置			基	1	27,700	27,700		
門扉 片開き 丸ハ イ 型		W=1000 H=1800	基	1	92,900	92,900		
計						120,600		
単価						120,600	円／基	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一16号	基礎材	再生クラッシュラン40～0 敷厚 0.1m	単位	m2	数量	1	単価	1,372
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
基礎碎石		7.5cmを超え12.5cm以下 再生クラッシュラン 40～0 全ての費用	m 2	1	1,372	1,372		
計						1,372		
単価						1,372	円／m2	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一17号	均しコンクリート	σ ck=18N/mm2 敷厚 5 c m	単位	m2	数量	14	単価	2,246
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
コンクリート		無筋・鉄筋構造物 人力打設 各種 養生無し 無し 全ての費用	m 3	0.7	32,570	22,799		
型枠		一般型枠 均しコンクリート	m 2	1.6	5,402	8,643.2		
計						31,442.2		
単価						2,246	円／m2	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一18号	コンクリート	σ ck=18N/mm2	単位	m3	数量	1	単価	32,570
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
コンクリート		無筋・鉄筋構造物 人力打設 各種 養生無し 無し 全ての費用	m 3	1	32,570	32,570		
計						32,570		
単価						32,570	円／m3	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一19号	鉄筋	SD295 D13	単位	t	数量	1	単価	184,400
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
鉄筋工 [市場単価]		SD295 D13 一般構造物 10t未満 無 無 無 無 補正無(鉄筋割合10%未満含む) 補正無(一般構造物)	t	1	184,400	184,400		
計						184,400		
単価						184,400	円／t	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一20号	基礎材	再生クラッシュラン40～0 敷厚 0.1m	単位	m2	数量	1	単価	1,372
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
基礎碎石		7.5cmを超え12.5cm以下 再生クラッシュラン 40～0 全ての費用	m 2	1	1,372	1,372		
計						1,372		
単価						1,372	円／m2	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単一21号	ケーブルトラフ	JIS 1種 400W	単位	m	数量	145	単価	24,040
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
コンクリートトラフ敷設		400mm以下 新設	m	145	7,183	1,041,535		
鉄筋コンクリートケーブルトラフ		直線用(400) 500×400×215	m	142.5	16,430	2,341,275		
材料費(組) ケーブルトラフ 下り30°			組	1	14,800	14,800		
材料費(組) ケーブルトラフ 上り30°			組	1	14,800	14,800		
材料費(組) ケーブルトラフ 曲線45°			組	2	17,500	35,000		
材料費(組) ケーブルトラフ 曲線30°			組	2	18,500	37,000		
計						3,484,410		
単価						24,040	円/m	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一22号	大型土のう設置	耐候性大型土のう 丸型 径110cm×長110cm 2t用 短期 仮設対応（1年）型	単位	袋	数量	1	単価	7,759
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
大型土のう工		製作・設置 流用土 5m以下 -3m≤H≤2m	袋	1	7,759	7,759		
計						7,759		
単価						7,759	円／袋	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一23号	大型土のう撤去		単位	袋	数量	1	単価	1,017
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
大型土のう工		撤去 6m以下 -3m≤H≤2m	袋	1	1,017	1,017		
計						1,017		
単価						1,017	円／袋	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一24号	整地	敷均し(ルース)	単位	m3	数量	1	単価	130.4
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
整地		敷均し(ルース) 標準(10,000m3未満) 無し	m 3	1	130.4	130.4		
計						130.4		
単価						130.4	円／m3	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一25号	下層路盤(車道・路肩部)	再生クラッシュ RC-40 仕上り厚 200mm	単位	m2	数量	1	単価	823.4
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
下層路盤(車道・路肩部)		200mm 1層施工 再生クラッシュ RC-40 全ての費用	m 2	1	823.4	823.4		
計						823.4		
単価						823.4	円／m2	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	連節ブロック張	作業半径25m以下 質量150kg/個以上770kg/個未満	単位	m 2	数量	10	単価	3,691
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
土木一般世話役		人	0.1	32,844	3,284			
特殊作業員		人	0.2	27,744	5,548			
普通作業員		人	0.4	25,908	10,363			
ブロック工		人	0.2	32,844	6,568			
ラフテレーンクレーン [油圧伸縮ジブ型]	2 5 t 吊	日	0.2	53,200	10,640			
諸雑費（率＋まるめ） 2%		式	1		507			
計					36,910			
単価					3,691	円／m 2		

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
	材料費（個） 連節フック		単位 個	数量		1	単価	5,720
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	連節フック	350型 A形 1195×498×230	個	1	5,720	5,720		
	計					5,720		
	単価					5,720	円／個	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
	亜鉛アルミメッキ鋼線	径 8 mm	単位 t	数量		1	単価	477,900
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	亜鉛アルミメッキ鋼線	径 8 mm	t	1.03	464,000	477,920		
	計					477,920		
	単価					477,900	円／ t	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	人力施工による植生工	張芝工 500m2以上(標準) 無	単位	m 2	数量	1	単価	1, 949
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	法面工（張芝工）	野芝・高麗芝（全面張）	m 2	1	1, 949. 3	1, 949		
	諸雑費（まるめ）		式	1		0		
	計					1, 949		
	単価					1, 949	円／m 2	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	基礎ブロック設置	150×450×600	単位	m	数量	100	単価	6,394
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	土木一般世話役		人	3.13	32,844	102,801		
	特殊作業員		人	3.13	27,744	86,838		
	普通作業員		人	6.25	25,908	161,925		
	バックホウ[標準型・クレーン機能付・排ガス(1次)]	標準バックホウ容量(山積/平積)0.45/0.35m3吊能力2.9t	日	3.13	52,740	165,076		
	トラック[クレーン装置付]	ベーストラック4～4.5t積 吊能力2.0t	日	2.34	46,460	108,716		
	諸雑費（率＋まるめ） 4%		式	1		14,044		
	計					639,400		
	単価					6,394	円／m	

参考資料 (1)

單價使用年月	2026. 3
步掛使用年月	2026. 3
勞務調整係數	1.000-00-00-2-0

[illegible]

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	法肩ブロック設置	B500/1000×H250×L2000	単位	m	数量	100	単価	6,342
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	土木一般世話役		人	2.94	32,844	96,561		
	普通作業員		人	5.88	25,908	152,339		
	ブロック工		人	2.94	32,844	96,561		
	バックホウ[標準型・クレーン機能付・排ガス(1次)]	標準バケット容量(山積/平積)0.45/0.35m3吊能力2.9t	日	2.94	52,740	155,055		
	トラック[クレーン装置付]	ベーストラック4～4.5t積 吊能力2.0t	日	2.21	46,460	102,676		
	諸雑費（率＋まるめ） 9%		式	1		31,008		
	計					634,200		
	単価					6,342	円／m	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
	材料費（個） 法肩ﾌﾟﾛｯｸ		単位 個	数量		1	単価	34,700
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	法肩ﾌﾟﾛｯｸ	B500/1000×H250×L2000	個	1	34,700	34,700		
	計					34,700		
	単価					34,700	円／個	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
	材料費（本） ｱﾝｶｰﾎﾞﾙﾄ M12		単位 本	数量		1	単価	73
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	ｱﾝｶｰﾎﾞﾙﾄ	本体打込み式 M12×50	本	1	73	73		
	計					73		
	単価					73	円／本	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	ネットフェンス設置		単位	m	数量	30.4	単価	4,233
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	土木一般世話役		人	1.52	32,844	49,922		
	普通作業員		人	3.04	25,908	78,760		
	諸雑費（まるめ）		式	1		18		
	計					128,700		
	単価					4,233	円／m	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
	材料費（枚） 支柱間隔 2.0m		単位	枚	数量	1	単価	42,100
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
フェンス材料費		支柱間隔 2.0m	枚	1	42,100	42,100		
計						42,100		
単価						42,100	円／枚	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
	材料費（枚） 支柱間隔 1.65m		単位	枚	数量	1	単価	42,100
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
フェンス材料費		支柱間隔 1.65m	枚	1	42,100	42,100		
計						42,100		
単価						42,100	円／枚	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
	材料費（枚） 支柱間隔 1.6m		単位	枚	数量	1	単価	42,100
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
フェンス材料費		支柱間隔 1.6m	枚	1	42,100	42,100		
計						42,100		
単価						42,100	円／枚	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
	材料費（枚） 支柱間隔 1.225m		単位	枚	数量	1	単価	42,100
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
フェンス材料費		支柱間隔 1.225m	枚	1	42,100	42,100		
計						42,100		
単価						42,100	円／枚	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
	材料費（枚） 支柱間隔 1.0m		単位	枚	数量	1	単価	42,100
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
フェンス材料費		支柱間隔 1.0m	枚	1	42,100	42,100		
計						42,100		
単価						42,100	円／枚	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
	材料費（枚） 支柱間隔 2.0m着脱部		単位	枚	数量	1	単価	45,100
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
フェンス材料費		支柱間隔 2.0m着脱部	枚	1	45,100	45,100		
計						45,100		
単価						45,100	円／枚	

参考資料 (1)

單僱使用年月	2026. 3
步掛使用年月	2026. 3
勞務調整係數	1. 000-00-00-2-0

[illegible]

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	門扉設置		単位	基	数量	1	単価	27,700
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	土木一般世話役		人	0.15	32,844	4,926		
	普通作業員		人	0.8	25,908	20,726		
	諸雑費（率＋まるめ） 8%		式	1		2,048		
	計					27,700		
	単価					27,700	円／基	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	鉄筋工〔市場単価〕	SD295 D13 一般構造物 10t未満 無 無 無 無 補正無(鉄筋割合10%未満含む) 補正無(一般構造物)	単位	t	数量	1	単価	184,400
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	鉄筋コンクリート用棒鋼	S D 2 9 5 D 1 3	t	1.03	105,000	108,150		
	鉄筋工	加工・組立共 一般構造物	t	1	76,245	76,245		
	諸雑費（まるめ）		式	1		5		
	計					184,400		
	単価					184,400	円／t	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	コンクリートトラフ敷設	400mm以下 新設	単位	m	数量	100	単価	7,183
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
電工			人	1.5	29,784	44,676		
普通作業員			人	26	25,908	673,608		
諸雑費（まるめ）			式	1		16		
計						718,300		
単価						7,183	円／m	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
	鉄筋コンクリートケーブルトラフ	直線用(400) 500×400×215	単位	m	数量	1	単価	16,430
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
鉄筋コンクリートケーブルトラフ		直線用 500×400×215（蓋付）	m	1	16,430	16,430		
計						16,430		
単価						16,430	円／m	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
	材料費（組）		単位	組	数量	1	単価	14,800
ケブルトラフ 下り30°								
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
ケブルトラフ（ふた付き）		JIS 1種 400W 下り30°	組	1	14,800	14,800		
計						14,800		
単価						14,800	円／組	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
	材料費（組） ケーブル上り30°		単位	組	数量	1	単価	14,800
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
ケーブル（ふた付き）		JIS 1種 400W 上り30°	組	1	14,800	14,800		
計						14,800		
単価						14,800	円／組	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
	材料費（組） ケーブル曲線45°		単位	組	数量	1	単価	17,500
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
ケーブル（ふた付き）		JIS 1種 400W 曲線45°	組	1	17,500	17,500		
計						17,500		
単価						17,500	円／組	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

材料費（組）		単位	組	数量		単価	
ケーブ ルトラフ 曲線30°					1		18,500
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
ケーブ ルトラフ（ふた付き）	JIS 1種 400W 曲線30°	組	1	18,500	18,500		
計					18,500		
単価					18,500	円／組	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	大型土のう工	製作・設置 流用土 5m以下 -3m≦H≦2m	単位	袋	数量	10	単価	7,759
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	土木一般世話役		人	0.294	32,844	9,656		
	特殊作業員		人	0.294	27,744	8,156		
	普通作業員		人	0.294	25,908	7,616		
	耐候性大型土のう袋材	短期仮設対応(1年)型	袋	10	3,770	37,700		
	バックホウ運転（クレーン仕様）	製作・設置 5m以下 -3m≦H≦2m	日	0.294	48,330	14,209		
	諸雑費（率＋まるめ） 1%		式	1		253		
	計					77,590		
	単価					7,759	円／袋	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	大型土のう工	撤去 6m以下 -3m≦H≦2m	単位	袋	数量	10	単価	1,017
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	土木一般世話役		人	0.087	32,844	2,857		
	特殊作業員		人	0.087	27,744	2,413		
	バックホウ運転（クレーン仕様）	撤去 6m以下 -3m≦H≦2m	日	0.087	56,140	4,884		
	諸雑費（率＋まるめ） 0.4%		式	1		16		
	計					10,170		
	単価					1,017	円／袋	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	敷鉄板設置・撤去	設置・撤去	単位	m 2	数量	100	単価	438.7
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	土木一般世話役		人	0.295	32,844	9,688		
	とび工		人	0.295	31,518	9,297		
	普通作業員		人	0.295	25,908	7,642		
	バックホウ（クローラ型）運転		日	0.295	56,980	16,809		
	諸雑費（率＋まるめ） 1%		式	1		434		
	計					43,870		
	単価					438.7	円／m 2	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	敷鉄板賃料	22×1,524×6,096 (mm) 無 33日 無 有	単位	枚	数量	1	単価	3,938
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	敷き鉄板賃料	22×1524×6096mm	枚	1	2,838	2,838		
	整備費（敷鉄板）	22×1524×6096mm	枚	1	1,100	1,100		
	諸雑費（まるめ）		式	1		0		
	計					3,938		
	単価					3,938	円／枚	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	敷鉄板賃料	22×1,524×6,096 (mm) 無 65日 無 有	単位	枚	数量	1	単価	6,690
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	敷き鉄板賃料	22×1524×6096mm	枚	1	5,590	5,590		
	整備費（敷鉄板）	22×1524×6096mm	枚	1	1,100	1,100		
	諸雑費（まるめ）		式	1		0		
	計					6,690		
	単価					6,690	円／枚	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
	交通誘導警備員B		単位	人日	数量	1	単価	18,870
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
交通誘導警備員B			人	1	18,870	18,870		
諸雑費（まるめ）			式	1		0		
計						18,870		
単価						18,870	円／人日	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
	仮設材等(鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等)の運	関東・中部・近畿 26.8km 12m以内 各種(実数入力) 0無 無	単位	t	数量	1	単価	5,000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
基本運賃区分A		製品長12m以内 30kmまで	t	1	5,000	5,000		
諸雑費（まるめ）			式	1		0		
計						5,000		
単価						5,000	円／t	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1. 000-00-00-2-0	
	仮設材等の積込み，取卸し費	積込み, 取卸し(片道分)	単位	t	数量	1	単価	1, 500
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
積込み，取卸し費（仮設材等）			t	1	1, 500	1, 500		
諸雑費（まるめ）			式	1		0		
計						1, 500		
単価						1, 500	円／ t	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1. 000-00-00-2-0	
	処分費（t）		単位	t	数量	100	単価	12, 000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費		木幹(大縄林業原木(株)リサイクル工場)	t	100	12, 000	1, 200, 000		
計						1, 200, 000		
単価						12, 000	円／ t	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
	処分費（t）		単位	t	数量	100	単価	16,000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費		木根(大縄林業原木(株)リサイクル工場)	t	100	16,000	1,600,000		
計						1,600,000		
単価						16,000	円／t	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
	システム初期費（ICT）	バックホウ	単位	式	数量	1	単価	598,000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
システム初期費		バックホウ	式	1		598,000		
計						598,000		
単価						598,000	円／式	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	システム初期費（ＩＣＴ）	ブルドーザ	単位	式	数量	1	単価	548,000
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	システム初期費	ブルドーザ	式	1		548,000		
	計					548,000		
	単価					548,000	円／式	

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	バックホウ〔標準型・クレーン機能付・排ガス（1次）〕	標準バケット容量（山積/平積）0.45/0.35m ³ 吊能力2.9t	単位	日	数量	1	単価	52,740
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	運転手（特殊）		人	1	30,906	30,906		
	軽油		L	50.2	130	6,526		
	バックホウ（クローラ）〔標準・クレーン機能付き〕	排ガス型（第1次） 山積0.45m ³ 2.9t吊	供用日	1.5	10,200	15,300		
	諸雑費（まるめ）		式	1		8		
	計					52,740		
	単価					52,740	円／日	

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	トラック[クレーン装置付]	ベーストラック4～4.5t積 吊能力2.0t	単位	日	数量	1	単価	46,460
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	運転手（特殊）		人	1	30,906	30,906		
	軽油		L	30.6	130	3,978		
	トラック [クレーン装置付]	ベーストラック4～4.5t積 吊能力2.0t	供用日	1.23	9,410	11,574		
	諸雑費（まるめ）		式	1		2		
	計					46,460		
	単価					46,460	円／日	

参考資料（２）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0
	バックホウ〔標準型・クレーン機能付・排ガス (1次)〕	標準バケット容量(山積/平積)0.45/0.35m ³ 吊能力2.9t	単位	日	数量	1	単価 52,740
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
運転手（特殊）			人	1	30,906	30,906	
軽油			L	50.2	130	6,526	
バックホウ（クローラ）〔標準・クレーン機能付き〕		排ガス型（第1次） 山積0.45m ³ 2.9t吊	供用日	1.5	10,200	15,300	
諸雑費（まるめ）			式	1		8	
計						52,740	
単価						52,740	円／日

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	トラック[クレーン装置付]	ベーストラック4～4.5t積 吊能力2.0t	単位	日	数量	1	単価	46,460
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	運転手（特殊）		人	1	30,906	30,906		
	軽油		L	30.6	130	3,978		
	トラック [クレーン装置付]	ベーストラック4～4.5t積 吊能力2.0t	供用日	1.23	9,410	11,574		
	諸雑費（まるめ）		式	1		2		
	計					46,460		
	単価					46,460	円／日	

参考資料（２）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0
	バックホウ運転（クレーン仕様）	製作・設置 5m以下 -3m≦H≦2m	単位	日	数量	1	単価 48,330
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
	運転手（特殊）		人	1	30,906	30,906	
	軽油		L	63	130	8,190	
	バックホウ（クローラ型）〔後方超小旋回・クレーン付〕	山積0.45m ³ (平積0.35m ³)吊2.9t	日	1.28	7,210	9,228	
	諸雑費（まるめ）		式	1		6	
	計					48,330	
	単価					48,330	円／日

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	バックホウ運転（クレーン仕様）	撤去 6m以下 -3m≦H≦2m	単位	日	数量	1	単価	56,140
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	運転手（特殊）		人	1	30,906	30,906		
	軽油		L	101	130	13,130		
	バックホウ（クローラ）〔標準・クレーン機能付き〕	山積0.8m3（平積0.6m3） 2.9t吊	日	1.21	10,000	12,100		
	諸雑費（まるめ）		式	1		4		
	計					56,140		
	単価					56,140	円／日	

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	バックホウ（クローラ型）運転		単位	日	数量	1	単価	56,980
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	運転手（特殊）		人	1	30,906	30,906		
	軽油		L	119	130	15,470		
	バックホウ（クローラ）〔標準・クレーン機能付き〕	山積0.8m ³ （平積0.6m ³ ） 2.9t吊	日	1.06	10,000	10,600		
	諸雑費（まるめ）		式	1		4		
	計					56,980		
	単価					56,980	円／日	

R 7 那珂川左岸小場地区築堤護岸他工事

課 長

(当 初) 請負工事費計算書

(1) 直接工事費 -----	81,834,861
(2) 共通仮設費 -----	10,583,370
(3) 純工事費 -----	92,418,231

(1)+(2)

(4) 現場管理費 -----	24,694,000
(5) 工期延長等に伴う現場維持等の費用 -----	0

(6) 工事原価 -----	117,112,231
-----------------	-------------

(3)+(4)+(5)+(18)

(7') 一般管理費等(計上額) -----	19,667,769
------------------------	------------

(8') その他費目計 -----	0
-------------------	---

(9) 業務委託料等 -----	0
-------------------	---

(10) 工事価格 -----	136,780,000
-----------------	-------------

(6)+(7')+(8')+(9) (万円未満切り捨て)

(11) 消費税相当額 -----	13,678,000
-------------------	------------

(12) 請負工事価格 -----	150,458,000
-------------------	-------------

(10)+(11)

(13) 入札書比較価格 -----	136,780,000
--------------------	-------------

(請負工事費の100/110)

(14) 調査基準価格 -----	136,950,000
-------------------	-------------

(15) 調査基準価格の100/110 -----	124,500,000
---------------------------	-------------

(万円未満切り捨て)

(16) 工場製作純工事費 -----	0
---------------------	---

(17) 工場管理費 -----	0
------------------	---

(18) 工場製作原価 -----	0
-------------------	---

(16)+(17)

((7) 一般管理費等(計算額) -----	19,674,854
-------------------------	------------

共通仮設費

主たる工種						
単独（追加工事）： 河川工事			合算工事： 0			
対象工事費	82,086,861	直接工事費	81,834,861	準備費	252,000	事業損失 0
対象工事費に含まれる全処分費額		単独（追加工事）	252,000	現工事	0	合算工事 0
非対象額計（－）		0				
管理費区分1		0	（橋梁、P C 桁、門扉、ポンプ等購入費）			
管理費区分2， 7		0	（工場原価）			
管理費区分5		0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分9		0	（間接費非対象額）			
管理費区分T		0	（全処分費等のうち3 %または3 0 0 0 万円を超える額）			
対象額 支 給 品（＋）		0				
無償貸付機械評価額（＋）		0				
共通仮設費対象額						
単独（追加工事）		82,086,861		現工事	0	合算工事 0
全処分費等を除く共通仮設費対象額		81,834,861			0	0
共通仮設費（率分）						
率（補正前）		7.65 %		0	%	
施工地域等補正		0 %	ICT施工補正	1		
率（補正後）		7.8 %	（7.65% × 週休1.02）			
計上額		6,402,000		0		0
比較結果						
	当該追加工事	A				
	0	0			調整工事計上額	0

共通仮設費

現場環境改善費対象工事費	81,834,861	直接工事費	81,834,861		
非対象額計（一）	0				
管理費区分1	0	（橋梁、P C 桁、門扉、ポンプ等購入費）			
管理費区分2, 7	0	（工場原価）			
管理費区分5	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分9	0	（間接費非対象額）			
管理費区分T	0	（直接工事費に含まれる処分費等）			
対象額 支 給 品（＋）	0				
無償貸付機械評価額（＋）	0				
現場環境改善費対象額（P i）					
単独（追加工事）	81,834,861	現工事	0	合算工事	0
現場環境改善費					
率（補正前）	1.02 %	0	%	0	%
施工地域等補正	市街地以外				
率（補正後）	1.02 %				
計上額	834,000	0		0	
比較結果	当該追加工事	A		調整工事計上額	0
	0	0			

共通仮設費

共通仮設費（積上分）	3,347,370				
運搬費	1,292,850	準備費	908,520	事業損失防止施設費	0
安全費	0	役務費	0	技術管理費	1,146,000
営繕費	0	現場環境改善費	0		
共通仮設費計					10,583,370

現場管理費

単独（追加工事）純工事費	92,418,231	単独（追加工事）直接工事費	81,834,861	単独（追加工事）共通仮設費	10,583,370
非対象額計（－）	0				
管理費区分2, 7	0	（工場原価）			
管理費区分5	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分9	0	（間接費非対象額）			
管理費区分T	0	（全処分費等のうち3％または3000万円を超える額）			
対象額　支　給　品（＋）	0				
無償貸付機械等評価額（＋）	0				
現場管理費対象純工事費					
単独（追加工事）	92,418,231	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く	92,166,231		0		0
現場管理費対象純工事費（調整工事入力で使用）					
率（補正前）	25.94％		0％		0％
施工地域等補正	0％				
施工時期補正	0％	熱中症補正	0％	ICT施工補正	1
緊急工事補正	0％				
砂防・地すべり補正	0％		0％		
率（補正後）	26.72％（25.94％×週休1.03）		0％		
計上額	24,694,000		0		0
			5,361,776（工事価格に含まれる平均的な法定福利費概算額）		
比較結果　当該追加工事	A				
0	0			調整工事計上額	0

一般管理費等（当初）

事務所名	常陸河川国道事務所 工務第一課	工事番号	20260111	第 0 回変更
発注年月	令和08年03月	契約区分	単年度（繰越を含む）の分任官	主工種
			河川工事	

工事原価	117, 112, 231				
純工事費	92, 418, 231	現場管理費	24, 694, 000	工期延長等に伴う現場維持費	0
非対象額計（一）	0				
管理費区分 9	0	（支給品を除く間接費非対象額）			
管理費区分 T	0	（全処分費等のうち 3 % または 3 0 0 0 万円を超える額）			
一般管理費等対象工事原価					
単独（追加工事）	117, 112, 231	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く					
一般管理費等対象工事原価	116, 860, 231	現工事	0	合算工事	0
（調整工事入力で使用）					
前払金支出割合による補正係数	1	現工事			
財団法人等による補正係数	1				
契約保証に係る一般管理費対象工事原価	117, 112, 231				
契約保証に係る補正值	0. 04 %				
一般管理費率					
単独（追加工事）	16. 76 %	現工事	0 %	合算工事	0 %
一般管理費	19, 667, 769				
業務委託料等	0				
調査基準価格	136, 950, 000				
調査基準価格の100/110	124, 500, 000	（ 91. 02 % ）			

工 事 数 量 総 括 表

工 事 名 R 7 那珂川左岸小場地区築堤護岸他工事

国土交通省 関東地方整備局
常陸河川国道事務所 工務第一課

工事数量総括表

工事名	R 7 那珂川左岸小場地区築堤護岸他工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
築堤・護岸		式		1		
河川土工		式		1		
盛土工 (ICT)		式		1		
路体 (築堤) 盛土 (ICT)		m3		17, 700		
土砂等運搬	土砂 (岩塊・玉石混り土含む)	式		1		
積込 (ルース)	土砂 土量50, 000m3未満	式		1		
法面整形工 (ICT)		式		1		
法面整形 (盛土部) (ICT)	法面締固め無し	m2		3, 090		
法覆護岸工		式		1		
コンクリートブロック工 (連節ブロック張)		式		1		
連節ブロック張	350kg/m2	m2		1, 049		

工事数量総括表

工事名	R 7 那珂川左岸小場地区築堤護岸他工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
植生工		式		1		
張芝	張芝工 500m2以上	m2		2,310		
付帯道路工		式		1		
アスファルト舗装工		式		1		
下層路盤(車道・路肩部)	再生クラッシュラン RC-40 仕上り厚 150mm	m2		2,100		
表層(車道・路肩部)	再生密粒度アスコン(20) 舗装厚 50mm 3.0m超	m2		2,100		
縁石工		式		1		
歩車道境界ブロック	C種(180/210×300×600)	m		59		
舗装止ブロック	L=2000	m		218		
法肩ブロック		m		301		
付属物設置工		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 那珂川左岸小場地区築堤護岸他工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
防止柵工		式		1		
床掘り	土砂	式		1		
埋戻し		式		1		
基面整正		式		1		
基礎材	再生クラッシュラン40～0 敷厚 0.1m	m2		2		
均しコンクリート	$\sigma_{ck}=18\text{N/mm}^2$ 敷厚 5 c m	m2		2		
コンクリート	$\sigma_{ck}=18\text{N/mm}^2$	m3		0.5		
型枠	一般型枠	式		1		
アンカーボルト	M12	組		92		
ネットフェンス	インナーポスト式 丸パイプ型 H=1800 亜鉛メッキ	m		30		
門扉	片開き	基		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 那珂川左岸小場地区築堤護岸他工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
非常用発電設備基礎工		式		1		
床掘り	土砂	式		1		
埋戻し		式		1		
基面整正		式		1		
土砂等運搬	土砂(岩塊・玉石混り土含む)	式		1		
整地	残土受入れ地での処理	式		1		
基礎材	再生クラッシャー40～0 敷厚 0.1m	m2		14		
均しコンクリート	$\sigma_{ck}=18\text{N/mm}^2$ 敷厚 5 c m	m2		14		
コンクリート	$\sigma_{ck}=18\text{N/mm}^2$	m3		8		
鉄筋	SD295 D13	t		0.17		
型枠	一般型枠	式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 那珂川左岸小場地区築堤護岸他工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
配管・配線工		式		1		
床掘り	土砂	式		1		
埋戻し		式		1		
基面整正		式		1		
土砂等運搬	土砂(岩塊・玉石混り土含む)	式		1		
整地	残土受入れ地での処理	式		1		
基礎材	再生クラッシャー40～0 敷厚 0.1m	m2		87		
ケーブルトラフ	JIS 1種 400W	m		145		
周辺整備工		式		1		
土留・仮締切工		式		1		
掘削	土砂 オープンカット 押土無 障害無 10,000m3以上50,000m3未満	式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 那珂川左岸小場地区築堤護岸他工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
土砂等運搬	土砂(岩塊・玉石混り土含む)	式		1		
大型土のう設置	耐候性大型土のう 丸型 径110cm×長110cm 2t用 短期仮設対応 (1年) 型	袋		103		
大型土のう撤去		袋		103		
積込(ルース)	土砂 土量50,000m3未満	式		1		
土砂等運搬	土砂(岩塊・玉石混り土含む)	式		1		
整地	残土受入れ地での処理	式		1		
掘削	土砂 オープンカット 押土無 障害無 10,000m3以上50,000m3未満	式		1		
土砂等運搬	土砂(岩塊・玉石混り土含む)	式		1		
整地	敷均し(ルース)	m3		810		
掘削	土砂 オープンカット 押土無 障害無 10,000m3以上50,000m3未満	式		1		
土砂等運搬	土砂(岩塊・玉石混り土含む)	式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 那珂川左岸小場地区築堤護岸他工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
整地	残土受入れ地での処理	式		1		
周辺整備工		式		1		
周辺整備工		式		1		
仮設工		式		1		
工事用道路工		式		1		
下層路盤(車道・路肩部)	再生クラッシュ RC-40 仕上り厚 200m m	m2		705		
敷鉄板	22×1,524×6,096(mm) 設置・撤去	式		1		
交通管理工		式		1		
交通誘導警備員		式		1		
直接工事費		式		1		
共通仮設費		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 那珂川左岸小場地区築堤護岸他工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
共通仮設費		式		1		
運搬費		式		1		
仮設材運搬費		式		1		
準備費		式		1		
伐木・伐竹(複合)		式		1		
伐木伐竹運搬		式		1		
処分費(木幹)		式		1		
処分費(木根)		式		1		
表土運搬処理		式		1		
技術管理費		式		1		
システム初期費(ICT)		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 那珂川左岸小場地区築堤護岸他工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
現場環境改善費 (率計上)		式		1		
共通仮設費 (率計上)		式		1		
純工事費		式		1		
現場管理費		式		1		
工事原価		式		1		
一般管理費等		式		1		
工事価格		式		1		
消費税相当額		式		1		
工事費計		式		1		

令和 7 年 度

R 7 那珂川左岸小場地区築堤護岸他工事
(共通・土木編)

特 記 仕 様 書

令和 8 年 1 月

常 陸 河 川 国 道 事 務 所

第 1 章 総則

第 1 条 適用

1. この特記仕様書は、関東地方整備局 土木工事共通仕様書(令和 7 年度版)(以下「共通仕様書」という。)という特記仕様書で、本工事の施工に適用する。
2. この工事の施工にあたっての一般的事項は、共通仕様書によるものとする。
3. この特記仕様書に添付されていない別紙様式等については以下 URL よりダウンロードするものとする。
URL <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000015.html>
4. 本工事における「条件明示」については、別紙ー 1「明示項目および明示事項」に記載のとおりとする。

第 2 条 主任技術者等(契約書第 10 条)

本工事の主任技術者又は監理技術者は、受注者が提出した競争参加資格確認申請書に記述した配置予定の技術者でなければならない。

第 3 条 主任技術者等の専任期間

1. 契約締結日の翌日から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。
2. 契約締結日の翌日から現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間)については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。
3. 工事完成後、検査が終了し(発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。)、事務手続後、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日(例:「完成通知書」等における日付)とする。
4. 主任技術者又は監理技術者が技術研鑽のための研修、講習、試験等で短期間工事現場を離れる場合は、適切な施工ができる体制を確保したうえで、監督職員の承諾を得るものとする。

第 4 条 専任特例 2 号の場合の監理技術者の配置

1. 本工事において、建設業法第 26 条第 3 項第二号の規定の適用を受ける監理技術者(以下、「専任特例 2 号の場合の監理技術者」という。)の配置を行う場合は以下の(1)～(8)の要件を全て満たさなければならない。
 - (1) 建設業法第 26 条第 3 項第二号による監理技術者の職務を補佐する者(以下、「監理技術者補佐」という。)を専任で配置すること。
 - (2) 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴

や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、専任特例2号の場合の監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。

(3) 監理技術者補佐は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

(4) 同一の専任特例2号の場合の監理技術者が配置できる工事は、本工事を含め同時に2件までとする。なお、専任特例1号の場合の監理技術者又は主任技術者を活用した工事と兼務することは出来ない。

(ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるものについては、これら複数の工事を一の工事とみなす。)

(5) 専任特例2号の場合の監理技術者が兼務できる工事は茨城県内の工事でなければならない。

(6) 専任特例2号の場合の監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。

(7) 専任特例2号の場合の監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。

(8) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。

2. 現場の安全管理体制について、平成7年4月21日付基発第267号の2「元方事業者による建設現場安全管理指針」において、「統括安全衛生責任者の選任を要するときには、その事業場に専属の者とする。」とされていることから、施工体制に留意すること。

3. 本工事の監理技術者が専任特例2号の場合の監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事を予定している場合、以下の書類を提出すること。

1) 監理技術者補佐の資格を有する書類（一級施工管理技士等の国家資格者の合格証の写しなど）

2) 監理技術者補佐の直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する書類（監理技術者資格者証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書又はこれらに準ずる資料（いずれも写し可））

3) 専任特例2号の場合の監理技術者が兼務する工事の箇所、内容を示す書類（CORINSの写し）

4. 本工事の監理技術者が専任特例2号の場合の監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事となった場合、第1項(5)～(8)について施工計画書へ記載し、提出すること。

5. 本工事において、専任特例2号の場合の監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は、コリンズ（CORINS）への登録・修正を適切に行うこと。

第5条 コリンズ（CORINS）への登録

1. 工事カルテの作成、登録については、土木工事共通仕様書「1-1-1-7 コリンズ（CORINS）」

への登録」によるものとする。

2. 受注者は、工事受注後又は施工中において当該工事に係る悪質で不誠実な行為（一括下請負等）が発覚し、指名停止の措置を受けた場合は、登録済みの工事カルテの取り下げを行うものとする。
3. 技術者の従事期間は、工期をもって登録するものとする。（余裕期間を含まないことに留意するものとする。）

第6条 コリنز（CORINS）への登録

土木工事共通仕様書 1-1-1-7 コリنز（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、位置情報については以下のとおりとし、工事場所および座標（緯度、経度）を記載するものとする。なお、座標は、世界測地系（JGD2024）に準拠する。

起点 茨城県常陸大宮市小場 緯度 36° 22' 56" 経度 140° 22' 56"

終点 茨城県常陸大宮市小場 緯度 36° 23' 6" 経度 140° 23' 6"

第7条 コリنز（CORINS）への工事概要の入力

土木工事共通仕様書 1-1-1-7 コリنز（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を受注時に作成するにあたり、工事概要について必須登録とし、記載例を参考にすること。

記載例）※1

本工事は、常陸大宮市小場地先において、築堤護岸工事を実施するものである。

・河川土工	
盛土工	約 18,000m ³
・法覆護岸工	1 式
コンクリートブロック張	約 1,100m ²
植生工	1 式
・付帯道路工	1 式
・付属物設置工	1 式
・周辺整備工	1 式
・上屋工（建築）	1 式
・仮設工	1 式

第8条 コリنز（CORINS）への設計業務名及びテクリス番号の入力

土木工事共通仕様書 1-1-1-7 コリنز（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、設計業務名およびテクリス番号を登録すること。設計業務名およびテクリス番号については以下のとおりとする。

コリنزへ登録する業務名およびテクリス番号

業務名	テクリス番号
-----	--------

R 6 那珂川大場遊水地施設運用他検討業務	4059251275
R 2 那珂川大場遊水地排水門他詳細設計業務	4045899749

第9条 施工体制台帳

工事成績優秀企業に認定され、認定有効期限内に、工事発注の契約を行った工事の監理技術者、主任技術者（工事成績優秀企業に認定された下請負を含む）は、工事成績優秀企業認定マークの使用や金色帯線（黄色もしくは橙色の帯線でも可）を名札上部に印刷することが出来るものとする。

注意 1）用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。

注意 2）所属会社の写真とする。

第10条 調査・試験に対する協力（低入札価格調査制度調査対象工事について）

1. 契約担当官等が工事の中間において技術検査の必要を認めた場合は、速やかに監督職員の指示に従い、検査を受けなければならない。なお、検査は工事請負契約書及び共通仕様書に適用する条項に準じて行うものとする。
 2. 予算決算及び会計令第 85 条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、受注者は下記の調査に協力しなければならない。
 - (1) 受注者は、下請負者の協力を得て間接工事費等諸経費動向調査票（営繕工事においては共通費実態調査票）の作成を行い、工事完了後、速やかに発注者に提出するものとする。
 - (2) 受注者は、提出された間接工事費等諸経費動向調査票（営繕工事においては共通費実態調査票）の費用の内訳についてヒアリング調査に応じるものとする。この場合において、受注者は下請負者についてもヒアリングに参加させるものとする。
 - (3) 工事コスト調査（調査結果でも可）に係る資料は、下記のとおりとし、関東地方整備局又は常陸河川国道事務所のホームページにより公表する。
 - (4) 低入札価格調査と工事コスト調査の結果に大きな乖離がある場合、又は、工事コスト調査資料の提出が無い場合には、工事成績評点を減点する場合がある。
- なお、低入札価格調査対象工事については、工事コスト調査終了後に、工事成績評点を通知する。

公表資料は以下のとおり。

資料名	内容
低価格理由とその詳細	当該工事が低価格で施工可能となる理由を示した資料
比較表－１	積算内訳書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表－２	積算内訳書に対する明細書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表－３	元請の手持ち資材の当初と実績の比較表
比較表－４	元請の資材購入先一覧の当初と実績の比較表
比較表－５	手持ち機械の当初と実績の比較表
比較表－６	労務者確保計画の当初と実績の比較表
比較表－７	工種別労務者配置計画の当初と実績の比較表
比較表－８	建設副産物の搬出の当初と実績の比較表
諸経費動向調査（工事費）	元請、下請の工事費内訳

注）特記仕様書に別紙様式等を添付する場合には必ず別紙様式－０（公表資料）を添付すること

第１１条 低入札契約におけるモニターカメラの設置

本工事は、予算決算及び会計令第８５条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、工事の監督補助としてモニターカメラの設置を行う対象工事とする。

なお、モニターカメラの設置費用については、発注者の負担によるものとする。

第１２条 工事書類の作成

- １．工事書類の作成に当たっては、別に定める「土木工事電子書類作成マニュアル（令和７年３月）」に基づき実施するものとする。
- ２．工事書類の作成に当たっては、別に定める「土木工事電子書類スリム化ガイド（令和７年３月）」を参考に書類の電子化、受発注者間での作成書類の役割分担の明確化、書類の削減等に留意すること。
- ３．「工事関係書類一覧表」（別紙様式－１５）により、工事着手前に「作成書類の役割分担」、「作成書類の位置付け」に関して「協議」するものとする。
また、「協議」の内容を変更する場合は、改めて、受発注者で協議を行うものとする。
- ４．電子により提出、提示した書類については、検査時その他の場合においても紙での提示、提出は行わないものとする。

第１３条 設計図書の照査

発注者は、設計図書の照査の範囲を超える資料の作成については、監督職員の指示とし、その作成費用は、設計変更の対象とする。なお、設計変更の対象については、「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和７年３月」によるものとする。

第 14 条 情報共有システムの活用

1. 本工事は、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの活用対象工事である。なお、活用にあたっては「土木工事・業務の情報共有システム活用ガイドライン」（令和 6 年 3 月版）に基づき実施すること。
2. 受注者は、本工事で使用する情報共有システムを選定し、使用する情報共有システムは次の要件を満たすものとする。
 - ・ 工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件（Rev5.6）
令和 6 年 3 月版 国土交通省（国土技術政策総合研究所）
3. 監督職員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者（以下「サービス提供者」という。）との契約は、受注者が行うものとする。また、利用開始日、必要なユーザー ID 数、ディスク容量等の仕様やワークフロー機能の対象者等については、監督職員の確認を得た上で決定すること。
4. 受注者は、サービス提供者と次の内容を含めた契約を締結するものとする。
 - ① 情報共有システムに関する障害を適正に処理、解決できる体制を整える旨
 - ② サービス提供者が善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセス等により、情報漏洩、データ破壊、システム停止等があった場合、速やかに受注者に連絡を行い適正な処置を行う旨
 - ③ ②の場合において、サービス提供者に重大な管理瑕疵があると監督職員若しくは受注者が判断した場合、又は復旧若しくは処理対応が不適切な場合には、受注者はサービス提供者と協議の上情報共有システムの利用を停止することができる旨
5. 受注者は、監督職員等から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためのアンケート等を求められた場合、協力しなければならない。

第 15 条 「設計・施工技術連絡会議（三者会議）」の設置

本工事は、「設計・施工技術連絡会議（三者会議）」（以下、「三者会議」という。）の対象工事では無いが、受注者から「三者会議」の開催を要請した場合、明らかに会議開催の必要性が乏しいと判断される場合を除き、公共工事の品質確保及び円滑な事業執行を目的として、発注者、設計者、施工者（工事受注者）の三者が工事着手前等において一堂に会して、事業目的、設計思想・条件等の情報の共有及び施工上の課題、新たな技術提案に対する意見交換等を行う「三者会議」を開催するものとする。

受注者は、「三者会議」の開催を要請する場合、監督職員と協議するものとする。

「三者会議」の運用にあたっては、「設計・施工技術連絡会議（「三者会議」）運用方針」（<http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html>）によるものとする。

第 16 条 設計審査会の設置

本工事は、発注者と受注者が一堂に会して、現場着手前（準備期間内）に工事工程クリティカルパスの共有及び工事工程の照合（クロスチェック）を実施し、併せて協議資料作成等

の受発注者間の役割分担を明確にする場、また、設計変更手続きの透明性と公正性の向上及び迅速化のため、設計変更の妥当性の審議及び設計変更等に伴う工事中止等の判断等を行う場として開催する「設計審査会」（以下、「審査会」という。）の設置対象工事である。

「審査会」の運用にあたっては、「設計審査会設置運用方針」

(<http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html>) によるものとする。

第 17 条 工事環境の改善

本工事の実施にあたっては、工事環境の改善に取り組むウィークリースタンスを考慮するものとする。

ウィークリースタンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html> に掲載している工事環境改善実施要領に基づき、監督職員と確認・調整した内容について取り組むものとする。

第 18 条 ワンデーレスポンス

1. この工事はワンデーレスポンス実施対象工事である。

・「ワンデーレスポンス」とは

受注者からの質問、協議等への回答は、基本的に「その日のうち」に指示、通知等行うよう対応する。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」に通知することである。

2. 受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議をおこなうこと。

3. 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。

4. ワンデーレスポンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html> に掲載しているワンデーレスポンス実施の手引き（令和 5 年 1 2 月）に基づき、取り組むものとする。

5. 効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合があるため、協力すること。

第 19 条 契約内容の変更手続きについて

本工事における契約内容の変更は、以下によるものとする。

① 本工事における設計変更や契約変更は書面に基づき行うことを徹底し、指示書・協議書があるもののみを契約変更の対象とする。

② 受注者は、工事期間中及び工事完成後において、監督職員から契約図書の規定に違反する等の不適切な指示を受けたと思料されるときは、当該監督職員を経由せずに、事務所長へ直接又は契約担当課長経由で書面により、その旨を報告することができる。

第 20 条 設計図書の変更

設計変更等については、契約書第 18 条から第 25 条及び共通仕様書共通編 1-1-1-16 から 1-1-1-18 に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和 7 年 3 月」によることとする。

第 21 条 スライド条項

工事請負契約書第 26 条（スライド条項）については、物価水準の変動により請負代金が不適当となったと認められた時に、相手方に請負代金の変更を請求することができる条項となっている。

単品スライドについては、鋼材類・燃料油の他、コンクリート類、購入土などの主要工事材料も対象となるので、物価水準の変動により請負代金が不適当となった場合には、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

第 22 条 再生資源の利用

受注者は、下記の資材の使用に際し、再生資材を利用するものとする。

ただし、これにより難しい場合には監督職員と協議するものとする。

資材名	規格	備考
再生加熱アスファルト混合物	As 5 %～ 7 %	付帯道路工
再生クラッシャーラン	Rc-40	付帯道路工 仮設工 付属物設置工

なお、使用に際し「舗装再生便覧」等を遵守するものとする。

第 23 条 公共建設工事における分別解体等・再資源化等及び再生資源活用工事実施要領（土木）

1. 本工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（（平成 12 年法律第 104 号 最終改正令和 4 年 6 月 17 日法律 68 号）。以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「8 解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。ただし工事発注後に明らかになった事情により予定した条件により難しい場合は監督職員と協議するものとする。

工程 ご と の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	工程	作業内容	分別解体の方法
	①仮設	仮設工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥その他 (付属物設置工)	その他の工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

第 2 4 条 建設リサイクル法第 11 条通知の徹底

受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成 12 年 5 月 31 日法律第 104 号)第 11 条に基づく、都道府県知事に対する通知を行った旨の書面を監督職員より受領した後に、工事着手(建設リサイクル法第 10 条第 1 項に規定する工事着手をいう。)するものとする。なお、これによりがたい場合は監督職員と協議の上決定するものとする。

第 2 5 条 部分使用

本工事は土木工事共通仕様書第 1 編 1-1-1-25 部分使用を下記のとおり予定している。

1. 部分使用箇所 1

(1) 部分使用箇所

平面図測点 No. 5 ~ No. 8 の図示する箇所(別図-1)

(2) 使用時期

令和 8 年 5 月 1 日から令和 8 年 11 月 10 日まで

2. 部分使用箇所 2

(1) 部分使用箇所

平面図測点 No. 8 ~ No. 12 の図示する箇所(別図-2)

(2) 使用時期

令和 8 年 10 月 1 日から令和 9 年 2 月 26 日まで

第 2 6 条 施工管理

1. 本工事の施工管理は、関東地方整備局土木工事施工管理基準及び規格値(令和 7 年度版)

によるものとする。なお、この管理基準により難しい場合及び基準、規格値が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。

2. 本工事の写真管理は、関東地方整備局土木工事写真管理基準（令和 7 年度版）によるものとする。なお、「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合は、監督職員の指示により追加、削減するものとする。
3. 本工事の施工管理における適用工種毎の基準類は、ICT 活用工事実施要領（令和 7 年 3 月改定）の関連要領等一覧（URL「https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html」）によるものとする。

第 27 条 デジタル工事写真の小黑板情報電子化について

デジタル工事写真の小黑板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黑板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

工事では、以下の 1. から 4. の全てを実施することとする。

1. 対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以降、「使用機器」と称する）については、関東地方整備局土木工事写真管理基準（令和 7 年度版）（以下、写真管理基準）「2-2 撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例を以下に示す。

【使用機器の事例】

デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア、（一社）施工管理ソフトウェア産業協会、<<https://www.jcomsia.org/kokuban>>.

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない

2. デジタル工事写真における小黑板情報の電子的記入

受注者は、同条 1. の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黑板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黑板情報の電子的記入を行う項目は、写真管理基準「2-2 撮影方法」による。

ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

3. 小黑板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、写真管理基準及びデジタル写真管理情報基準（以下、デジ

タル写真管理情報基準)に準ずるが、同条2.に示す小黑板情報の電子的記入については、写真管理基準「2-5 写真編集等」及びデジタル写真管理情報基準「6.写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。

4. 小黑板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、同条2.に示す小黑板情報の電子的記入を行った写真(以下、「小黑板情報電子化写真」と称する。)を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者はUR(http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html)のチェックシステム(信憑性チェックツール)又はチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黑板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

また、下記のチェックツールを使用して信憑性確認を行い、結果を出力したものでもよい。

【チェックツールの事例】

信憑性チェックツール(一社)施工管理ソフトウェア産業協会

<<https://www.jcomsia.org/kokuban>>.

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではないなお、デジタル工事写真の小黑板情報電子化を実施しない工事写真がある場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得ること。

第28条 ICT活用工事(土工)について

1. ICT活用工事

本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionに基づき、ICT施工技術の全面的活用を図るため、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について3次元データを活用するICT活用工事である。

2. 定義

- (1) i-Construction とは、ICT施工技術の全面的な活用、規格の標準化、施工時期の平準化等の施策を建設現場に導入することによって、建設現場のプロセス全体の最適化を図る取り組みであり、その実現に向けてICT施工技術を活用した工事(ICT活用工事)を実施するものとする。
- (2) ICT活用工事とは、施工プロセスの以下段階において、ICTを全面的に活用する工事である。また、本工事では、施工プロセスの以下①～⑤の全ての段階でICT施工技術を活用することをICT活用工事とする。

対象は、土工を含む工事とする。

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ ICT建設機械による施工
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

3. 受注者は、特記仕様書に指定された土工以外の工種にICT施工技術の活用を行う希望

がある場合、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに監督職員へ提案・協議を行い、協議が整った場合に以下４～８によりＩＣＴ施工技術の活用を行うことができる。

４．原則、本工事においては上記①～⑤の全ての段階でＩＣＴ施工技術を活用することとし、土工について施工範囲の全てで適用するが、具体的な工事内容及び数量・対象範囲を明示し、監督職員と協議するものとする。なお、土工以外の工種に関するＩＣＴ施工技術の活用を提案・協議した場合は、土工と共に実施内容等について施工計画書に記載するものとする。

５．ＩＣＴ施工技術を用い、以下の施工を実施する。

① ３次元起工測量

受注者は、３次元測量データを取得するため、以下１）～７）から選択（複数選択可）して測量を行うものとする。

起工測量にあたっては、標準的に面計測を実施するものとするが、前工事または設計段階での３次元データが活用できる場合においては、監督職員と協議の上、管理断面及び変化点の計測による測量が選択できるものとし、ＩＣＴ活用工事とする。

- １）空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量
- ２）地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
- ３）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- ４）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- ５）ＴＳ等光波方式を用いた起工測量
- ６）ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた起工測量
- ７）ＲＴＫ－ＧＮＳＳを用いた起工測量

受注者は、５．①で得られた測量データと、発注者が貸与する発注図データを用いて、ＩＣＴ建設機械による施工、及び３次元出来形管理を行うための３次元設計データを作成する。

② ３次元設計データ作成

受注者は、５．①で得られた測量データと、発注者が貸与する発注図データを用いて、ＩＣＴ建設機械による施工、及び３次元出来形管理を行うための３次元設計データを作成する。

③ ＩＣＴ建設機械による施工

５．②で作成した３次元設計データを用い、以下に示すＩＣＴ建設機械により、施工を実施する。位置・標高をリアルタイムに取得するに当たっては、国土地理院の電子基準点のほか、国土地理院に登録された民間等電子基準点を活用することができる。

なお、位置情報サービス事業者が提供する位置情報サービスの利用においては、当該サービスが国家座標に準拠し、かつ、作業規程の準則（令和５年３月３１日 国土交通省告示第２５０号）付録１測量機器検定基準２－６の性能における検定基準を満たすこと。

１）３次元ＭＣまたは３次元ＭＧ建設機械※

※ＭＣとは「マシンコントロール」、ＭＧとは「マシンガイダンス」の略称である。

建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分に基づき建設機械の作業装置を自動制御する３次元マシンコントロール技術または、建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分を表示し、建設機械の

作業装置を誘導する３次元マシンガイダンス技術を用いて、河川・海岸・砂防・道路土工の敷均し、掘削、法面整形を実施する。

但し、現場条件により、③ＩＣＴ建設機械による施工が困難又は非効率となる場合は監督職員と協議の上、従来型建設機械による施工を実施してよいものとし、その場合もＩＣＴ活用工事とするが、丁張設置等には積極的に３次元設計データ等を活用するものとする。

④ ３次元出来形管理等の施工管理

５．③による工事の施工管理において、以下のとおり、出来形管理及び品質管理を行うものとする。

（１）出来形管理

出来形管理にあたっては、標準的に出来形管理の計測範囲において、１ｍ間隔以下（１点/㎡以上）の点密度が確保できる出来形計測を行い、３次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し、出来形の良否を面的に判定する管理手法（面管理）とし、以下１）～４）から選択（複数選択可）して実施するものとする。

また、土工における出来形管理にあたっては、以下１）～４）を原則とするが、現場条件等により以下５）～８）の出来形管理を選択して面管理を実施してもよい。

- １）空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理
- ２）地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- ３）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- ４）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- ５）ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理
- ６）ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理
- ７）ＲＴＫ－ＧＮＳＳを用いた出来形管理
- ８）施工履歴データを用いた出来形管理

また、出来形管理のタイミングが複数回にわたることにより一度の計測面積が限定される等、面管理が非効率になる場合及び降雪・積雪等により面管理が実施できない場合は、監督職員との協議の上、管理断面及び変化点の計測による出来形管理を選択してもＩＣＴ活用工事とする。

（２）品質管理

品質管理にあたっては、受注者は、河川・海岸・砂防・道路土工の品質管理（締固め度）について、「ＴＳ・ＧＮＳＳを用いた盛土の締固め管理要領」により実施する。砂置換法又はＲＩ計法との併用による二重管理は実施しないものとする。

なお、本施工着手前及び盛土材料の土質が変わるごと、また、路体と路床のように品質管理基準が異なる場合に試験施工を行い、本施工で採用する締固め回数を設定すること。

土質が頻繁に変わりその都度試験施工を行うことが非効率である等、施工規定による管理そのものがなじまない場合は、監督職員と協議の上、ＴＳ・ＧＮＳＳを用いた締固め回数管理を適用しなくてもよいものとする。

⑤ ３次元データの納品

- ５．①②④により作成した３次元データを工事完成図書として電子納品する。

なお、河川土工（掘削工、盛土工、法面整形工）において、3次元計測技術を用いて出来形管理（面管理）を実施した場合は、計測点群データの納品ファイル形式はLASのポイントファイルとする。

6. 上記5. ①～④の施工を実施するために使用するICT機器類は、受注者が調達すること。また、施工に必要な施工用データは、受注者が作成するものとする。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。

発注者は、3次元設計データの作成に必要な詳細設計において作成したCADデータを受注者に貸与する。また、ICT施工技術の活用を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に受注者に貸与するものとする。

7. 土木工事施工管理基準（案）に基づく出来形管理が行われていない箇所で、出来形測量により形状が計測出来る場合は、出来形数量は出来形測量に基づき算出した結果とする。

8. 本特記仕様書に疑義が生じた場合または記載のない事項については、監督職員と協議するものとする。

第29条 ICT活用工事における適用（用語の定義）について

1. 図面

図面とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更または追加された設計図、工事完成図、3次元モデルを復元可能なデータ（以下「3次元データ」という。）等をいう。

なお、設計図書に基づき監督職員が受注者に指示した図面及び受注者が提出し、監督職員が書面により承諾した図面を含むものとする。

第30条 ICT活用工事の費用について

1 ICT施工技術を活用する項目については、以下の積算要領に基づき費用を計上しているが、「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」及び「3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用」については、当初は計上していない。

・ICT活用工事（土工1,000 m³以上）積算要領

実施した場合は、以下の（1）（2）により設計変更の対象とし、費用を計上する。

（1）3次元起工測量・3次元設計データの作成費用

3次元起工測量・3次元設計データの作成（修正含む）を実施した場合は、受注者は発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとし、発注者は、費用の妥当性を確認した上で設計変更の対象とする。

なお、受注者から見積の提出がない場合は、「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」は計上しないものとする。

（2）3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用

出来形管理の計測範囲において、1m間隔以下（1点/m²以上）の点密度が確保できる出来形計測を行い、3次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し、出来形の良否を面的に判定する管理手法（面管理）を実施し、3次元データ納品を行った場合の費用の計上方法については、受注者より提出された見積により費用の妥当性を確認することとし、官積

による算出方法については、共通仮設費率、現場管理費率に以下の補正係数を乗じるものとする。

なお、受注者は、発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとする。受注者からの見積により算出される金額が以下の補正係数を乗じて算出される金額を下回る場合は、見積により算出される金額を積算計上額とする。

また、受注者から見積の提出がない場合は、3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用は計上しないものとする。

- ・ 共通仮設費率補正係数：1.2

- ・ 現場管理費率補正係数：1.1

上記費用の対象となる出来形管理は、以下の1)～4)とし、それ以外の出来形管理の費用は、共通仮設費率及び現場管理費率に含まれるため、別途計上は行わない。

- 1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

2. 施工合理化調査を実施する場合はこれに協力すること。

第31条 ICT活用工事の活用効果等に関する調査

ICT活用工事を行った施工者は、活用目的等の把握のための「ICT活用工事の活用効果等に関する調査」の対象であり、別途監督職員より指示される調査票に基づき実施するものとする。

施工者は、工事完了後直ちに調査票を監督職員へ提出・確認後、発注者が指示するメールアドレスまで調査票を電子メールにより提出すること。また調査票の聞き取り調査等を実施する場合はこれに協力するものとする。

調査費用については当初は計上していないため、設計変更の対象とする。

第32条 現場環境改善（快適トイレの設置）

1. 内容

受注者は、現場に以下の(1)～(11)の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

(12)～(17)については、満たしていればより快適に使用出来ると思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- (1) 洋式（洋風）便器
- (2) 水洗及び簡易水洗機能
(し尿処理装置付き含む)
- (3) 臭い逆流防止機能
- (4) 容易に開かない施錠機能
- (5) 照明設備

(6) 衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg以上とする）

【付属品として備えるもの】

(7) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示

(8) 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫

(9) サニタリーボックス

（女性用トイレに必ず設置）

(10) 鏡と手洗器

(11) 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

(12) 室内寸法 900mm×900mm 以上（面積ではない）

(13) 擬音装置（機能を含む）

(14) 着替え台

(15) 臭気対策機能の多重化

(16) 室内温度の調整が可能な設備

(17) 小物置き場

（トイレットペーパー予備置き場等）

2. 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記1の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。

【快適トイレに求める機能】(1)～(6)及び【付属品として備えるもの】(7)～(11)の費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000 円/基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基/工事（施工箇所）※までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2基/工事（施工箇所）※より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。

3. 快適トイレの「質の向上」に要する費用

快適トイレの「質の向上」として、積算上限額を超える費用について現場環境改善費（率）を充当することができる。現場環境改善費（率）の充当を希望する場合は、上記2.の協議時に見積書を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとする。

なお、現場環境改善費（率）を充当することにより、特記仕様書に明示されたその他の費目の実施が困難な場合には、実施費目数の変更を合わせて協議することとする。

4. その他

快適トイレの手配が困難の場合は、監督職員と協議の上、本条項の対象外とする。

第33条 BIM/CIM 適用工事について

本工事は、BIM/CIM 適用工事（受注者希望型）である。受注者が希望する場合、3次元モ

デルの活用を提案することができる。詳細については、受発注者で協議し実施する。

1. BIM/CIM 実施計画書の作成

受発注者において、BIM/CIM の実施内容や、納品方法等を協議し決定した結果を「BIM/CIM 実施計画書」として整理し、提出する。内容に変更が生じた場合は、受発注者間で協議し、BIM/CIM 実施（変更）計画書を作成する。

また、作成した BIM/CIM 実施計画書（変更含む）に基づき、本工事を実施する。

- 1) 工事概要
- 2) 整理すべき課題
- 3) BIM/CIM の実施内容（3次元モデルの活用内容、期待する効果等）
- 4) 3次元モデルの作成仕様（作成範囲、詳細度、属性情報、別業務等で作成された3次元モデルの仕様等）
- 5) 3次元モデル作成に用いるソフトウェア、オリジナルデータの種類
- 6) 3次元モデル閲覧、データ共有ができるソフトウェアの種類、成果物の納品ファイル形式
- 7) 3次元モデルの作成・活用に要する費用

2. BIM/CIM 実施報告書の作成

BIM/CIM 実施計画書に基づき実施した内容について、BIM/CIM 実施報告書を作成する。以下の内容を BIM/CIM 実施計画書に追記して作成する。

- 1) 後段階への引継事項（データかつ用事の留意点、更なる検討が必要な内容、2次元図面との整合等）
- 2) 省人化の効果（前段階から引き継いだデータの活用により省人化した効果、3次元での検討により省人化した効果等）

3. 成果物の納品

以下の内容を納品する。様式については別添資料を参照すること。

- 1) BIM/CIM 実施計画書・見積書（変更含む）
- 2) BIM/CIM 実施報告書（3次元モデル作成引継書シート、3次元モデル照査時チェックシートを含む）
- 3) 作成した3次元モデル（オリジナルデータ、標準的なデータ形式（J-LandXML 形式、IFC 形式）、統合モデル、動画等）

4. その他

最新の情報は BIM/CIM ポータルサイト

(<https://www.nilim.go.jp/lab/qbg/bimcim/bimcimindex.html>) で提供されているので、適宜参照すること。

第34条 DXセンターの使用

本工事は DX データセンターを使用することで、VDI による専用ソフトの利用及び受発注者間のデータ共有の円滑化を図る工事である。

3次元モデルを活用するにあたり、受注者が希望する場合、国土技術政策総合研究所が運用する DX データセンターにインストールされている専用ソフトウェアを使用することがで

きる。

D Xデータセンター内の有償ソフトウェアを使用する場合は、受注者が有償ソフトウェアの使用契約手続きを行うものとする。

なお、D Xデータセンターの詳細については、D Xデータセンターの参考資料
(<https://dxportal.nilim.go.jp/exonym/reference>) 及びポータルサイト
(<https://dxportal.nilim.go.jp/exonym>) を参照すること。

第 3 5 条 工事中の安全確保

1. 工事の施工にあたっては、関東地方整備局長が定める「重点的安全対策」について留意し、工事事故の防止を図らなければならない。

なお、令和 7 年度における重点的安全対策項目は以下の 7 項目である。

- I. 架空線等上空施設の損傷事故防止
 - II. 建設機械等の稼働に関連した人身事故防止
 - III. 資機材等の下敷きによる人身事故防止
 - IV. 足場・法面等からの墜落事故防止
 - V. 地下埋設物の損傷事故防止
 - VI. 第三者の負傷・第三者車両等に対する損害
 - VII. 事故防止
2. 受注者は、工事に従事する就業制限業務及び作業主任者を選任する業務における資格者のうち、資格取得後一定期間経過した資格者に対し、次に掲げる再教育の受講が推進されるよう努めるものとする。
 - ①労働安全衛生法第 19 条の 2 に基づく足場組立等作業主任者等に対する能力向上教育
 - ②労働安全衛生法第 60 条の 2 に基づく車両系建設機械運転従事者、移動式クレーン運転士、玉掛業務従事者等に対する危険有害業務従事者教育
 - ③厚生労働省通達に基づくドラグ・ショベル運転業務従事者等に対する危険再認識教育

第 3 6 条 工事現場管理について

1. 工事の施工にあたっては、工事等の時期、工事等の方法の概要 及び 工事等を行なう場合における道路交通に対する措置について「道路工事保安施設設置基準(令和 6 年 2 月)」に基づき監督職員へ確認を行うものとする。
2. 工事中看板、工事情報看板及び工事説明看板の記載内容及び設置箇所については、監督職員の承諾を得るものとする。
3. 工事期間中に配置する交通誘導警備員は、以下のとおり計上するものとする。ただし、交通管理者等との協議条件など社会的要件、現地精査に基づき配置人員の変更が必要になった場合は、監督職員と協議するものとする。

配置場所	配置時期	作業区分	交通誘導警備員	備考
那珂川左岸 33.7k 付近の	土砂等運搬時	昼間作業	1 人／箇所 (有資)	交代要員無し

堤防天端			格者なし)	
------	--	--	-------	--

4. UAV 等を使用する際の安全面への配慮について

受注者は、起工測量等において UAV 等を使用する場合、安全面への配慮として「公共測量における UAV の使用に関する安全基準（案）」（国土地理院・平成 28 年 3 月）に基づいて UAV 等を使用すること。

第 37 条 熱中症対策に資する現場管理費の補正

1. 本工事は、夏季における真夏日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に掛かる経費に関して「熱中症対策に資する現場管理費の補正」を行う試行工事である。

2. 真夏日の考え方は下記のとおりである。

（1）真夏日の定義

日最高気温が 30℃以上の日を指す。

ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が 30℃以上の場合とする。

（2）試行にあたっての真夏日の計上の考え方

下記①～③のいずれかに該当する場合、真夏日として計上する。

①環境省が公表している暑さ指数（WBGT）が日最高 25℃以上の場合。

施工現場から最寄りの環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）が 25℃以上となる日を真夏日とみなす。

②気象庁が公表している地上気象観測所の日最高気温が 30℃以上の場合。

施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温が 30℃以上の日を真夏日とする。

③夜間工事については、作業時間帯の最高気温が 30℃以上の場合。

施工現場から最寄りの観測地点における作業時間帯の最高気温が 30℃以上、又は暑さ指数（WBGT）が 25℃以上の場合を真夏日とする。

なお、休工日においては、上記に該当した場合でも真夏日としない。

上記①～③によりがたい場合は、監督職員と協議すること。

（3）工期

工事着手から工事完成日までの期間を指す。なお、年末年始休暇 6 日間、夏季休暇 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

（4）基準日

受発注者協議により、「基準日」を定めるものとする。「基準日」は工事着手日を基本とする。

当該「基準日」より工期末までの期間のうち、真夏日にあたる日数を算出する。

なお、夏季休暇 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、現場休工日は含まないものとする。

（5）真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

・真夏日率 = 基準日から工期末までの真夏日 ÷ 工期

(6) 現場管理費の補正

現場管理費の補正は、工期中の日最高気温の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加算する。なお、補正は変更契約において行うものとする。

$$\text{補正値}(\%) = \text{真夏日率} \times \text{補正係数}\%$$

※ 真夏日補正係数：1. 2

第38条 安全管理推進技術者等認定について

1. 概要

関東地方整備局（港湾・空港部・営繕部関係を除く）が発注した工事（以下、「直轄工事」という）において、無事故で完成させた技術者に対して、「安全管理推進技術者」（以下、「認定技術者」という）として認定する。

2. 認定条件

対象とする技術者は、以下の条件によって認定する。

- ・直轄工事において、無事故にて完成させた「安全管理担当者」として、施工期間中、全ての工事（準備工を除く）に従事した者。なお、「安全管理担当者」とは、施工体制上、受注者が配置する「統括安全衛生責任者」、「元方安全衛生管理者」、「ずい道等救護技術管理者」、「店社安全衛生管理者」、「工事現場責任者」として安全管理に従事した者で、現場代理人または、主任（監理）技術者が兼務した場合も認定するものとする。
- ・直轄工事にて、認定技術者として過去5回認定された者については、「優秀安全管理推進技術者」（以下、「優秀認定技術者」という）として認定する。

3. 認定技術者の認証

- ・認定技術者及び優秀認定技術者に認定された者については、「安全管理推進技術者認定ロゴマーク」（以下、「認定ロゴマーク」という）を「企業の名刺」、「ヘルメット貼付」等に使用（印刷、シール）することができる。
- ・紛失等による認定書の再発行は行わない。
- ・「認定ロゴマーク」については、当該地方整備局管内で行う直轄工事のみに使用でき、それに要する費用は、当該企業が負担するものとする。

4. 認定技術者の認証期間

認定技術者へ授与した認証については、その使用期間に制限を設けないものとする。

5. 不適切事項への措置による認証の取り扱い

認定技術者が関係する工事にて、粗雑工事等の発覚より、関東地方整備局から措置（指名停止、文書注意、口頭注意）を受けた場合であっても、過去の認証の取り消しは行わない。ただし、工事完成後、安全管理に関して不適切な事象が発覚した場合、または、不正による認定取得が確認された場合については、認定を取り消す。

第39条 出水期間中の現場管理及び施工について

本工事における出水期間中の現場管理及び施工については、土木工事共通仕様書第1編「1-1-1-30 工事中の安全確保」に基づき、作業員、仮設物及び資機材等の退避及び流出防止等、施工中の退避時の措置等（以下「防災措置等」という。）必要な対策を講ずるものと

する。

なお、上記については、土木工事共通仕様書第 1 編「1-1-1-6 施工計画書」に基づき、施工計画書に記載の上、設計審査会で確認したうえで、監督職員に提出するものとする。

また、気象情報や河川水位の収集及び伝達方法等についても施工計画書に記載するものとする。なお、施工計画書に記載すべき標準的な項目については、別紙-6 を参考にすること。

防災措置に要する費用については第 20 条の設計変更ガイドラインに基づき設計変更の対象とする。

第 40 条 出水期間施工中の退避時の措置について

施工は全範囲を一度に行うことなく、気象状況等を把握しつつ速やかに必要な措置（埋め戻し等）を行える範囲としなければならない。施工範囲、方法、措置を行う時期等については、施工計画書に記載し設計審査会で確認したうえで監督職員に提出するものとする。

なお、退避時の措置等に要した費用については、監督職員と協議するものとする。

第 41 条 交通誘導警備員の資格

交通誘導警備員については、資格者（警備業法第 23 条に規定する都・県公安委員会の行う 1 級又は 2 級検定に合格した者）又は経験 1 年以上の者を配置すること。

なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第 42 条 架空線等上空施設の事故防止対策について

架空線等上空施設が工事現場内等にある場合は、関係法令並びに、「公衆災害防止マニュアル（河川部運用案）【架空線等上空施設編】（平成 28 年 12 月 関東地方整備局 河川部）」等を参考とし、公衆災害等の事故防止対策を実施するものとする。

なお、本マニュアルは関東地方整備局 HP>河川>技術情報に掲載している。

(<http://www.ktr.mlit.go.jp/river/gijyutu/index00000000.html>)

第 43 条 特定調達品目の調達実績の調査について

受注者は、本工事の資材、建設機械の使用にあたっては、必要とされる強度や耐久性、機能の確保等に留意しつつ、環境物品等の調達の推進に関する基本方針に定められた国土交通省の特定調達品目（以下、「特定調達品目」という）の使用を積極的に推進するものとする。設計図書に定めがあるものについて、特定調達品目への変更が可能である場合は、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。ただし、東日本大震災の影響により、特定調達品目の使用が困難な場合には、監督職員と協議するものとする。

受注者は、特定調達品目の調達実績の集計を行い、工事完了後に、電子データにより監督職員に提出するものとする。集計の方法については、監督職員より指示する。

第 44 条 環境対策（建設機械の使用）

受注者は、本工事において「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」（昭和 62 年 3 月 30 日 建設省経機第 58 号）に基づき、低騒音型建設機械の使用原則を図られた場合は、「低騒音型・

低振動型建設機械の指定に関する規程」に基づき指定された低騒音型建設機械を使用するものとする。

第45条 交通安全管理

受注者は、工事の施工にあたっては、次の事項を遵守するものとする。

1. 積載重量制限を超えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
2. さし枠装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
3. 過積載車輛、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等過積載を助長することのないようにすること。
4. 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行った場合、さし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
5. 建設発生土の処理及び骨材の購入等にあたって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
6. 以上のことにつき、下請業者にも十分指導すること。

第46条 特殊車両通行許可関係図書の確認及び提出

共通仕様書 1-1-1-36 交通安全管理第14項における道路法第47条の2に基づく通行許可の確認は、下記について実施するものとする。また監督職員からの求めがあった場合には確認結果等を提示しなければならない。

- ① 当該車両に関する特殊車両通行許可証
- ② 現場到着地点及び現場出発時における荷姿（荷姿全景、ナンバープレート等通行許可証と照合可能な写真を撮影しておくこと）
- ③ 車両通行記録計（タコグラフ）（夜間走行条件の場合のみ）

なお、当該車両の特殊車両通行許可証については、当該経路に関する部分の写しを、共通仕様書 1-1-1-39 官公庁等への手続等第3項に基づき、監督職員へ提示するものとする。

第47条 工事現場の現場環境改善

1. 現場環境改善として実施する内容は、下記のとおりとするが、現場条件等により実施が困難になった場合には、監督職員と協議するものとする。

(1) 仮設備関係

「環境負担の軽減」を実施するものとする。

(2) 営繕関係

「現場休憩所の快適化（女子更衣室の設置を含む）」を実施するものとする。

(3) 安全関係

「盗難防止対策（警報機等）」を実施するものとする。

(4) 地域連携

「地域対策費等（地域行事等の経費を含む）」及び「社会貢献」を実施するものとする。

2. 現場環境改善については具体的な内容、実施時期について施工計画書に含め提出するも

のとする。

- 主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策については、工事契約後、監督職員と協議するものとし、現場環境改善費（率）の 50%を上限として設計変更の対象とする。

第 48 条 工期

- 工期は、雨天、休日等 118 日を見込み、契約の翌日から令和 9 年 2 月 26 日までとする。

なお、休日には、日曜日、祝日、年末年始休暇及び夏季休暇の他、作業期間内の全ての土曜日を含んでいる。

工期には、施工に必要な実日数（実働日数）に加えて以下の日数を見込んでいる。

① 準備期間	40 日間
② 後片付け期間	20 日間
③ 雨休率（実働工期日数と悪天候により作業できない日数を見込むための係数 実働日数 × 係数）	1.81

※雨休率を算出した際の日換算した年間の作業不能日は以下の通りである。（当該工事の作業不能日ではない。）

イ) 1 日の降雨・降雪量が 10mm/日以上の日：30 日間

ロ) 8 時から 17 時までの WBGT 値が 31 以上の時間を足し合わせた日数：8 日間

（少数第 1 位を四捨五入（整数止め）し、日数換算した日数）

過去 5 か年（2020 年～2024 年）の気象庁（常陸大宮観測所）及び環境省（常陸大宮地点）のデータより年間の平均発生日数を算出（雨休率を算出した際の日換算した年間の作業不能日）

- 著しい悪天候や気象状況より工程（官積算）で見込んでいる「天候等による作業不能日」以上に作業を休止せざるを得なかった場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。
- 後片付け期間に検査に要する各種電子データの作成を行うことを想定しているが、更なる期間が必要な場合は、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。本工事の工期は出水期間を含んでいる。
- 6 月 1 日から 10 月 31 日を出水期間とし、河川区域及びその周辺で工事を行ってはならないが、下記に示す工種等においてはこの限りではない。なお、既存堤防の治水上の安全を下げないように留意すること。
 - ・準備・後片付け
 - ・河川土工
 - ・法覆護岸工
 - ・付帯道路工

- ・ 付属物設置工
- ・ 周辺整備工
- ・ 仮設工

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間と実工事期間を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期及び終期を任意に設定できる。なお、契約を締結するまでの間に、別紙様式-16により、工事の始期及び終期を通知すること。

余裕期間内は、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

工期：令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

（余裕期間：契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで）

※ 契約締結後において、余裕期間内に受注者の準備が整った場合は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。

なお、低入札価格調査等により、上記の工事の始期以降に契約締結となった場合には、余裕期間は適用しない。

第49条 工程表

受注者は、現場着手前（準備期間内）に設計図書等を踏まえた工事工程表（クリティカルパスを含む）を作成し、監督職員と共有すること。工程に影響する事項がある場合は、その事項の処理対応者（「発注者」又は「受注者」）を明確にすること。

施工中に工事工程表のクリティカルパスに変更が生じた場合は、適切に受発注者間で共有することとし、工程の変更理由が以下の①～⑤に示すような受注者の責によらない場合は、工期の延長が可能となる場合があるので協議すること。

- ① 受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
- ② 著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が工程（官積算）で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合
- ③ 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
- ④ 資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合
- ⑤ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

第50条 工事工程表の開示の試行工事

1. 本工事は、工期設定の根拠とした工事に必要な関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続きなどの進捗状況を踏まえた工事工程表を開示するとともに、設計審査会等において工事工程クリティカルパスの共有や発注者が作成する工程と受注者が作成する工事工程の照合（クロスチェック）を行うことにより、適切な工期設定の取組を行う「工事工程表の開示の試行工事」である。
2. 工事契約後、設計審査会等において、「前条 工事工程クリティカルパスの共有」により

作成した工事工程表を確認し、受注者・発注者間でクリティカルパスの共有を行うものとする。

3. 設計審査会等において、発注者が開示した工事工程表（別紙-5）との照合（クロスチェック）を実施し、必要に応じて工期延伸の判断について審査を行うなど、適正な工事工程の確保に努めるものとする。
4. 本試行に関するアンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。

第51条 施工時期及び施工時間の変更

本工事の作業区分は、下記によるものとする。

作業区分	施工区分	標準作業時間
昼間作業	全ての工種	8:00～17:00

上記については、積算上の条件明示であり、作業時間を指定するものではない。

※各々の標準作業時間には、日々の作業準備、後片付け、KY等安全活動なども含まれる。

ただし、上記については、変更を要する場合は監督職員と協議するものとする。

第52条 週休二日の対応

1. 本工事は、監督職員と受注者双方が工程調整を行うことにより、完全週休2日（土日）を達成するよう工事を実施する「現場閉所による週休2日制適用工事（完全週休2日）（受注者希望方式）」の試行工事である。

受注者は、工事契約後、完全週休2日（土日）の取組を希望するか判断の上、発注者に協議するものとし、希望しない場合は月単位の週休2日に取組むものとする。

2. 週休2日の考え方は下記のとおりである。

1) 週休2日

①完全週休2日（土日）

対象期間内の全ての土日において、現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、協議により、同一の週に土日に代わる現場閉所日（以下、「代替休日」という。）を設定することによって、土日に現場閉所を行ったとみなす。なお、週の定義は月曜日から日曜日までとする。

②月単位の週休2日

対象期間内の全ての月において、現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上となる現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

2) 対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

また、工事着手後、受注者の責によらず週休2日の実施が困難な期間が生じる場合は、受発注者間で協議して週休2日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。ただし、対象外とする期間は災害対応等のやむを得ない期間に限定すること。

3) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所で事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

3. 天候等による作業環境が厳しい時期を避けることを目的に、1年単位の変形労働時間制を活用する場合は、1週40時間または1日8時間を超える労働時間を設定した月は、週休2日工事の対象期間外とする。また1年単位の変形労働時間制の活用について施工計画書に反映し、労働基準監督署へ提出した下記の資料を提出すること。

- ・ 1年単位の変形労働時間制を活用する労働者とその使用者が締結した労使協定
- ・ 変更した就業規則

4. 現場閉所を行うときは、監督職員へ事前に連絡すること。ただし、以下に該当する場合は、連絡は不要である。

- ① 施工計画書に記載した法定休日・所定休日の場合
- ② 週間工程会議等により監督職員が事前に把握している場合
- ③ 官公庁の休日の場合

完全週休2日（土日）の実施にあたり、受注者の責に寄らず土日に施工を行わざるを得ない場合は、協議により、同一の週に代替休日を設定すること。なお、夜間工事の場合は作業に着手した日を作業日とみなす。

また、天候等による作業環境が厳しい時期を避けることを目的に、1年単位の変形労働時間制を適用し休日を振り替える場合には、振替前後の日にちが把握出来るよう施工計画書に記載しておくこと。

5. 監督職員は、受注者の月毎の現場閉所率の状況を適宜確認するものとし、受注者側の週休2日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、週休2日が確保できるよう改善に取り組むものとする。
6. 工事完了後、週休2日の取得結果が確認できる「取得報告書」を作成し、監督職員に提出するものとする。
7. アンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。
8. 明らかに受注者側に月単位の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、内容に応じて、工事成績評定から点数を減ずる措置を行うものとする。
9. 週休2日に掛かる費用については、当初予定価格から完全週休2日（土日）を達成した場合の補正係数を労務費、市場単価、土木工事標準単価、共通仮設費率、現場管理費率に乗じているが、現場閉所の達成状況を確認後、完全週休2日（土日）が未達成の場合は、月単位の週休2日の補正係数に変更する。月単位の週休2日が未達成の場合は、補正係数を除して変更する。

完全週休2日（土日）の取組を希望しない場合は、月単位の週休2日の補正係数に変更する。また、現場閉所の達成状況を確認後、月単位の週休2日が未達成の場合は、補正係

数を除して変更する。

第53条 悪天候等により工期変更が必要となる場合の協議を簡素化する試行

1. 受注者は、著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生し、工期内に工事を完成することが困難な場合はその理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

著しい悪天候とは、当該工事の工期月の雨休率が、直近5カ年における工期月の雨休率の平均値を超える場合をいう。

工期月とは、工事着手日から工事完成予定日までの期間のうちの、工期の延長変更請求時までにかかる月（ただし、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は除く）をいう。

なお、本工事の降雨降雪日は、常陸大宮観測所（気象庁のデータ）における1日の降雨・降雪量が10mm以上/日の日を想定している。

2. アンケート調査を行う場合は、これに協力すること。

第54条 他工事との調整

1. 下記工事の請負業者とは、現場が連続し施工が輻輳することから、施工手順・工程については十分な打ち合わせを行い、工事の円滑な進捗に努めるものとする。
2. 本工事との調整工事は以下のとおりとする。

工事名	施工範囲	工期（予定）
R6 那珂川左岸小野排水樋管改築工事	土砂等運搬、工事用道路	R7.4～R9.2
R7 那珂川左岸野口地区外築堤工事（予定）	周辺整備工	R8.4～R9.2
R7 那珂川大場遊水地排水門ゲート設備据付工事（予定）	工事用道路、付属物設置工、上屋工	R8.4～R9.3

3. No.5～No.8の仮締切工は、関連工事（R7 那珂川大場遊水地排水門ゲート設備据付工事（予定））において令和8年5月から10月末まで使用することが予定されており、令和8年4月末までに完了させることを目途としているが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。
4. No.8～No.12の付帯道路工は、関連工事（R7 那珂川大場遊水地排水門ゲート設備据付工事（予定））において使用されることが予定されており、令和8年9月末までに完了させることを目途としているが、これにより難しい場合は監督職員と協議するものとする。

第55条 概算概略発注

本工事のNo.8+15.542～No13+0.05の河川土工・法覆護岸工、付帯道路工は、概略構造及び概算数量を示したものであり詳細については、監督職員の指示によるものとする。

詳細設計については、現在、別途行われているところであり、この成果の引き渡しは令和8年4月中旬とする。

第56条 新技術の活用「新技術の定義」

1. 本工事は、新技術活用の促進を図ることを目的とした、新技術活用工事である。

2. 新技術の定義

新技術活用の原則化における新技術の定義は以下による。

- ①技術の成立性が技術を開発した民間事業者等により実験等の方法で確認されている技術
- ②公共工事等において実用段階に達している技術
- ③当該技術の適用範囲において従来技術に比べて活用の効果が同程度以上の技術又は同程度以上と見込まれる技術
- ④実用段階に達していない技術又は要素技術など研究開発段階にある技術であって国により導入促進を図る技術

3. 対象とする新技術

新技術活用の原則義務化の対象とする新技術は以下のとおりとする。

1) 新技術情報提供システム（NETIS）登録技術

URL <http://www.netis.mlit.go.jp>

2) NETIS のテーマ設定型の技術比較表に掲載されている技術

3) 新技術導入促進（Ⅱ）型により活用する技術

4) 新技術のニーズ・シーズマッチングにより現場実証し、従来技術と同等以上と確認できた技術

対象とする技術は、NETIS「マッチング」に掲載された技術のうち、「標準化推進技術」「普及促進技術」のいずれかに該当するものとする。

なお、NETIS 掲載期間終了技術は対象外とする。

第57条 新技術の活用（施工者選定型）

1. 本工事は、施工者が原則1技術以上の新技術を選択したうえで活用を図る新技術活用工事である。

2. 本工事において、第56条 新技術の活用「新技術の定義」3. 対象とする新技術に示す1)～4)の技術が選定されていない場合、受注者は施工に先立ち、当該工事内容について十分把握の上、新技術を原則一つ以上選定し、監督職員の承諾を得た上で活用するものとし、活用する新技術の名称及び内容等を施工計画書に記載するものとする。活用する新技術がNETIS 登録技術の場合は新技術活用計画書も提出するものとする。

3. 受注者は、選定した新技術が第56条 新技術の活用「新技術の定義」3. 対象とする新技術に示す1)～4)のいずれの新技術であるか確認できるよう、施工計画書に記載する。

4. 当該技術については、設計図書等で定められた事項に係る部分でない場合は、設計変更の対象としない

5. 受注者は、試行現場照会中の技術を活用する場合において当該技術の施工にあたりNETIS 申請者が実施する「試行調査」に協力するものとする。なお、試行調査に係る費用はNETIS 申請者が負担する。

6. 試行現場照会中の技術を活用する場合、当該工事の実施箇所において標準的に使用される技術の施工費相当額を超える費用については、試行調査に係る費用とみなし、NETIS 申

請者の負担とする。

7. 受注者は、活用する新技術が情報種別記号「－V E」以外の NETIS 登録技術の場合は、当該技術の施工にあたり「活用効果調査」を行うものとする。「活用効果調査」は、「新技術情報提供システム(NETIS)」より作成し、監督職員に提出するものとする。
8. 受注者は、本工事によって知り得た当該技術に係わる情報は、監督職員の許可なく公表してはならない。

第 58 条 建設現場の遠隔臨場における遠隔臨場の実施（発注者指定型）

1. 建設現場における遠隔臨場の実施

「建設現場における遠隔臨場の実施」は、受注者における「段階確認に伴う手待ち時間の削減や確認書類の簡素化」や発注者（監督員）における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）と Web 会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」の遠隔臨場を行うものとする。

なお、遠隔臨場の実施にあたっては「建設現場における遠隔臨場に関する実施要領（案）R5.3」を参考に実施するものとする。

URL <https://www.mlit.go.jp/tec/content/001594449.pdf>

2. 遠隔臨場を適用する工種、確認項目

現場での適用・不適用については、受発注者間にて協議の上、適用する工種・確認項目を選定することとする。

3. 実施内容

(1) 段階確認・材料確認、立会での確認

- ①受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により取得した映像及び音声を Web 会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」を行うものとする。
- ②確認実施者が現場技術員の場合、現場技術員は使用する PC にて遠隔臨場の映像（実施状況）を画面キャプチャ等で記録し、情報共有システム（ASP）等に登録して保管する。（従来の立会資料の管理と同様とする。）

(2) 動画撮影

動画撮影は、撮影者の安全を確保するため、撮影者が移動の際に横転等が考えられるいわゆる「歩きスマホ」（カメラを手に持って歩きながら撮影）での撮影はしないこと。動画撮影は、静止して撮影又は撮影者のヘルメットや胸ポケットに付ける等の安全に配慮するものとする。

(3) 機器の準備

遠隔臨場に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）や Web 会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員等と協議し決定するものとする。

なお、配信に利用するシステムは、「パッケージ化したシステム」、「情報共有システム（ASP）」、「Web 会議システム（teams、zoom 等）」等、何れのシステムを利用してよい。

(4) 遠隔臨場を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で協

議を行うものとする。対応方法に関しては、確認箇所を画像・映像で記録したものをメール等の代替手段で共有し、監督職員等は机上確認することも可能とする。

なお、本項目は受発注者間で協議し、別日の現場臨場に変更することを妨げるものではない。

(5) フォローアップ調査

工事完了時に別紙様式-19を監督職員へ提出するものとする。

また、遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示によるものとする。

(6) 費用

遠隔臨場にかかる費用については、工事实施に必要な施工管理費として、全必要額を技術管理費に積み上げ計上し、設計変更するものとする。

なお、機器の手配は基本的にリースとし、その賃料を計上するものとするが、やむを得ず購入せざるを得ない機器がある場合は、その購入費に、機器の耐用年数に対する使用期間（日単位）割合を乗じた分を計上するものとする。また、受注者が所持する機器を使用する場合も、基本的には同様の考え方とするものとする。

(7) 不正行為

遠隔臨場において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準 令和5年3月3日（国不建第578号）」等に従い、監督処分を実施する場合がある。

第59条 建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施

1. 建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施

「遠隔臨場を活用した工事検査」は、受注者における「工事検査に伴う移動時間の削減や工事関係書類の簡素化」や発注者（監督職員・検査職員）における「現場実地（現場臨場）の削減による効率的な時間の活用」等を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360度カメラ等）とWeb会議システム等を介して工事实施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査項目を遠隔で行うものである。なお、遠隔臨場による工事検査は、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』の内容に従い実施する。

2. 遠隔臨場を活用した工事検査の対象

遠隔臨場を活用した工事検査は、完成検査、中間技術検査、既済部分検査、完済部分検査における、工事实施状況、出来形、品質、出来ばえの各検査項目を対象とし、以下の表に示す。また、全ての検査を対象とするが、現場条件や、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』「7.3 検査項目の適応性」を踏まえ、従来方法（対面書類検査、現場実地検査）を選択することも可能である。

凡例 ○：遠隔臨場による工事検査の対象

	工事实施 状況	出来形	品質	出来ばえ
--	------------	-----	----	------

	書類	書類	実施	書類	実施	書類	実施
完成検査	○	○	○	○	○	○	○
中間技術検査	○	○	○	○	○	○	○
既済部分検査	○	○	○	○	○	○	○
完成部分検査	○	○	○	○	○	○	○

3. 遠隔臨場を活用した工事検査を適用する検査項目

現場条件により遠隔臨場による工事検査の適応性が一致しない場合も想定されることから、検査項目での適用・不適用については、監督職員が検査職員と調整・決定し、受注者に遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目を連絡する。遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目については、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』「7.3 検査項目の適応性」を踏まえ判断する。

4. 実施内容

(1) 技術検査、工事検査での実施

受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等）により取得した映像及び音声を Web 会議システム等を介して工事実施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査を実施するものである。

(2) 機器の準備

遠隔臨場による工事検査に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等）や Web 会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員と協議し決定するものとする。

(3) 遠隔臨場による工事検査を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場による工事検査が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で予備日を取り決めて検査日を連絡する。

(4) 効果の検証

遠隔臨場による工事検査を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

(5) 費用

遠隔臨場による工事検査にかかる費用については、受発注者間の協議を踏まえ、技術管理費に積上げ計上する。なお、監督業務で遠隔臨場を実施する工事については、遠隔検査を行うために追加で要する費用が生じた場合に監督職員と協議するものとする。

(6) 不正行為

遠隔臨場による工事検査において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、『建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準 令和 3 年 9 月 30 日（国不建第 273 号）』等に従い、監督処分を実施する場合がある。

第 60 条 契約後 V E 方式の定義

「V E 提案」とは、契約書第 19 条の 2 の規定に基づき、設計図書に定める工事の目的物の

機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする工事材料、施工方法等に係る設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案である。

第 6 1 条 V E 提案の意義及び範囲

1. 受注者が V E 提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容のものとする。
2. 以下の提案は、V E 提案の範囲に含まないものとする。
 - (1) 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案。
 - (2) 契約書第 18 条に規定された条件変更等に該当する事実との関係が認められる提案。
 - (3) 提案の実施に当たり、関係機関協議等、第三者との調整等を要する提案。

第 6 2 条 V E 提案書の提出

1. 受注者は、前項の V E 提案を行う場合は、次に掲げる事項を V E 提案書（別紙様式－ 1 ～ 4）に記載し、発注者に提出しなければならない。
 - (1) 設計図書に定める内容と V E 提案の内容の対比及び提案理由
 - (2) V E 提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）
 - (3) V E 提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠
 - (4) 発注者が別途発注する関連工事との関係
 - (5) 工業所有権等の排他的権利を含む V E 提案である場合、その取扱いに関する事項
 - (6) その他 V E 提案が採用された場合に留意すべき事項
2. 発注者は、提出された V E 提案書に関する追加的資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。
3. 受注者は、前項の V E 提案を契約の締結日より、当該 V E 提案に係る部分の施工に着手する 3 5 日前までに、発注者に提出できるものとする。
4. V E 提案の提出費用は、受注者の負担とする。

第 6 3 条 V E 提案の審査

提出された V E 提案は、施工の確実性、安全性が確保され、かつ設計図書に定める工事の目的物と比較し、機能、性能等が同等以上で経済性が優位であると判断されるものについては、V E 提案として採用することを原則として審査を行い、当該提案の採否を決定するものとする。

第 6 4 条 V E 提案の採否等

V E 提案の採否について、原則として、V E 提案の受領後 14 日以内に書面（別紙様式－ 5）により通知するものとする。ただし、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。また、V E 提案を採用しなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。

第 6 5 条 V E 提案を採用した場合の設計変更について

1. V E 提案を採用した場合において、必要があるときは、発注者は設計図書の変更を行わな

なければならない。

2. 前項の規定により設計図書の変更が行われた場合において、発注者は、必要があるときは請負代金額を変更しなければならない。
3. 前項の変更を行う場合においては、V E 提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の 10 分の 5 に相当する金額（以下「V E 管理費」という。）を削減しないものとする。
4. V E 提案を採用した後、契約書第 18 条の条件変更が生じた場合、発注者が V E 提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。なお、V E 管理費については、原則として変更しないものとする。

第 6 6 条 V E 提案の活用と保護

評定の結果、当該 V E 提案内容の活用が効果的であると認められた場合は、他の工事においても積極的に活用を図るものとする。その場合、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、当該権利の保護に留意するものとする。

第 6 7 条 V E 提案の責任の所在について

発注者が V E 提案等を採用し、設計図書の変更を行った場合においても、V E 提案を行った受注者の責任が否定されるものではない。

第 6 8 条 生産性向上チャレンジ工事

1. 試行の実施

本工事は、受注者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取り組みを推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。

2. 試行の内容

工事契約後、受注者は、当該工事において、省人化等の生産性向上に資する取り組みを実施することができる。

本取り組みを実施する場合は、施工計画書に「生産性向上チャレンジ工事」の項目を設け、①取組内容、②期待される効果等を明記するものとし、完成検査までに実施内容及び効果を報告するものとする。また、期待される効果等について、人員削減や作業時間削減等の定量的な効果を記載できる場合は記載することとする。

なお、「技術提案で提案済みの内容」及び「特記仕様書第 5 6 条 新技術活用「新技術の定義」」において採用した取組については本試行の対象外とする。

3. 工事成績評価

施工計画書で位置づけられた「生産性向上チャレンジ工事」の取組の履行が確認できた場合は加点を行うこととする。

4. 本試行に係る費用については、原則、受注者負担によるものとする。

第 6 9 条 出来高部分払方式

本工事の部分払は、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の

確保を目指すため、「出来高部分払方式実施要領」〔国土交通省 HP https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000052.html 参照〕に基づき行うものとする。

第 70 条 直轄土木工事における賃金・労働時間等の実態調査（試行）（受注者希望方式）

1. 本工事は、受注者の協力の下、賃金・労働時間・労務費（以下「賃金・労働時間等」という。）の実態を調査する試行工事である。
2. 受注者は、契約締結後、賃金・労働時間等の実態調査に協力する意向がある場合には、実態調査に協力する工種・種別・細別（以下、「工種等」という。）を発注者へ報告するものとする。
3. 発注者は、実態調査に協力する工種等の報告を受けた工種等より調査対象を選定するとともに、調査対象工種等の施工が完了した後、受注者は、別途監督職員より通知される 実態調査要領に基づき資料を提出するものとする。
4. 発注者は、提出された資料をもとに賃金、労働時間等の実施率・達成率を算出後、積算上の作業時間を示した資料を提出するとともに、賃金・労働時間等の実施率・達成率を 工事完成検査後に受注者、下請業者（注文者）、下請業者（使用者）に通知するものとする。

第 71 条 低炭素型コンクリート試行工事（プレキャスト）

本工事は、建設関連業界等のカーボンニュートラルに向けた取組を促進するとともに、調達上の課題等を検証するため、セメント置換率の高いコンクリートなどのコンクリート製造時の CO₂ 排出量（コンクリートの材料の CO₂ 排出を含む）を削減した「プレキャスト製品による低炭素型コンクリート」の試行工事である。

①低炭素型コンクリート製品の規定・確認

低炭素型コンクリートはポルトランドセメントの置換率が 55%以上のもの又はこれと同等以上の CO₂ 排出削減効果のあるものとする。受注者は、低炭素型コンクリート製品の購入前に、以下が確認出来る資料を監督職員に提出し、施工数量について監督職員と協議するものとする。

- ・低炭素型コンクリート製品の出荷を予定している工場の所在
- ・低炭素型コンクリート製品の出荷を予定している工場と施工現場までの運搬距離
- ・低炭素型コンクリート製品の見積書
- ・低炭素型コンクリート製品による CO₂ 排出削減効果（算出可能な場合に限る）

低炭素型コンクリート製品の配合品質証明書等を監督職員に提出し、監督職員は置換率が 55%以上であること又は同等以上の CO₂ 排出削減効果があることを確認するものとする。なお、費用対効果等を考慮し、低炭素型コンクリートを使用しない場合がある。

②試行工事の実施に要する費用

当該試行工事の実施に要する低炭素型コンクリート製品の費用は見積によるものとし、設計変更の対象とする。

③試行結果の検証への協力

試行にあたり受注者は実施状況や結果検証のための調査に協力するものとする。

第 7 2 条 現場技術員

本工事は、現場技術員の配置対象工事であり、現場技術業務を建設コンサルタント等に委託している。

第 7 3 条 施工体制調査員

本工事は、現場における施工体制の点検補助を建設コンサルタント等に委託している。

また、本工事の施工体制の点検を担当する施工体制調査員の氏名は、別途監督職員より通知する。

なお、施工体制調査員は、工事の情報共有システム（ＡＳＰ）により電子書類を閲覧し、点検を行うため、施工体制調査員を情報共有システム（ＡＳＰ）のユーザーに登録するものとする。（「閲覧のみ可能」で登録）

第 7 4 条 施工体制の点検

1. 受注者は「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成 12 年法律第 127 号 最終改正令和 3 年 9 月 1 日）第 15 条 3 により発注者から施工体制について点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。
2. 施工体制の点検員は当該工事の監督職員、施工体制調査員及び発注担当事務所の職員である。
3. 施工体制調査員は、業務証明書を携帯し、胸に委託業務名、委託先、業務職（施工体制調査員）、氏名、顔写真の入った名札を着用している。
4. 当該工事の監督職員及び発注担当事務所の職員は、所属、氏名、顔写真の入った名札を着用している。
5. 施工体制調査員は、施工体制の点検を行う者で、指示等の権限は有しない。
6. 施工体制調査員は、電子書類の点検を工事の情報共有システム（ＡＳＰ）により「閲覧」し、点検する。
7. 施工体制調査員は、第 1 回目の現地点検は現地で点検するが、以降の点検は、映像により点検が可能な項目は、必要に応じ、工事の受注者が導入しているWEB会議や遠隔臨場システムを活用し、点検することを可能とする。

ただし、立会や打合せ等においてWEB会議や遠隔臨場システムを導入していない工事や現地での点検を希望する工事は、従来通り、現地で点検する。

第 7 5 条 品質証明

本工事は、品質証明対象工事とする。なお、提出様式は別紙様式－12によるものとする。

第 7 6 条 工事完成図書の納品

1. 本工事は電子納品対象工事とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「工事完成図書の電子納品等要領（令和 5 年 3 月）：（以下「要領」という。）」に基づいて作成し

た電子データを指す。

「要領」で特に記載がない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は監督職員と協議の上、電子化の是非を決定する。

なお、電子納品の運用にあたっては、「電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】（令和6年3月）」を参考とするものとする。

2. 本工事は「オンライン電子納品実施要領」に基づき、オンライン電子納品を行うものとする。

オンライン電子納品は、発注者が用意した電子納品保管管理サーバへのオンラインによる納品を原則とする。

なお、オンラインによる納品が実施できない場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。

3. 成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。

第77条 書類限定検査

1. 本工事は、検査に必要な書類を限定し、監督職員と技術検査官の重複確認廃止の徹底及び受注者における説明用資料等の書類削減により効率化を図る「書類限定検査」の対象である。
2. 書類限定検査とは、検査時に下記の10書類に限定して資料検査を行うものとする。

①施工計画書	⑥出来形管理図表
②施工体制台帳（下請引取検査処理を含む。）	⑦品質管理図表
③工事打合せ簿（協議）	⑧品質規格証明資料
④工事打合せ簿（提出）	⑨品質証明書
⑤工事打合せ簿（承諾）	⑩工事写真

なお、以下の工事については対象外とする。

- ・「低入札価格対象工事」又は「監督体制強化工事」は対象外
- ・施工中、監督職員より文書等により改善指示が発出された工事は対象外

3. 実施状況や改善点等を把握するためのアンケートに協力する。

第78条 ウイルス対策

受注者は、電子納品時のみならず、監督職員に工事に関する事項について電子データを提出する際には、ウイルス対策を実施した上で提出しなければならない。

また、ウイルスチェックソフトは常に最新データに更新（アップデート）しなければならない。

第 2 章 個人情報の取扱について

第79条 個人情報の取り扱いについて

(基本的事項)

1. 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）第66条第2項第1号の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない

(秘密の保持)

2. 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(取得の制限)

3. 受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

(利用及び提供の制限)

4. 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

(複写等の禁止)

5. 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

6. 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。なお、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）には、受注者は当該第三者に対して、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）第66条第2項第4号に基づく個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じさせなければならない。

(事案発生時における報告)

7. 受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(資料等の返却等)

8. 受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。なお、発注者の指示又は

承諾により個人情報記録された資料等を複写等した場合には、確実にそれらを廃棄又は消去するとともに、証明書（別紙－２）を発注者に提出しなければならない。

２ 前項の規定は、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）において準用する。

（管理の確認等）

９．発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。

また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

（管理体制の整備）

１０．受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

（従事者への周知）

１１．受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

第 ３ 章 土 工

第 ８ ０ 条 土取場

土取場については下記の通りとするが、詳細については監督職員から指示するものとする。

なお、運搬距離に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

土取場	運搬距離	備考
下阿野沢ストックヤード （東茨城郡城里町下阿野 沢地先）	L=4.0k 以下（DID 無）	

第 ８ １ 条 表土処理

１．盛土箇所において 20cm 以上の表土の剥ぎ取りを行うものとする。

２．剥ぎ取った表土は那珂川左岸 31.5k 付近の高水敷へ運搬・敷き均すものとする（運搬距離 L=0.3km 以下）。位置、範囲等の詳細については監督職員の指示によるものとする。なお、運搬距離に変更が生じた場合は、設計変更の対象とする。

第 ８ ２ 条 盛土工

１．盛土の数量は、締固め後の体積とする。

２．本工事で使用する盛土材については、本工事にて掘削した土を使用するものとする。

なお、盛土材料の確保に遅れ等が生じる場合は、対応等について監督職員と協議するものとする。

3. 掘削土砂が盛土に適さない土質性状の場合は、監督職員と協議するものとする。
4. 段切りの断面等については、監督職員の承諾を得なければならない。
5. 盛土量に変動が生じた場合は、監督職員と協議のうえ、契約変更の対象をすることができる。
6. 締固め度の管理は、「品質管理基準及び規格値」の「河川土工」によるものとする。

第 4 章 土木工事材料

第 83 条 一般瀝青材料

ストレートアスファルトの針入度は下表のとおりとする。

用途	針入度	適用
表層	40～60	付帯道路工

第 84 条 芝

芝は野芝で半土付きとする。

第 85 条 セメントコンクリート製品

コンクリートブロックは、「護岸用コンクリートブロックの製作管理基準」（平成 8 年 6 月制定）によるものとする。

第 86 条 プライムコート

プライムコートに使用する材料は PK-3 とし、使用量は 1～2L/m² を標準とする。

第 87 条 道路材料

1. 粒状路盤材クラッシャーランは RC-40 とする。
2. 加熱アスファルト混合物の示方アスファルト量及び骨材の最大粒径は下表のとおりとする。

呼び名	混合物の種類	最大粒径 (mm)	アスファルト量 (%)	適用
RA②	再生密粒度アスコン	20	5～7	表層

第 88 条 加熱アスファルト混合物

受注者は、本工事に使用する加熱アスファルト混合物（以下「混合物」という。）で、アスファルト混合物事前審査の認定を受けた混合所の混合物を使用する場合は、「アスファルト混合物事前審査における土木工事仕様書」及び「アスファルト混合物事前審査における品質管理基準」によるものとする。

第 5 章 一般施工

第 89 条 工事用道路工

1. 運搬路に使用した既設道路の舗装等に破損が生じた場合は、速やかに監督職員と協議し補修しなければならない。

なお、補修は設計変更の対象とする。

2. 工事用道路は、工事終了後も引き続き他の工事で使用するので存置するものとする。
3. 既設工事用道路を使用する前に、路面の状態等を確認・記録し監督職員に提出するものとする。なお、工事用道路の補修を行う場合には、速やかに監督職員と補修構造・範囲等について協議するものとし、補修費用については設計変更の対象とする。また、工事完了時の補修についても同様の扱いとする。
4. 本工事で整備する工事用道路は、下記工事においても使用を予定している。

工事名	工期（予定）
R7 大場遊水地排水門ゲート設備据付工事	R8.4～R9.3

第 90 条 仮設工（指定仮設）

1. 本工事の仮設工のうち、工事用道路工の施工にあたっては、設計図書に基づき施工するものとするが、現地の状況を十分把握し、安全性、細部構造等については、受注者において十分検討のうえ、設計図書により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。
2. 受注者においても本仮設工に対する施工技術検討を十分行い、その内容を施工計画書に記載し提出するものとする。
3. 現地状況、施工条件等に変更が生じたことに伴い、仮設工の施工方法が変更となる場合は監督職員と協議するものとする。

第 91 条 仮設工（任意仮設）

1. 本工事の仮設工にあたっては、現地の状況を十分に把握し、安全性、細部構造等については受注者において十分検討を行い、受注者の責任において決定し、施工するものとする。
2. 受注者においても本仮設工に対する技術的検討を十分行い、その内容を施工計画書に記載し提出するものとする。
3. 本工事の施工箇所への工事関係車両等の進入および退出の経路については、那珂川左岸 31.5K 付近の川表工事用道路を見込んでいる。
4. 現地状況、施工条件等に変更が生じたことに伴い、仮設工の施工方法が変更となる場合は監督職員と協議するものとする。

第 92 条 建設副産物の受入地

本工事の施工に伴い発生する伐木については、関係法令等に基づき適切に処理しなければならない。

なお、処理については、下記施設を見込んでいる。

1. 木幹、木根（昼間施工）

- （１）受け入れ施設：大縄林業原木（株）リサイクル工場
- （２）受け入れ所在地：茨城県 笠間市 池野辺駒切 630-2 外 28 筆
- （３）受け入れ時間：８：００～１７：００
- （４）運搬方法：１０ｔ ダンプトラック

上記については、積算上の条件明示であり、処理方法、処理施設を指定するものではない。

なお、受注者の提示する処理方法、処理施設と異なる場合でも設計変更の対象としない。ただし、現場条件（や土質）に変更が生じた場合等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

第 9 3 条 周辺整備工

1. 周辺整備工は那珂出張所管内（那珂川左右岸 19.0k～46.5k）における事業施工箇所及び用地買収箇所の維持管理、工事用道路の整備・維持補修等、監督職員の指示に基づく作業を迅速におこなうものとする。

当初は下記のとおり計上しているが、監督職員の指示により別途施工箇所が発生した場合は設計変更の対象とする。

・普通作業員 200人

2. 受注者は、監督職員の指示に基づき、作業内容（指示事項）実施時期、必要とする機械、労務、材料等の概略数量及び安全管理を含む作業方針等について、資料を作成し提出するものとする。

また、各作業に使用した機械、労務、材料毎に分類し、実績を考慮し設計変更の対象とする。

3. 土留・仮締切工

- （１）大場排水門において仮締切工を施工するものとする。

本施工の盛土、大型土のうの中詰材に使用する土砂は、那珂川左岸 31.5k 付近の高水敷から採取するものとする。（運搬距離 L=0.3km 以下）

- （２）本施工で使用する大型土のうは、耐候性土のう丸型 110cm×110cm 短期仮設対応（1 年）型とする。

- （３）仮締切の天端高は、TP+14.5m とする。

第 9 4 条 作業土工（床掘り・埋戻し）

- 1. 作業土工で発生する土砂は、埋め戻し及び盛土材として流用するものとする。
- 2. 構造物の周囲 1m の範囲及び狭靱箇所等の埋戻しについては、人力による敷均しタンパ等により入念に締め固めるものとする。

第 6 条 無筋・鉄筋コンクリート

第 95 条 レディーミクストコンクリート

1. コンクリートは、レディーミクストコンクリートを原則とし、下記の仕様によるものとする。

用途	粗骨材の 最大寸法	スランプ	水セメント 比	呼び強度	セメントの 種類
防護柵工 コンクリート 非常用発電設備基礎工 コンクリート	40	8 cm	—	18	高炉B種
防護柵工 均しコンクリート 非常用発電設備基礎工 均しコンクリート	25	8 cm	—	18	高炉B種

ただし、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

2. コンクリートの耐久性向上の対策は「コンクリートの耐久性向上」仕様書(土木編)(平成14年8月一部改正)により行うものとする。

第 96 条 配合

水セメント比については、示方配合表により監督職員の確認を得なければならない。

なお、水セメント比を減じることにより施工性が著しく低下する場合は、必要に応じて、高性能減水剤の使用等を検討しなければならない。また、下記構造物については適用除外とする。

- ・ 仮設構造物(建設後数年の内に撤去するもの)
- ・ 最大高さ 1m 未満の擁壁・水路・側溝及び街渠等の構造物
- ・ 管(函)渠等(φ600 未満、600mm×600mm 未満)の構造物
- ・ 道路照明、標識、防護柵等の構造物
- ・ 耐久性を期待しない構造物
- ・ 河川における護岸構造物(特殊堤及び船着場等は除く)

第 7 章 築堤・護岸

第 97 条 吸出し防止シート

1. 河川護岸用吸出し防止シート

河川護岸用施工に使用する吸出し防止シートについては、「河川護岸用吸出し防止シート評価書」（建設大臣認可）を有している製品のうち、下記の規格を満足しているシートとする。

なお、評価書を有していない製品についても、別に「公的試験機関による技術証明書」（表－１参照）を有しているシートについては使用できるものとする。

項目	基準	備考
透水性	10-2 (1/s) 以上	JIS L3204 準拠
厚さ	10mm 以上	
引張強度	1.0tf/m 以上	縦・横方向共
科学的安定性（強度保持率）	70%以上 130%以下	JIS K7114 準拠 (PH 5～9)
耐候性（強度保持率）	70%以上 130%以下	JIS K7114 準拠 JIS A1415 準拠
適用勾配	1:3	

※上記については、河川護岸用吸出し防止シートのみ適用し、取付護岸（仮設）及び護床工等には適用しないものとする。

「公的試験機関による技術証明書」の内容は、「平成４年度建設省告示第 1324 号」における評価項目のうち、基準については下記によるものとする。

表－１

評価項目	評価基準	試験方法
開孔径	○95／D85≤1.0 (○95≤0.2mm は上記判定不要)	振動式開孔径試験
垂直方向透水性	10-2 (1/s) 以上	JIS L3204 準拠
引張強度	1.0tf/m 以上 (縦・横方向共)	JIS L3204 準拠
化学的安定性 (強度保持率)	70%以上 130%以下	JIS K7114 準拠 (PH 5～9)
耐候性（強度保持率）	70%以上 130%以下	JIS A1410 JIS A1415 準拠
摩擦（静止摩擦係数）	$\mu \geq 0.5$ (適用勾配 1:2 以上) 0.3 (適用勾配 1:3 以上)	国土センター統一試験

※なお、「技術証明書」については「公的試験機関」が複数であっても認めるものとする。

２．取付護岸・護床吸出し防止シート

取付け護岸に使用する吸出し防止シートは厚さ 10 mmとし、品質、規格については表－２によるものとする。

護床工に使用する吸出し防止シートは厚さ 20 mmとし、品質・規格については表－２によるものとする。

３．品質管理方法

シートの生産者はシートの生産過程において品質試験を行い、その試験成績表を保管しておくものとする。

(1) 納入される製品には、シート設置にあたり裁断した場合でも、全ての裁断片に、①

製品名②製造年月日③製造工場名が明示されていること。(製造年月日は整理番号でもよい)

(2) 納入される製品は、表－２の品質試験により管理されているものとする。

①「製造工場における品質試験」として、通常の生産過程において３日に１回以上の割合で行われているもの。

②「公的試験機関による品質試験」として、製品の生産過程において、20,000 m²に１回以上の割合で行われているもの。

項目	品質・規格	試験方法
密度	0.12 g/cm ² 以上	JIS L3204
圧縮率	12 %以下	〃
引張強度	1.0 tf/m 以上	JIS L3204 準拠
伸び率（最大強度時）	50 %以上	JIS L3204
耐薬品性（不溶解分）	90 %以上	〃
透水性	0.01（1/s 以上）	JIS L3204 準拠

４．現場における検査方法

(1) 現地において、施行面積 2,000 m²毎に監督職員が指示する荷札表示されたシートについて、工場での品質試験結果を提出すること。さらに、現地に納入される製品の裁断布に近いシートの公的機関における成績証明書を提出すること。

(2) 生産表示と品質試験内容について、別途立ち入り等による検査を行うことがある。

５．吸出し防止シートの施工

河川護岸用及び取付護岸・護床吸出し防止シートの重ね幅は、10 cm以上とする。

第 98 条 コンクリートブロック張

連節ブロックに使用する連結材は、溶融亜鉛アルミニウムメッキ鋼線(Al含有量 10%、付着量 300g/m²) (JIS G3544, 3547 準) または、これと同等品以上のものとする。なお、端部の巻き付け回数は１回半以上とし順次連結するものとする。規格は下記によるものとする。

標準線径 (mm)	8.00
線径許容差 (mm)	±0.12
引張強さ (N/mm ²)	690 以上
伸び	10 %以上
メッキ付着量	300 以上

第 8 章 その他

第 99 条 震災対策

1. 地震発生等の天災に備えて、あらかじめその対応策を定めておくものとする。
2. 地震注意情報等が発令された場合は、直ちに工事を中断し、その情報に応じた適切な保全措置等を講ずるものとする。

第 100 条 地震発生後の建設工事現場の点検について

地震発生後の建設工事現場の点検実施及び報告時期については、以下によることとする。

①気象庁地震計で震度 4 の地震が発生した場合。

イ) 現場稼働日（開庁日）の夜間に発生した場合には、翌現場稼働日（開庁日）の始業時に点検。異常があった場合は直ちに監督職員に報告。異常が無い場合は、開庁日に速やかに監督職員へ報告。

ロ) 現場休工期（閉庁日）に発生した場合には、翌現場稼働日（開庁日）の始業時に点検。異常があった場合は直ちに監督職員に報告。異常が無い場合は、開庁日に速やかに監督職員へ報告。

※開庁日に現場が休工期であった場合は開庁日を優先して判断し建設工事現場の点検を行うこと。

②気象庁地震計で震度 5 弱以上の地震が発生した場合。

夜間・現場休工期（休祭日）に関わらず直ちに点検。点検結果については、速やかに監督職員へ報告。

第 101 条 工事現場における説明性の向上

受注者は、事業名、事業の目的・内容・効果、工事名、工事内容、連絡先を記した工事説明書を作成し、近隣住民等から事業内容等の説明を求められた場合は、工事の安全確保に支障のない範囲において、当該工事説明書を配布する等、工事現場の説明性の向上を図るものとする。

また、受注者は、工事現場作業員に対し、工事内容及び事業目的・効果を周知するものとする。

第 102 条 特定外来生物の処理

本工事施工にあたり、工事区域内で「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」による特定外来生物が確認された場合は、速やかに監督職員に報告するものとし、対応については監督職員の指示によるものとする。

明示項目及び明示事項

明示項目	明示事項	記載条項
工程関係	□ 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は完了の時期。 ■ 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法。 □ 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容、成立見込み時期。 □ 関係機関、自治体等との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、その項目及び影響範囲。 ■ 余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期。 □ 工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間。 ■ 設計工程上見込んでいる休日日数等作業不能日数。	第 5 1 条 第 4 8 条 第 4 8 条
用地関係	□ 工事用地等に未処理部分がある場合は、その場所、範囲及び処理の見込み時期。 □ 工事用地等の使用終了後における復旧内容。 □ 工事用仮設道路・資機材置き場用の借地をさせる場合、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等。 □ 施工者に、消波ブロック、桁製作等の仮設ヤードとして官有地等及び発注者が借り上げた土地を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等。	
公害関係	□ 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容。 □ 水替・流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間。 □ 濁水、湧水等の処理で特別の対策を必要とする場合は、その内容（処理施設、処理条件等）。 □ 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等。	
安全対策関係	□ 交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間。 □ 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事での施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容。 □ 落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容。 ■ 交通誘導員、警戒船及び発破作業等の保全設備、保安要員の配置を指定する場合又は発破作業等に制限がある場合は、その内容。 □ 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容。	第 3 6 条
工事用道路関係	一般道路を搬入路として使用する場合 工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間帯等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等。 □ 搬入路の使用後及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容。 仮道路を設置する場合。 □ 仮道路に関する安全施設等が必要である場合は、その内容、期間。 ■ 仮道路の工事終了後の処置（存置又は撤去）。 □ 仮道路の維持補修が必要である場合は、その内容。	第 8 9 条
仮設備関係	□ 仮土留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等。 □ 仮設備の構造及びその施工方法を指定する場合は、その構造及びその施工方法 □ 仮設備の設計条件を指定する場合は、その内容。	

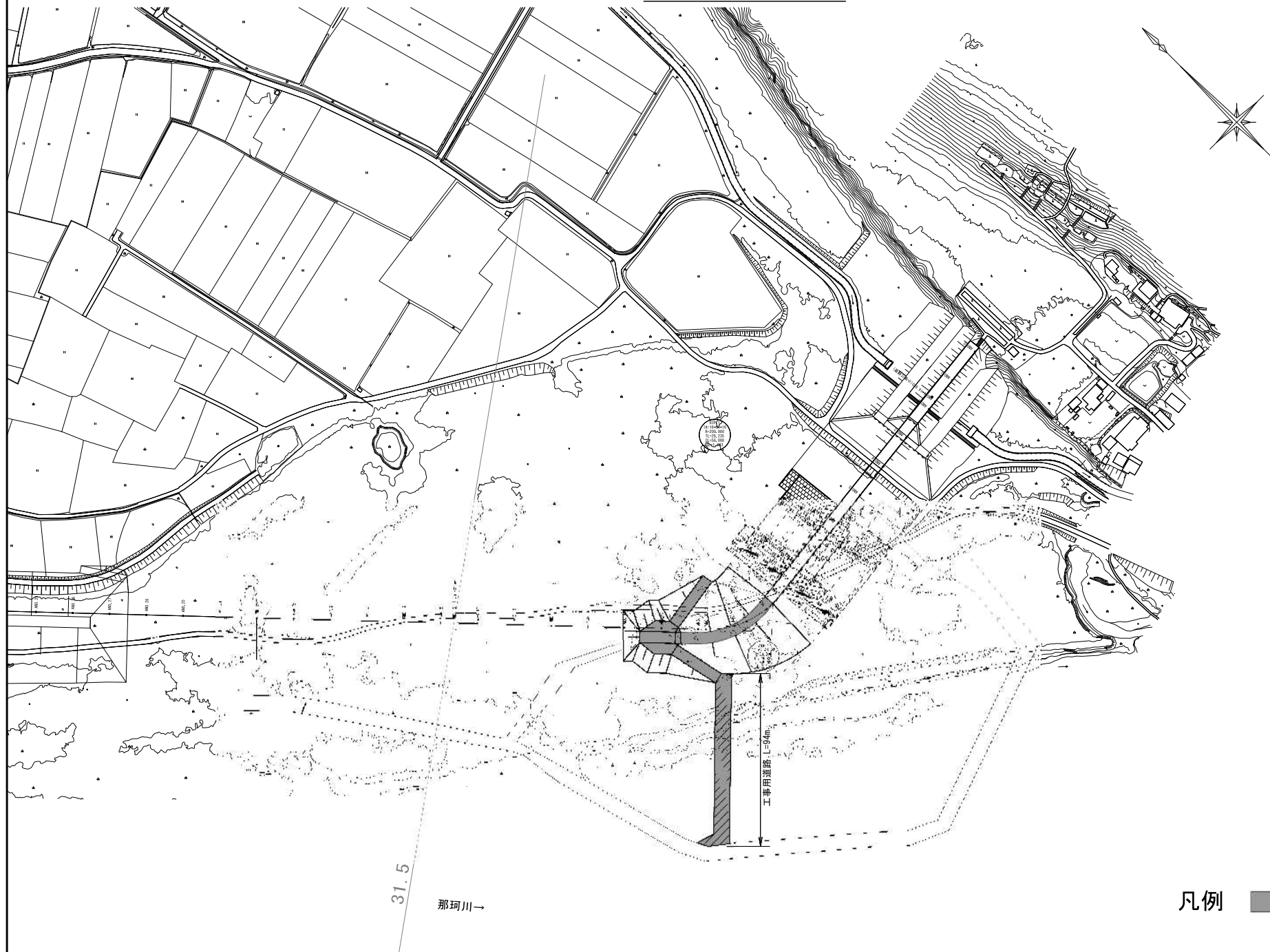
明示項目	明示事項	記載条項
建設副産物関係	☐ 建設発生土が発生する場合は、残土の受入場所及び仮置き場所までの距離、時間等の処分及び保管条件。 ☐ 建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要な場合は、その内容。 ☒ 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場等の処理条件。 なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離、時間等の処分条件。	第 9 2 条
工事支障物件等	☐ 地上、地下等の占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等。 ☐ 地上、地下等の占用物件工事と重複して施工する場合は、その工事内容及び期間等。	
薬液注入関係	☐ 薬液注入を行う場合は、設計条件、工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数量、削孔延長及び注入量、注入圧等。 ☐ 周辺環境への調査が必要な場合は、その内容。	
その他	☐ 工事用資機材の保管及び仮置きが必要である場合は、その保管及び仮置き場所、期間、保管方法等。 ☐ 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無、引き渡し場所等。 ☐ 支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡期間等。 ☐ 関係機関・自治体等との近接協議に係る条件等その内容。 ☐ 架設工法を指定する場合は、その施工方法及び施工条件。 ☐ 工事用電力等を指定する場合は、その内容。 ☐ 新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容。 ☒ 部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期。 ☐ 給水の必要のある場合は、取水箇所・方法等。	第 2 5 条

R7那珂川左岸小場地区築堤護岸他工事

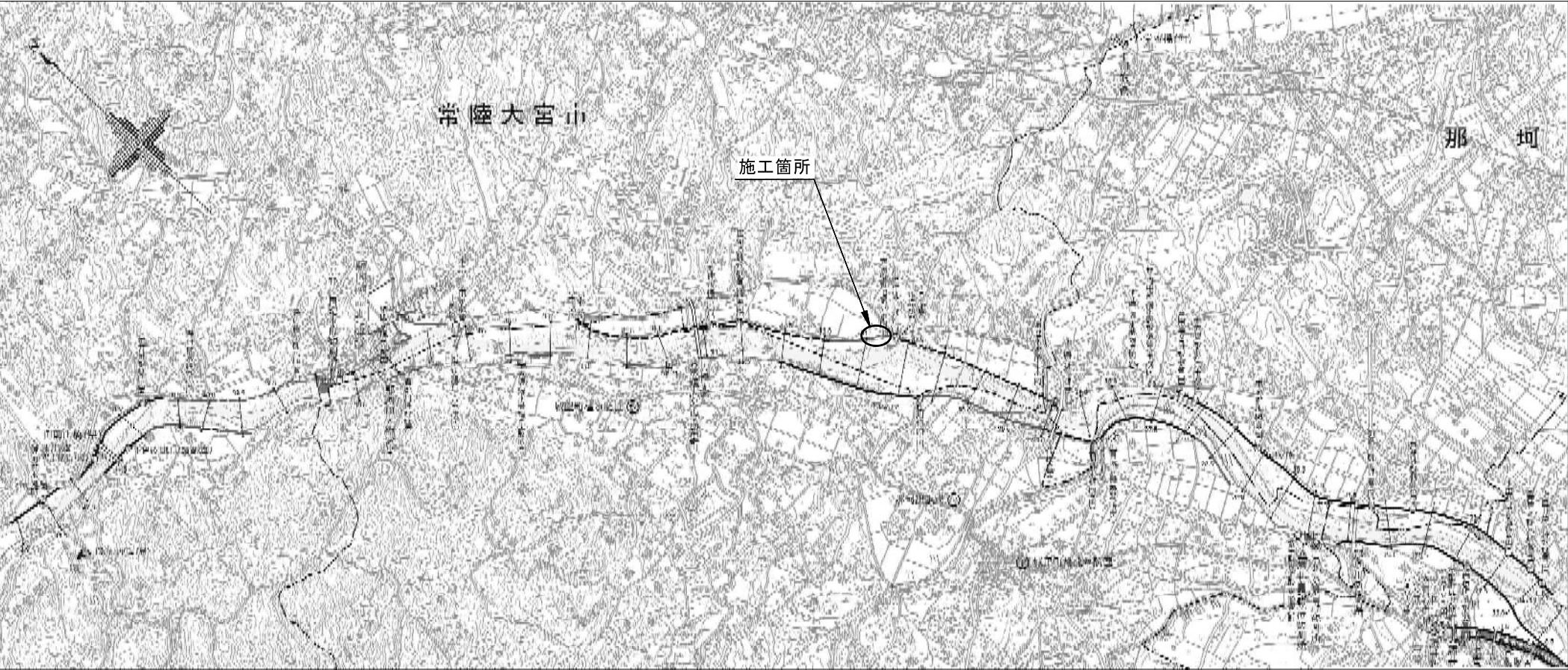
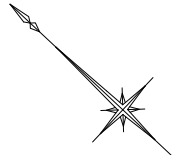
別紙-5

工 種		単位	数 量	令和7年度	令和8年度												備考
				3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月		
準備工		式	1	余裕期間												・40日間	
河川土工		式	1													・盛土工(ICT)(1pt) ・法面整形工(ICT)(1pt)	
法面護岸工		式	1													・コンクリートブロック工(連節ブロック張)(1pt) ・植生工(1pt)	
付帯道路工		式	1													・アスファルト舗装工(1pt) ・緑石工(1pt)	
付属物設置工		式	1													・防止柵工(1pt) ・非常用発電機基礎工(1pt) ・配管・配線工(1pt)	
上屋工		式	1													・上屋工(1pt)	
周辺整備工(周辺整備工)		式	1													・周辺整備工(1pt)	
周辺整備工(土留・仮締工)		式	1													・土留・仮締工(1pt)	
仮設工		式	1												・工事用道路工(1pt) ・交通管理工(1pt)		
後片付け		式	1												・20日間		
制約条件	関連工事	—													R7那珂川大場遊水地排水門ゲート設備据付工事		
														R7那珂川大場遊水地排水門ゲート設備据付工事(仮締切り)			
														R7那珂川大場遊水地排水門ゲート設備据付工事(付帯道路工)			
	年末年始、お盆	—															
	出水期間	—															
	詳細設計	—															
雨休率の適用				準備・後片付けを除く、雨休率(猛暑日補正有り)を適用													

仮締切工図



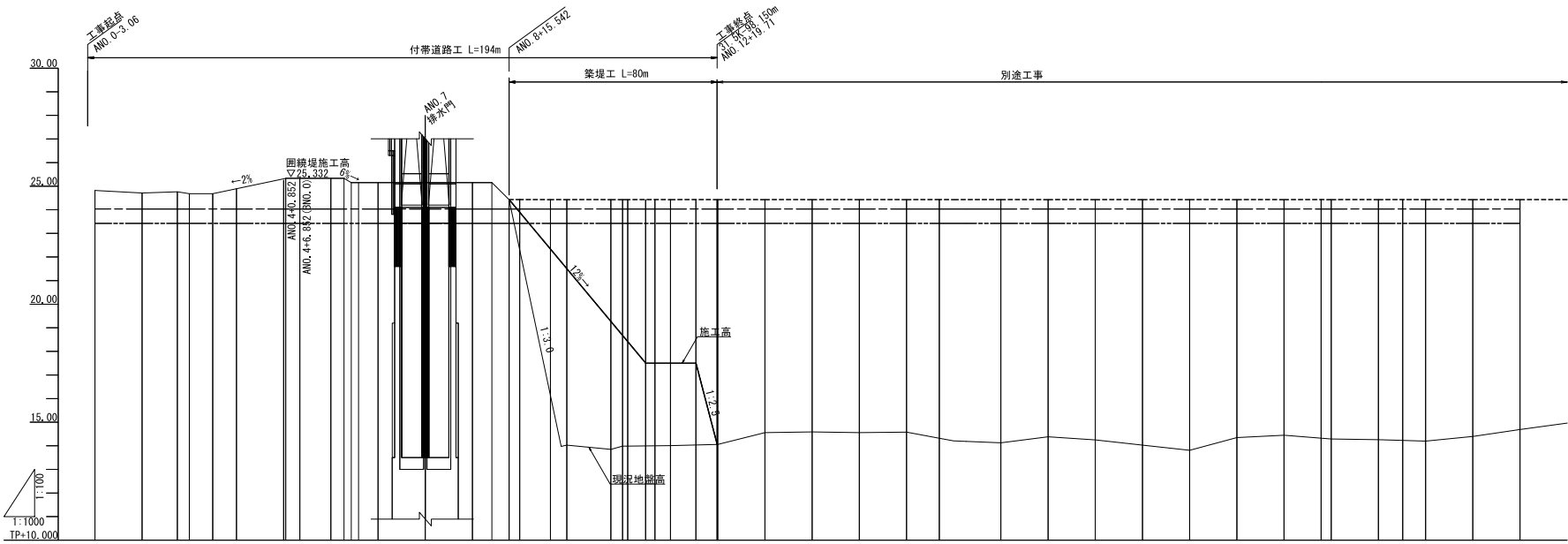
位置図 S=1:50,000



工 事 名	R 7 那珂川左岸小場地区築堤護岸他工事					
図 面 名	位 置 図					
年 月 日	令和 8年 1 月 日					
縮 尺	1 : 50,000		図面番号		54 の 1	
設計会社名	パシフィックコンサルタンツ株式会社 八千代エンジニアリング株式会社					
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所					
所 長	副 所 長	課 長	係 長	設計者		

縦断面図

SV=1:100
SH=1:1000



凡例

——	現在地盤高
----	固構堤施工高
-.-.-	固構堤計画堤防高
----	池H.W.L.
----	川H.W.L.

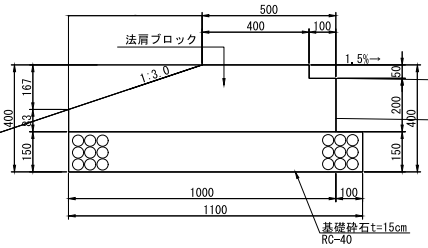
施工高	地盤高	追加距離	単距離	測 点	曲 線
				ANO.0+0.000	
				ANO.1	
				ANO.2	
				ANO.3	
				ANO.4	
				ANO.5	
				ANO.6	
				ANO.7	
				ANO.8	
				ANO.9	
				ANO.10	
				ANO.11	
				ANO.12	
				ANO.13	
				ANO.14	
				ANO.15	
				ANO.16	
				ANO.17	
				ANO.18	
				ANO.19	
				ANO.20	
				ANO.21	
				ANO.22	
				ANO.23	
				ANO.24	
				ANO.25	
				ANO.26	
				ANO.27	
				ANO.28	
				ANO.29	
				ANO.30	

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

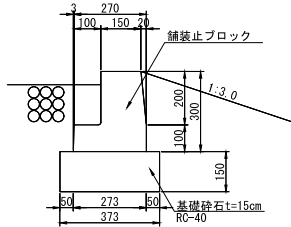
工事名	R 7 那珂川左岸小場地区築堤護岸他工事		
図面名	縦断面図		
年月日	令和 8 年 1 月 日		
縮 尺	SV=1:100 SH=1:1000	図面番号	54 の 3
設計会社名	パシフィックコンサルタンツ株式会社		
事務所名	国土交通省常陸河川国道事務所		

標準断面図 S=1:200

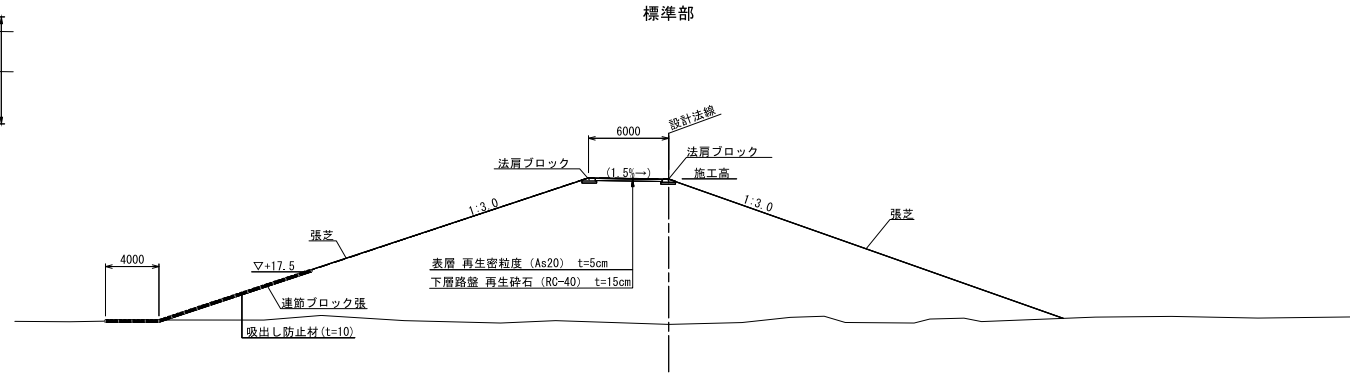
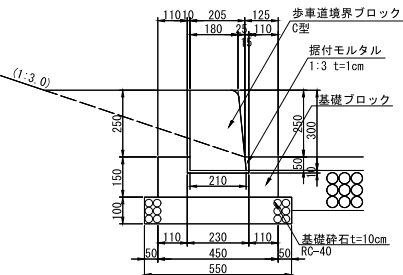
法肩ブロック詳細図 S=1:10



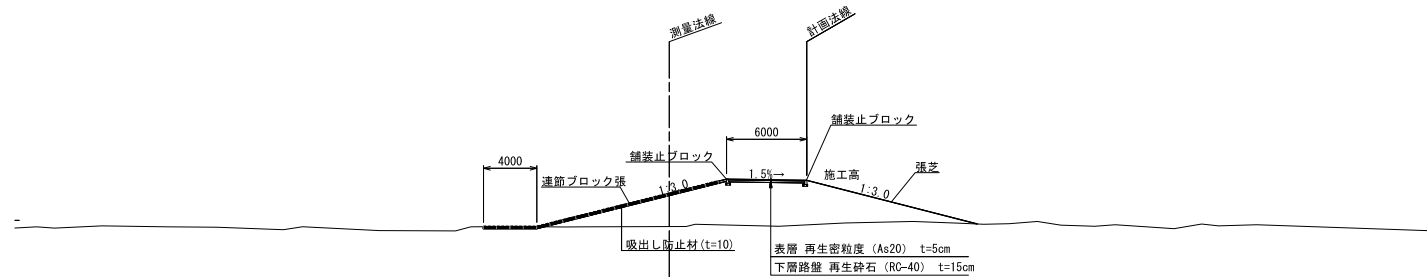
舗装止ブロック詳細図 S=1:10



縁石ブロック詳細図 S=1:10



坂路部



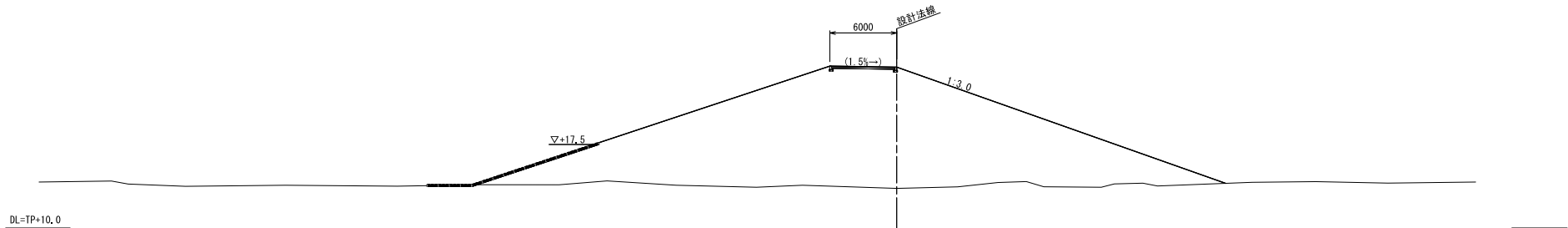
本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事名	R7 那珂川左岸小場地区築堤護岸他工事		
図面名	標準断面図		
年月日	令和 8 年 1 月 日		
縮尺	図示	図面番号	54 の 4
設計会社名	パシフィックコンサルタンツ株式会社		
事務所名	国土交通省常陸河川国道事務所		

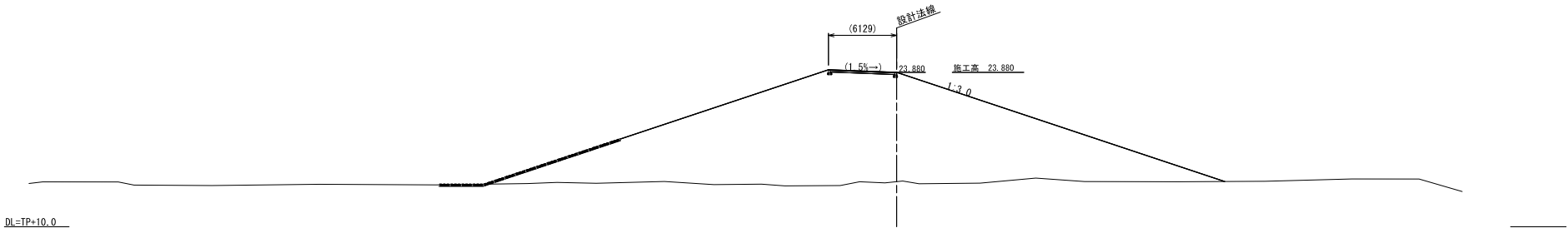
横断図(1)

S=1:200

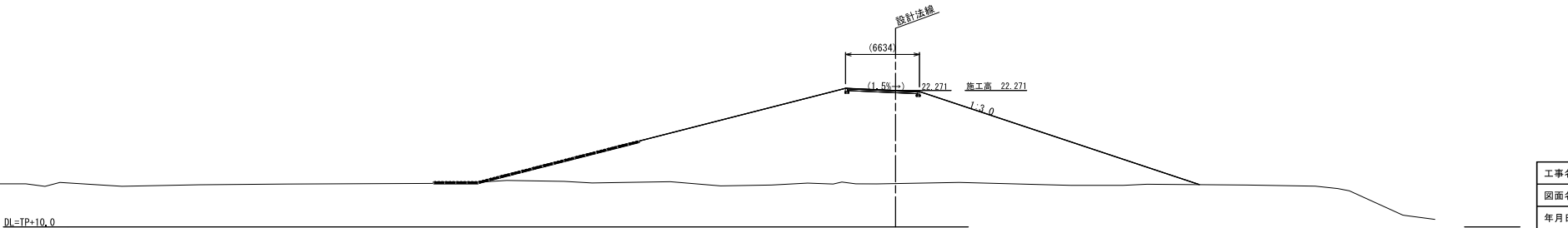
ANO. 8+15.542
現況はANO. 8+9.724 (ABC. 1) を使用



ANO. 9



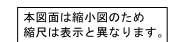
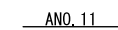
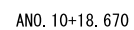
ANO. 9+13.060
測量ANO. 9+12.768 (ASP. 1)



本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事名	R 7 那珂川左岸小場地区築堤護岸他工事		
図面名	横断図(1)		
年月日	令和 8 年 1 月	日	
縮 尺	1:200	図面番号	54 の 5
設計会社名	パシフィックコンサルタンツ株式会社		
事務所名	国土交通省常陸河川国道事務所		

S=1 : 200



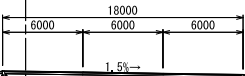
工事名	R7那珂川左岸小場地区築堤護岸工事		
図面名	横断面図(2)		
年月日	令和 8 年 1 月 日		
縮 尺	1:200	図面番号	54 の 6
設計会社名	パシフィックコンサルタンツ株式会社		
事務所名	国土交通省常陸河川国道事務所		

横断図(3)

S=1:200

ANO. 12

設計法線



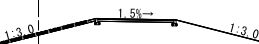
用地境界

DL=TP+10.0

ANO. 12+10.750

現況はANO. 12を使用

設計法線



用地境界

DL=TP+10.0

ANO. 13

設計法線

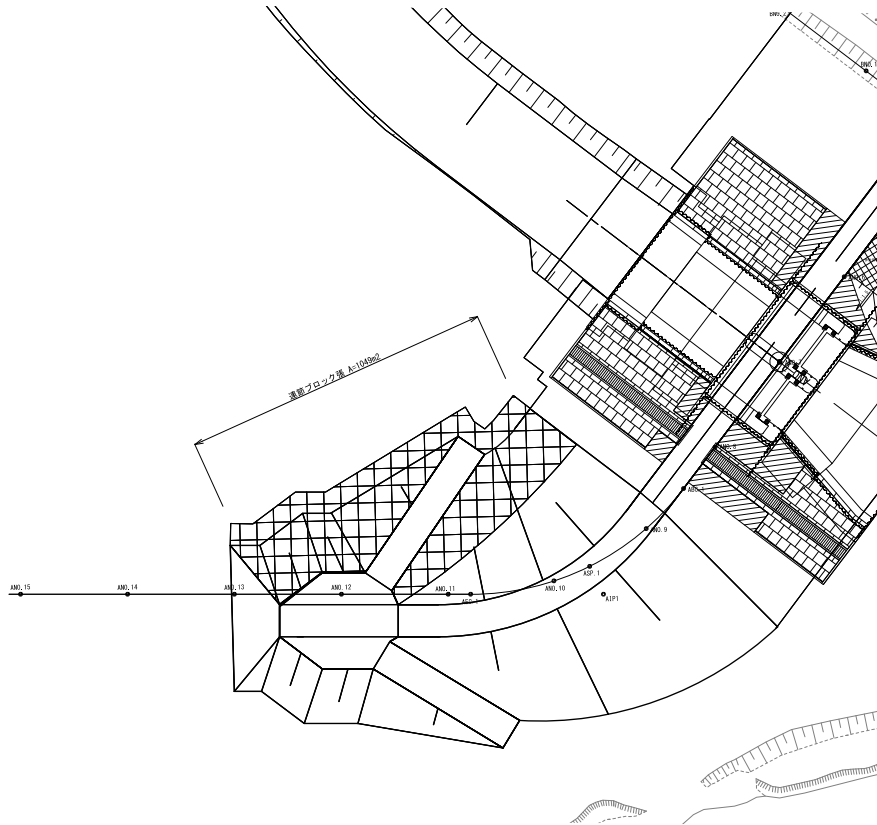
DL=TP+10.0

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

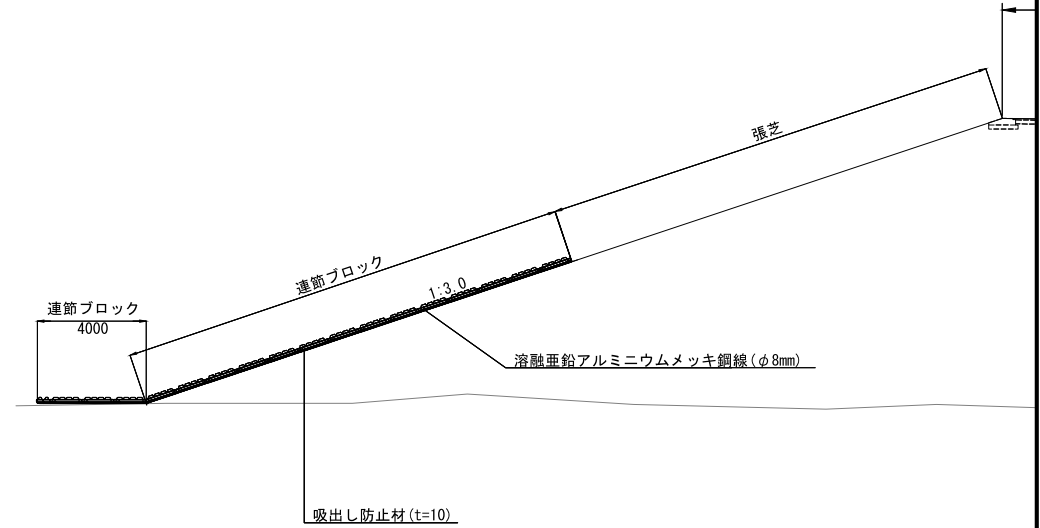
工事名	R 7 那珂川左岸小場地区築堤護岸他工事		
図面名	横断図(3)		
年月日	令和 8 年 1 月	日	
縮 尺	1:200	図面番号	54 の 7
設計会社名	パシフィックコンサルタンツ株式会社		
事務所名	国土交通省常陸河川国道事務所		

連節ブロック詳細図

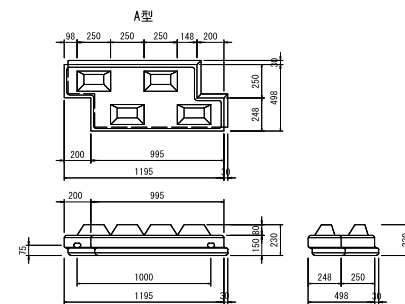
詳細平面図 S=1:500



標準図 S=1:100



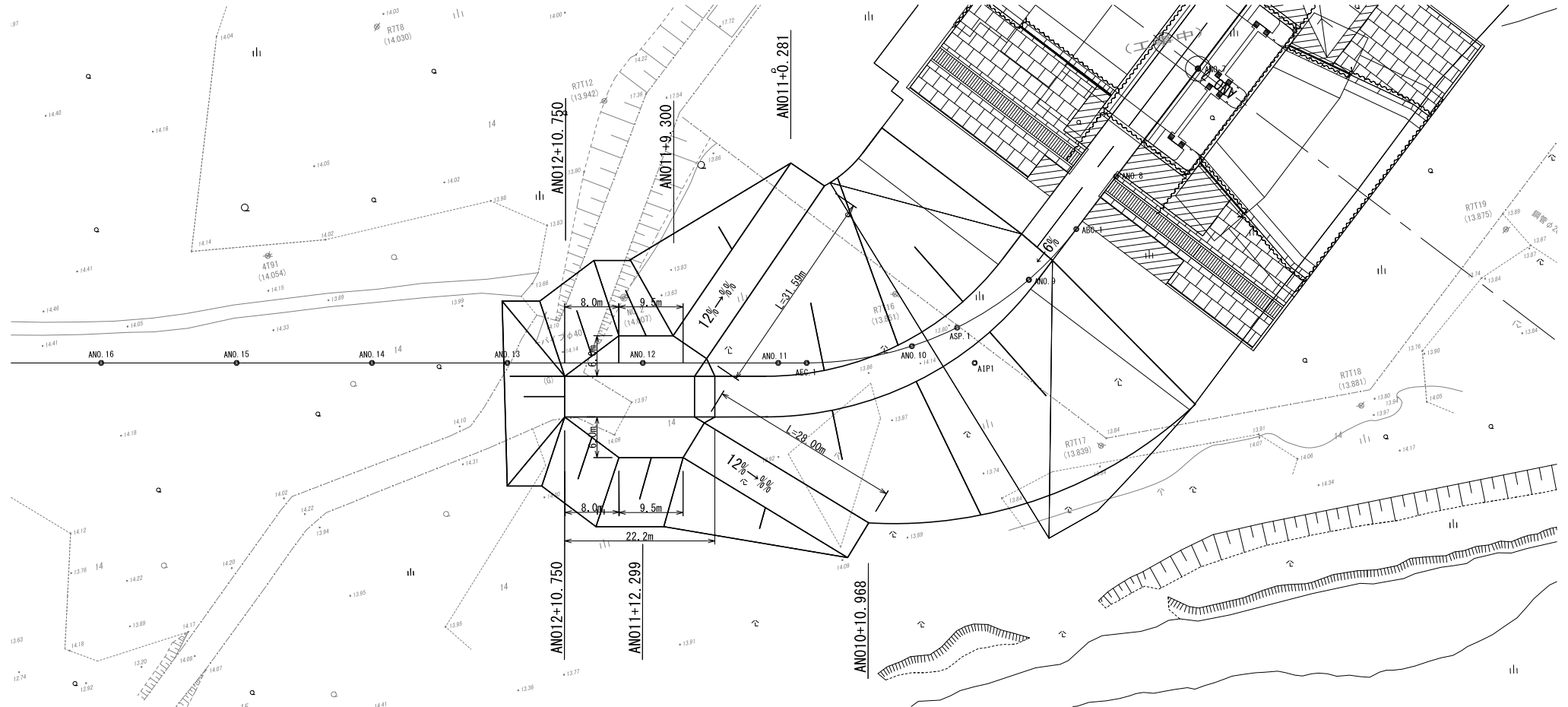
大型連節ブロック詳細図 S=1:20



工事名	R7 那珂川左岸小場地区築堤護岸他工事		
図面名	連節ブロック詳細図		
年月日	令和 8 年 1 月 日		
縮尺	図示	図面番号	54 の 8
設計会社名	パシフィックコンサルタンツ株式会社		
事務所名	国土交通省常陸河川国道事務所		

坂路工詳細図(1)

平面図 S=1:300

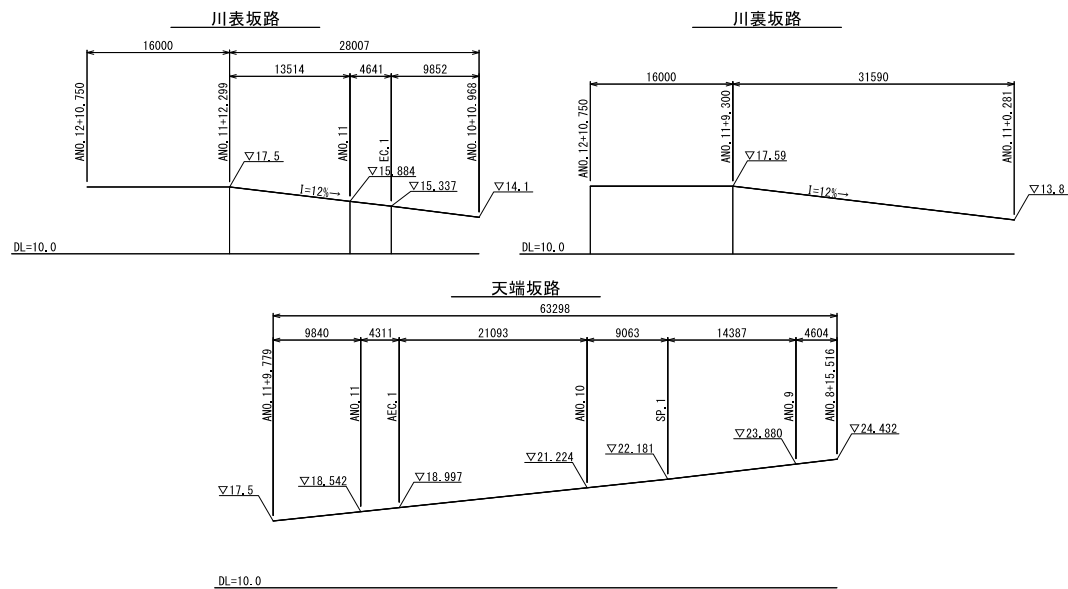


本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

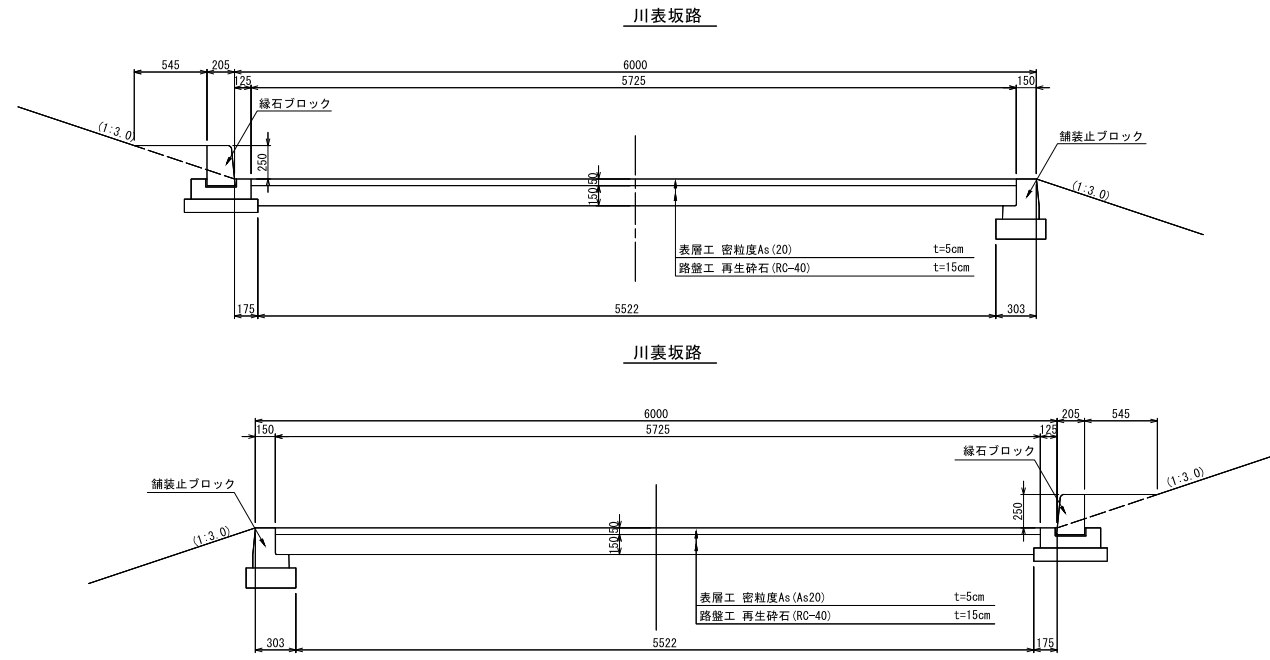
工事名	R 7 那珂川左岸小場地区築堤護岸他工事		
図面名	坂路工詳細図(1)		
年月日	令和 8 年 1 月 日		
縮 尺	図示	図面番号	54 の 9
設計会社名	パシフィックコンサルタンツ株式会社		
事務所名	国土交通省常陸河川国道事務所		

坂路工詳細図(2)

縦断面図 S=1:300



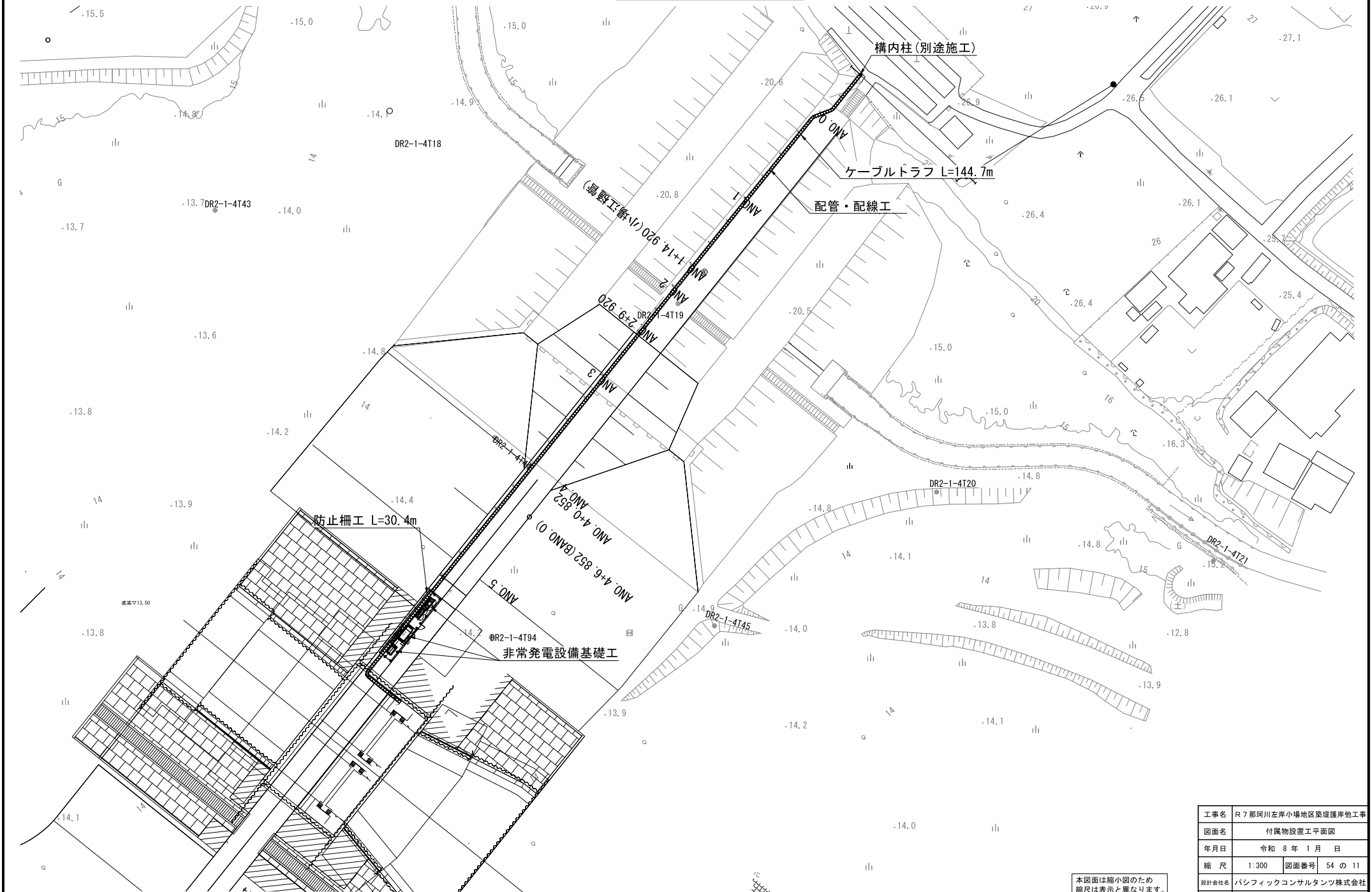
標準断面図 S=1:20



本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事名	R7那珂川左岸小場地区築堤護岸他工事		
図面名	坂路工詳細図(2)		
年月日	令和 8 年 1 月	日	
縮尺	図示	図面番号	54 の 10
設計会社名	パシフィックコンサルタンツ株式会社		
事務所名	国土交通省常陸河川国道事務所		

付属物設置工平面図 S=1:300



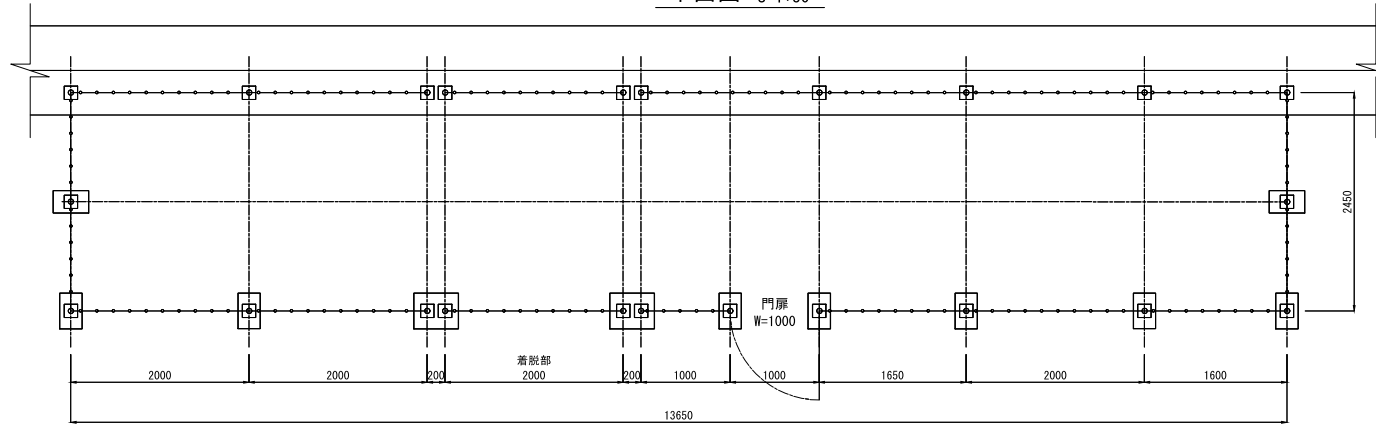
本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事名	R7 那珂川左岸小場地区築堤護岸他工事		
図面名	付属物設置工平面図		
年月日	令和 8 年 1 月 日		
縮 尺	1:300	図面番号	54 の 11
設計会社名	パシフィックコンサルタンツ株式会社		
事務所名	国土交通省常陸河川国道事務所		

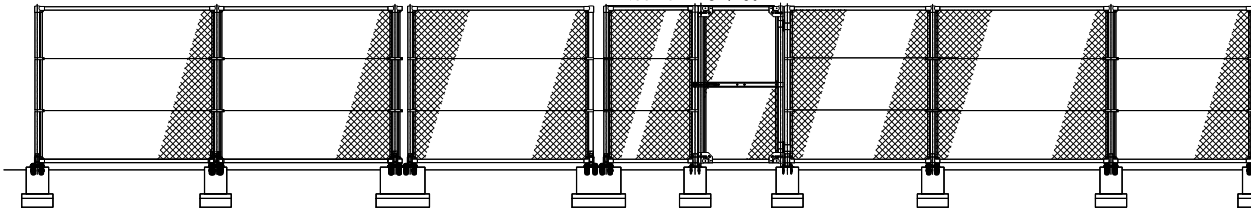
防止柵工図（非常用発電設備周囲柵）

（インナーポスト式ネットフェンス）

平面図 S=1:30

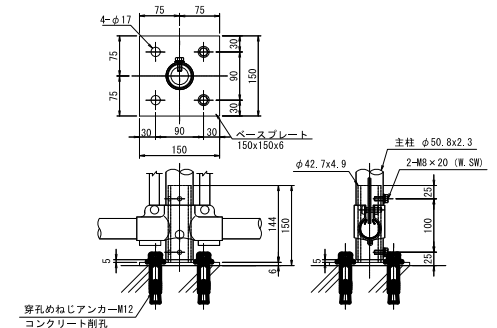


断面図 S=1:30

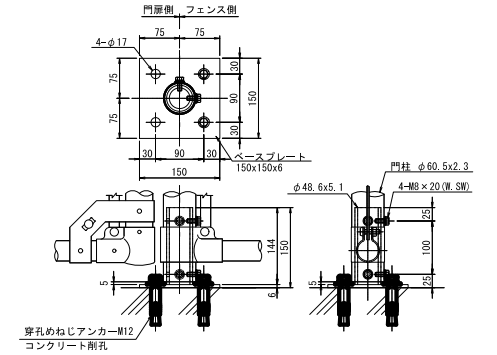


ベースプレート主柱部詳細図 S=1:5

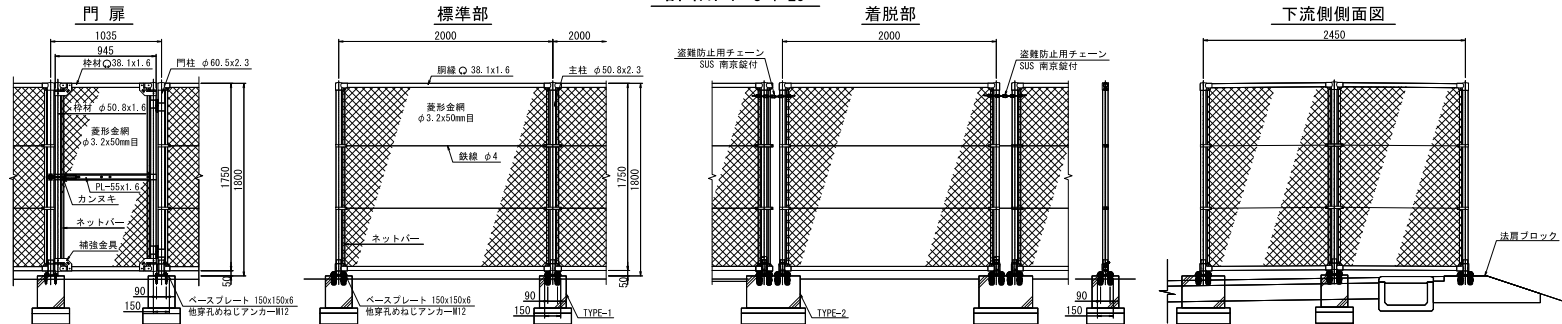
フェンス



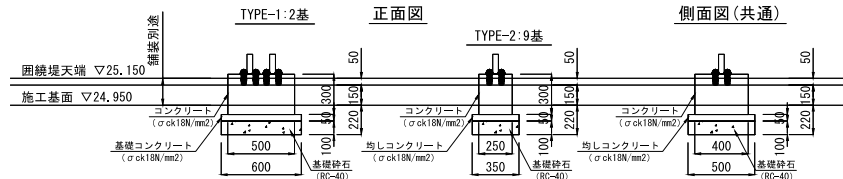
門扉



詳細図 S=1:25



支柱基礎詳細図 S=1:20



側面図(共通)

<仕様>

【フェンス】

主柱: STK400 φ50.8×2.3 溶融亜鉛メッキ仕上
金網: 網径・網目 φ3.2×50mm目
材質: 亜鉛メッキ鉄線 (JIS G 3547)

【門扉】

門柱: STK400 φ60.5×2.3 溶融亜鉛メッキ仕上
柵材: STK400 φ50.8×1.6 溶融亜鉛メッキ仕上
網線: SS400 φ3.1×1.6 溶融亜鉛メッキ仕上
金網: 網径・網目 φ3.2×50mm目
材質: 亜鉛メッキ鉄線 (JIS G 3547)

【ベースプレート】

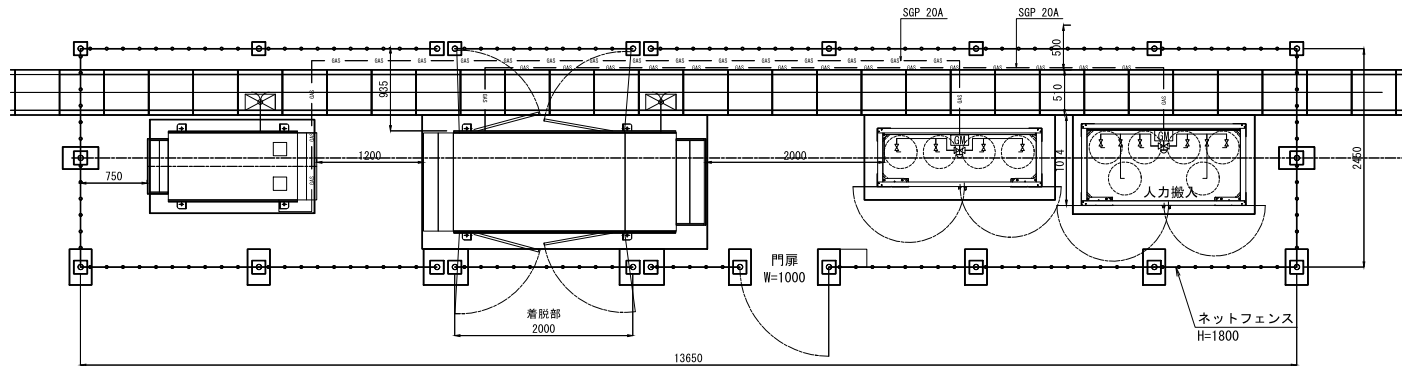
・フェンス用
インナーポスト: φ42.7×4.9 溶融亜鉛メッキ仕上
ベースプレート: 150×150×6t 溶融亜鉛メッキ仕上
・門柱用
インナーポスト: φ48.6×5.1 溶融亜鉛メッキ仕上
ベースプレート: 150×150×6t 溶融亜鉛メッキ仕上

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

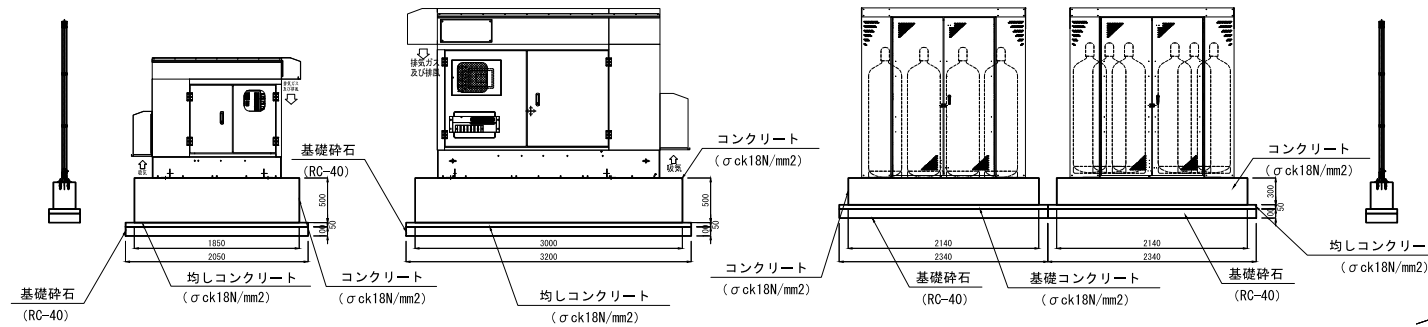
工事名	R7那珂川左岸小場地区築堤護岸他工事		
図面名	防止柵工図（非常用発電設備周囲柵）		
年月日	令和 8 年 1 月 日		
縮尺	図示	図面番号	54 の 12
設計会社名	パシフィックコンサルタンツ株式会社		
事務所名	国土交通省常陸河川国道事務所		

非常用発電設備工図（配置図）

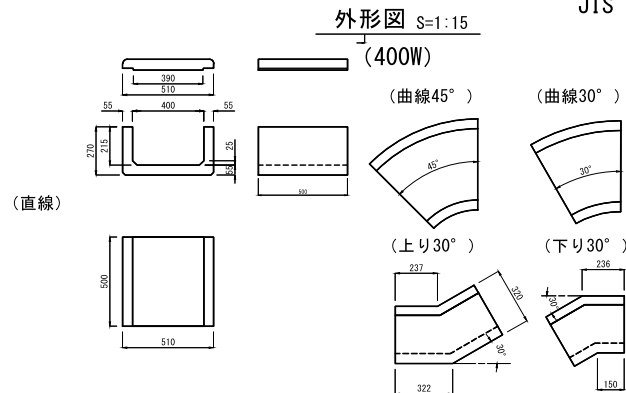
平面図 S=1:30



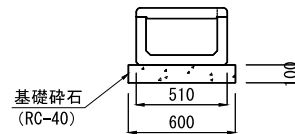
断面図 S=1:30



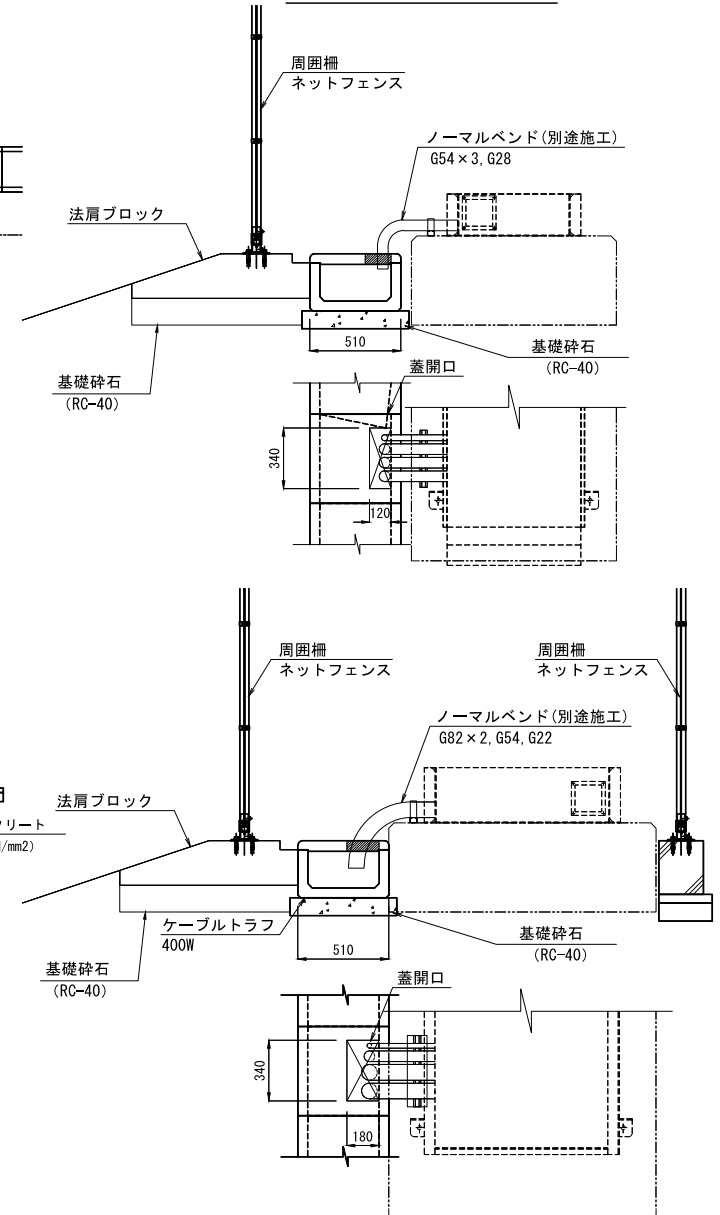
ケーブルトラフ
JIS A 5372 1種



▽囲繞堤天端



トラフ配管取出図 S=1:15

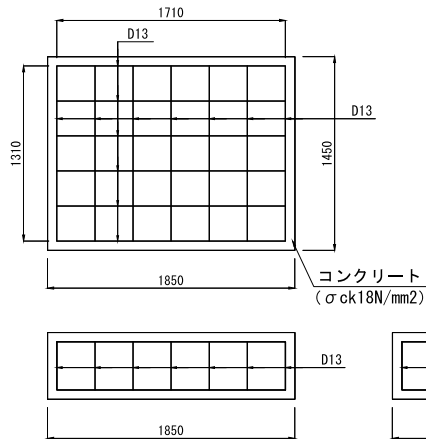


本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事名	R7那珂川左岸小場地区築堤護岸他工事		
図面名	非常用発電設備工図（配置図）		
年月日	令和8年1月 日		
縮尺	図示	図面番号	54の13
設計会社名	パシフィックコンサルタンツ株式会社		
事務所名	国土交通省常陸河川国道事務所		

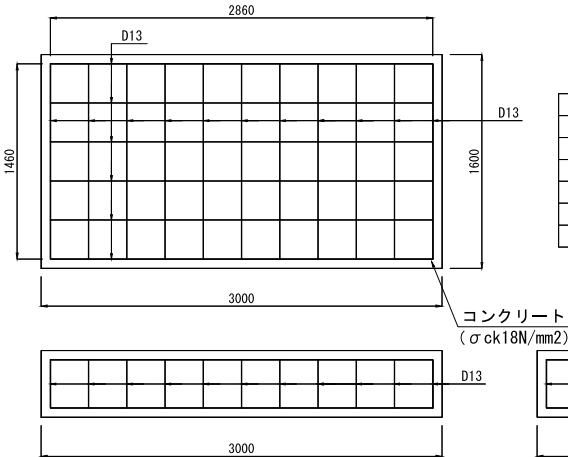
非常用発電設備工図（基礎図） S=1:20

非常用発電装置基礎
単相機用:1式



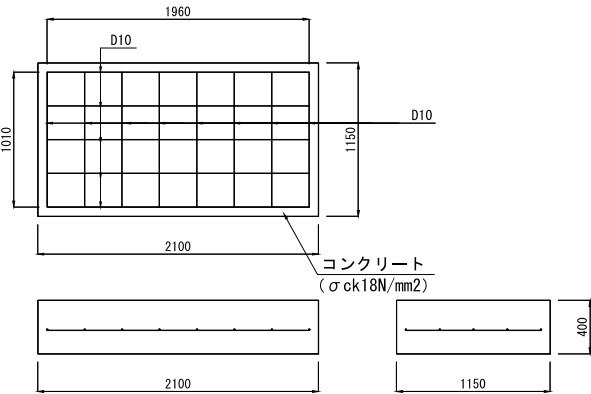
基礎鉄筋重量表（1式当） (SD295)					
	規格・形状	数量(本)	単位重量(kg)	重量(kg)	備考
C1	D13×2310	7	2.30	16.1	0.995kg/m
C2	D13×2710	7	2.70	18.9	
C3	D13×2110	8	2.10	16.8	
C4	D13×1710	7	1.70	11.9	
	合 計			63.7	

非常用発電装置基礎
三相機用:1式



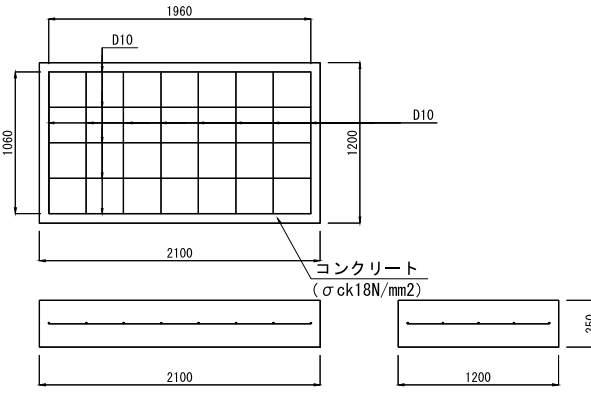
基礎鉄筋重量表（1式当） (SD295)					
	規格・形状	数量(本)	単位重量(kg)	重量(kg)	備考
C1	D13×3860	6	3.84	23.04	0.995kg/m
C2	D13×3260	6	3.24	19.44	
C3	D13×1860	13	1.85	24.05	
C4	D13×2460	9	2.45	22.05	
	合 計			88.58	

LPガスボンベ収納庫基礎
50kg 4本用:1式



基礎鉄筋重量表（1式当） (SD295)					
	規格・形状	数量(本)	単位重量(kg)	重量(kg)	備考
C1	D10×1960	5	1.098	5.49	0.560kg/m
C2	D10×1010	8	0.566	4.528	
	合 計			10.018	

LPガスボンベ収納庫基礎
50kg 6本用:1式

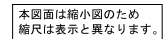


基礎鉄筋重量表（1式当） (SD295)					
	規格・形状	数量(本)	単位重量(kg)	重量(kg)	備考
C1	D10×1960	5	1.098	5.49	0.560kg/m
C2	D10×1060	8	0.594	4.752	
	合 計			10.242	

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事名	R7那珂川左岸小場地区築堤護岸他工事		
図面名	非常用発電設備工図（基礎図）		
年月日	令和8年1月 日		
縮 尺	1:20	図面番号	54 の 14
設計会社名	パシフィックコンサルタンツ株式会社		
事務所名	国土交通省常陸河川国道事務所		

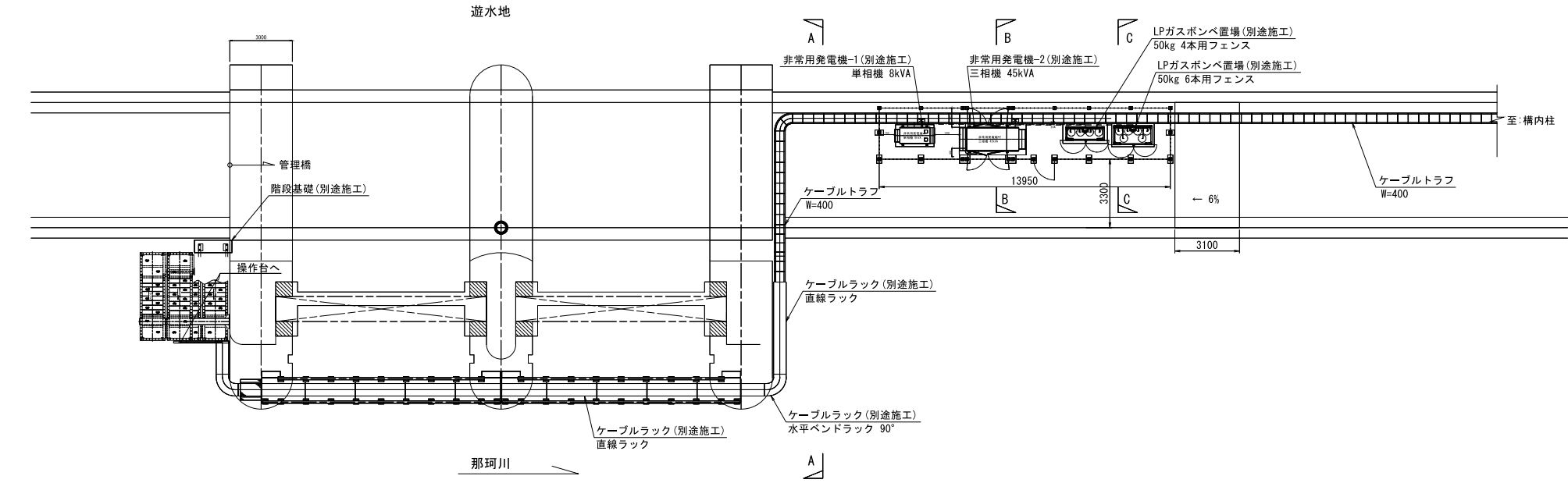
電力引込平面図 S=1:200



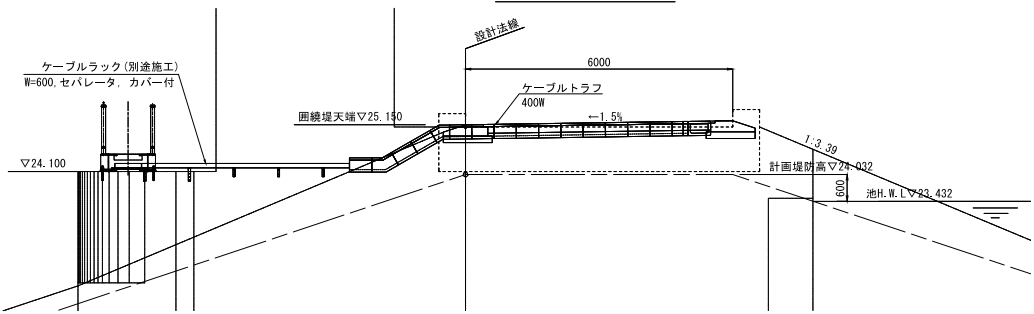
工事名	R7那珂川左岸小橋地区築堤護岸他工事		
図面名	引込設備圖		
年月日	令和 8 年 1 月 日		
縮 尺	1:200	図面番号	54 の 15
設計会社名	パシフィックコンサルタンツ株式会社		
事務所名	国土交通省常陸河川国道事務所		

配管・配線工図

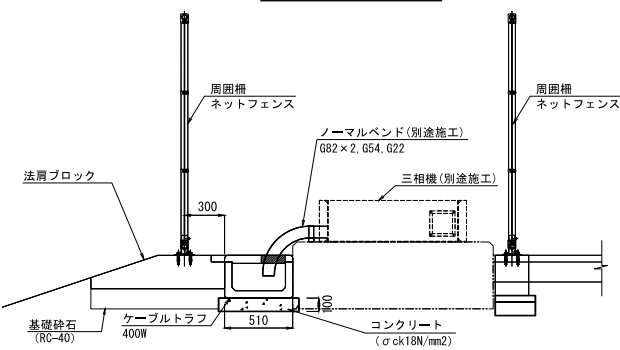
平面図 S=1:100



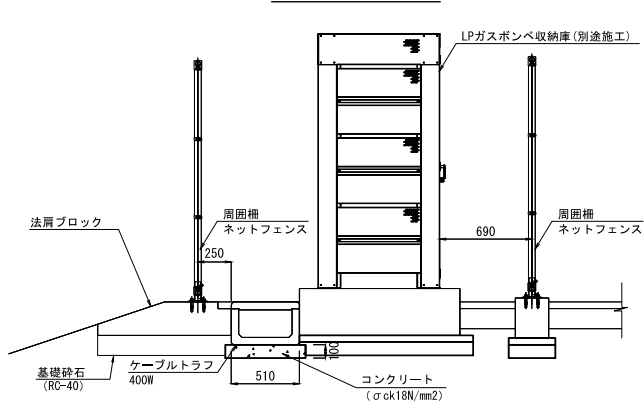
A-A断面 S=1:60



B-B断面 S=1:20



C-C断面 S=1:20

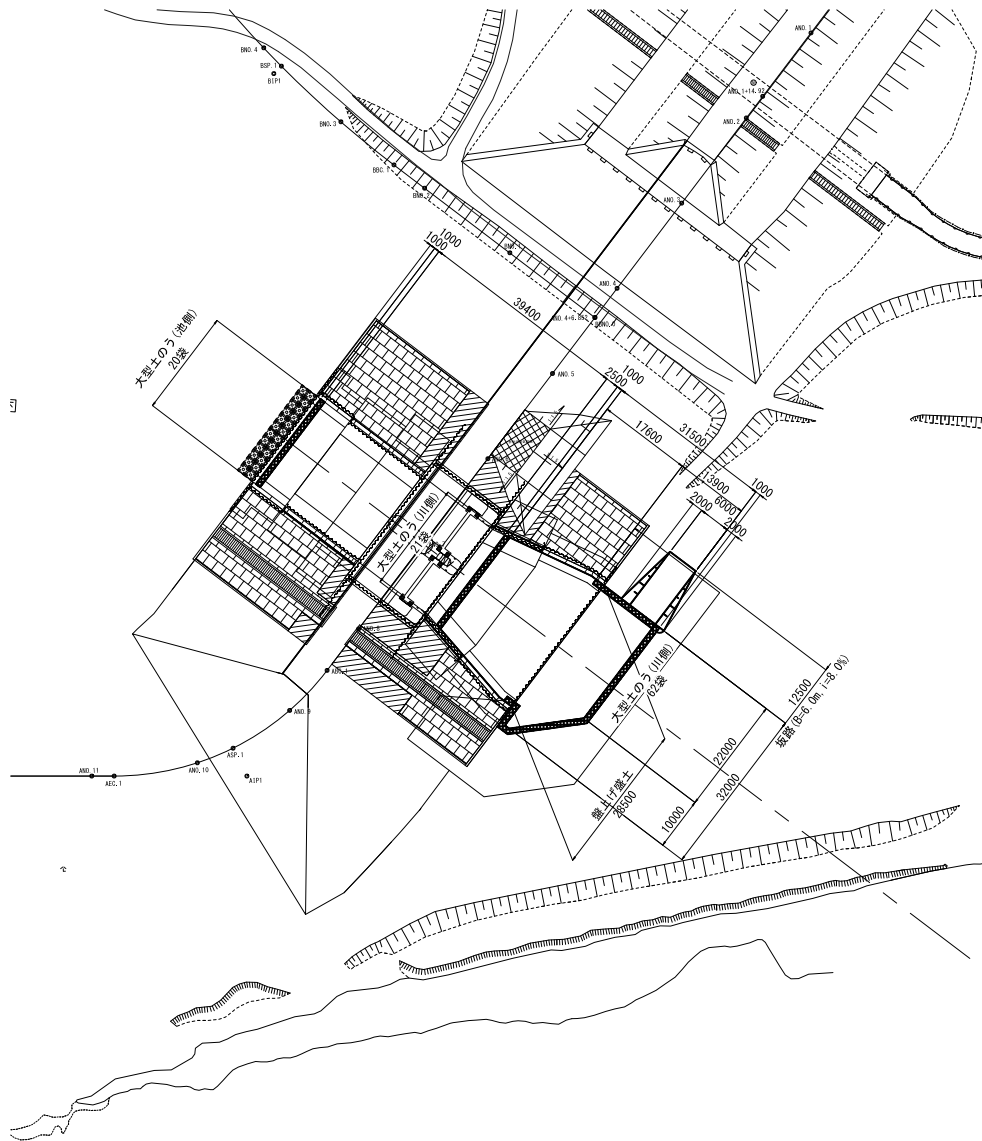


本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

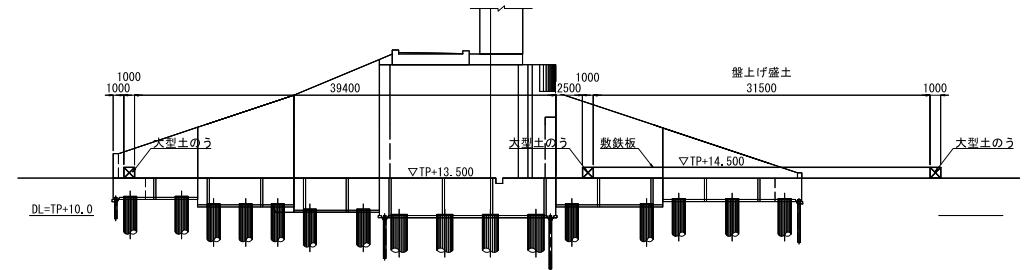
工事名	R7 那珂川左岸小場地区築堤護岸他工事		
図面名	配管・配線工図		
年月日	令和 8 年 1 月	日	
縮尺	図示	図面番号	54 の 16
設計会社名	パシフィックコンサルタンツ株式会社		
事務所名	国土交通省常陸河川国道事務所		

仮締切工図

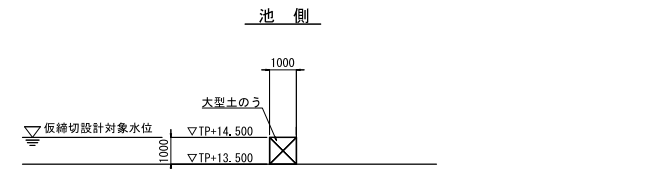
平面图 S=1:500



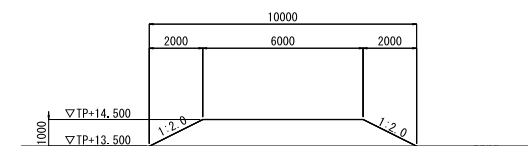
縦断図 S=1:250



仮締切詳細図 S=1:100



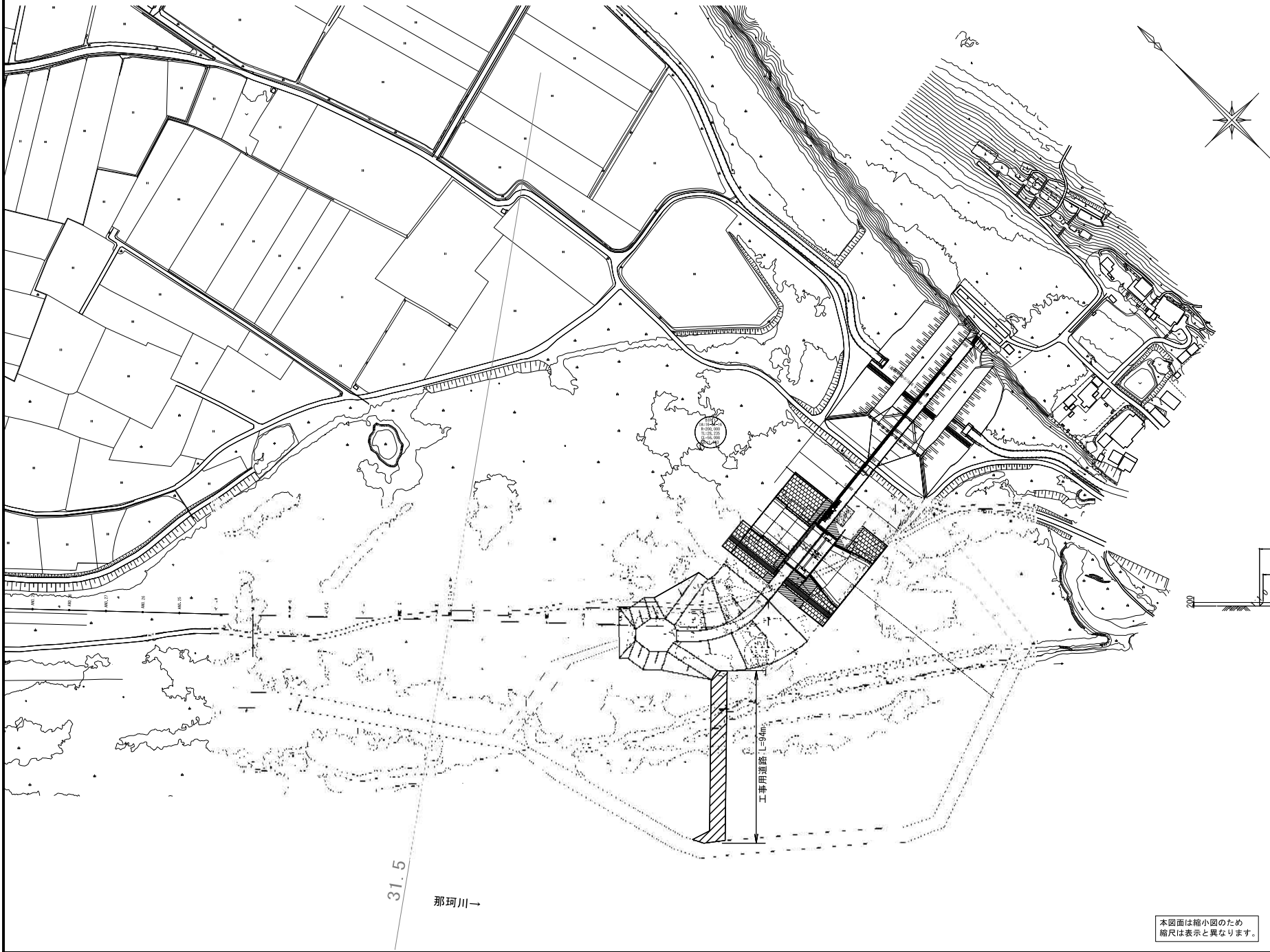
坂路断面図 S=1:100



工事名	R7那珂川左岸小塩地区築堤護岸他工事		
図面名	仮締切図		
年月日	令和 8 年 1 月 日		
縮 尺	図示	図面番号	54 の 17
設計会社名	バシフィックコンサルタツツ株式会社		
事務所名	国土交通省常陸川国道事務所		

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事用道路平面図 S=1:1,000



工事用道路断面図 S=1:100



本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事名	R7 那珂川左岸小場地区築堤護岸他工事		
図面名	工事用道路平面図		
年月日	令和 8 年 1 月 日		
縮 尺	図示	図面番号	54 の 18
設計会社名	パシフィックコンサルタンツ株式会社		
事務所名	国土交通省常陸河川国道事務所		

R 7 那珂川左岸小場地区築堤護岸他工事

設計図

特記仕様書

1. 工事場所

茨城県常陸大宮市小場地区

2. 敷地面積

— m²

3. 工事種目

1. 建物

新築1棟

1) 上屋

鉄骨造

規模

地上1階

建築面積

205.96 m²

(建築基準法による)

建築面積

205.96 m²

(国有財産法による)

延べ面積

205.96 m²

(国有財産法及び建築基準法による)

Ⅱ. 建築工事仕様

(1) 図面及び本特記仕様に記載されていない事項は、国土交通省大臣官庁告示等所定制度の「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）令和7年版」（以下「標準仕様書」という。）によるほか、下記仕様書のうち、○を付けたものを適用する。

- 公共建築改修工事標準仕様書（令和7年版）（以下「改修仕様書」という。）
- 建築工事標準仕様書（令和4年版）（以下「標準仕様書」という。）
- 建築物解体工事共通仕様書（令和4年版）

(2) 電気設備工事及び機械設備工事を本工事に含む場合は、電気設備工事及び機械設備工事はそれぞれの特記仕様書を適用する。なお、電気設備工事の特記仕様書は（E-01）図、機械設備工事の特記仕様書は（H-01）図による。

(3) 本特記仕様書の表記

- 1) 項目は、○印の付いたものを適用する。
- 2) 特記事項は、○印の付いたものを適用する。・印のみ場合は適用しない。
- 印の付かない場合は、○印の付いたものを適用する。
- 印と○印の付いた場合は、共に適用する。

(4) 特記事項に記載の（ ）内表示事項は、標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。

○印は、「図等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）」に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和7年1月20日閣内閣議決定）」に定める特定調達品目における判断の基準（特定調達品目「公共工事」においては表1中の品目ごとの判断の基準）を満たすものを示す。

章

項目

特記事項

1 各章共通事項

○適用区分

建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重の算定には次の条件を用いる。

- 風圧力
 - 風速（V₀）30m/s
- 積雪荷重

平成12年5月31日建設省告示第1455号における区域 別表（20）

○環境への配慮

1) 建築物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所定の品質及び性能を有すると共に次の①から⑥を満たすものとする。

- ① 合板、木質フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ウリア樹脂板、壁紙、接着剤、保護材、建築材、断熱材、塗料、仕上材は、アセトアルデヒド及びスチレンを含有しない又は発散が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。
- ② 接着剤及び塗料は、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。
- ③ 接着剤は、可燃性（フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-n-エチル等含有ししない難燃発性の可燃剤を除く）が添加されていない材料を使用する。
- ④ ①の材料を使用し、作られた窓枠、扉、壁紙、塗装等、その他の付属物は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを含有しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。

- ④ 本工事に使用する材料は、設計図書に定める品質及び性能の他、通常有すべき品質及び性能を有するものとする。
- ⑤ 備考欄に商品名が記載された材料は、当該商品又は同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は監督職員の承認を受ける。
- ⑥ 標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法については、材料製造所の指定する工法とする。
- ⑦ 本工事に使用する材料のうち、5)に指定する材料の製造業者等は、次の①から⑥の事項を満たすものとし、その証明となる資料（外部機関が発行する証明書等の写し等）を監督職員に提出して承認を受ける。ただし、あらかじめ監督職員の承認を受けた場合はこの限りでない。
- ① 品質及び性能に関する試験データを整備していること。
- ② 生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。
- ③ 安定的な供給が可能であること。
- ④ 法令等での定め、認可、認定又は免許を取得していること。
- ⑤ 製造又は販売の実績があり、その信頼性があること。
- ⑥ 販売、保守等の営業体制を整えていること。
- ⑧ 製造業者等に関する資料の提出を求める材料

床型持用鋼鉄デッキプレート、鉄骨柱下無収縮モルタル、無収縮グラウト材、乾式保護材、既設合モルタル、既設合目地材、ルーフドレン、雨水調整材、防雨板、クローザゲル、自動ドア機構、自動上昇り引戸機構、重量シャッター、軽量シャッター、オーバーヘッドドア、防水剤、現場発泡断熱材、フリーアクセスフロア、可動間仕切り、移動間仕切り、エレベース、天井点検口、床点検口、グレーチング、屋上緑化システム、トップライト、ポリマーセメントモルタル、鉄線製ふた

○化学物質の濃度測定

(1.5.10)

1) 室内空気中のホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレンの濃度を測定し、測定結果を監督職員に報告する。

2) 測定対象室及び測定箇所数は上表による。

3) 測定は、パッシブ型採集機器により行う。

4) 測定時期、測定方法及び測定結果の報告は、現場説明書による。

○施工条件

施工条件については、現場説明書による。

(1.3.5)

○完成写真

工事完成時に次の写真を撮影し、監督職員に提出する。

撮影部位及び箇所数

形式・サイズ

提出媒体（20-4等）

画素数及び画質等

撮影者

外観正観

(1) 正面

電子データ（JPEGカラー）

4500×3000ピクセル以上1/4程度

(2) 影

建築完成写真のセルとして画像撮影実績がある者で、監督職員が承認する撮影業者

上記と異なる外観

(3) 背面

電子データ（JPEGカラー）

1280×960ピクセル以上かつ、撮影したデジタルカメラの指定のうち最良の画質

(2) 影

任意

内観

(4) 2階

電子データ（JPEGカラー）

1280×960ピクセル以上かつ、撮影したデジタルカメラの指定のうち最良の画質

(2) 影

任意

○関連工事又は他工程との取合い

工事区分表による。これにより競い場合は監督職員と協議する。

2 仮設工事

○足場等

(2.2.4)

「手すり先行工法等に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、間ガイドラインの別記「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における①)手すり断面方式又は②)手すり先行専用足場方式により行う。

3 土工事

・埋戻し及び鎮土

材料及び工法

※標準仕様書表3.2.1による

種類

・1種 適用箇所（ ）

・2種 適用箇所（ ）

・3種 適用箇所（ ）

・4種 適用箇所（ ）

・5種 適用箇所（ ）

・6種 適用箇所（ ）

・7種 適用箇所（ ）

・8種 適用箇所（ ）

・9種 適用箇所（ ）

・10種 適用箇所（ ）

・11種 適用箇所（ ）

・12種 適用箇所（ ）

・13種 適用箇所（ ）

・14種 適用箇所（ ）

・15種 適用箇所（ ）

・16種 適用箇所（ ）

・17種 適用箇所（ ）

・18種 適用箇所（ ）

・19種 適用箇所（ ）

・20種 適用箇所（ ）

・21種 適用箇所（ ）

・22種 適用箇所（ ）

・23種 適用箇所（ ）

・24種 適用箇所（ ）

・25種 適用箇所（ ）

・26種 適用箇所（ ）

・27種 適用箇所（ ）

・28種 適用箇所（ ）

・29種 適用箇所（ ）

・30種 適用箇所（ ）

・31種 適用箇所（ ）

・32種 適用箇所（ ）

・33種 適用箇所（ ）

・34種 適用箇所（ ）

・35種 適用箇所（ ）

・36種 適用箇所（ ）

・37種 適用箇所（ ）

・38種 適用箇所（ ）

・39種 適用箇所（ ）

・40種 適用箇所（ ）

・41種 適用箇所（ ）

・42種 適用箇所（ ）

・43種 適用箇所（ ）

・44種 適用箇所（ ）

・45種 適用箇所（ ）

・46種 適用箇所（ ）

・47種 適用箇所（ ）

・48種 適用箇所（ ）

・49種 適用箇所（ ）

・50種 適用箇所（ ）

・51種 適用箇所（ ）

・52種 適用箇所（ ）

・53種 適用箇所（ ）

・54種 適用箇所（ ）

・55種 適用箇所（ ）

・56種 適用箇所（ ）

・57種 適用箇所（ ）

・58種 適用箇所（ ）

・59種 適用箇所（ ）

・60種 適用箇所（ ）

・61種 適用箇所（ ）

・62種 適用箇所（ ）

・63種 適用箇所（ ）

・64種 適用箇所（ ）

・65種 適用箇所（ ）

・66種 適用箇所（ ）

・67種 適用箇所（ ）

・68種 適用箇所（ ）

・69種 適用箇所（ ）

・70種 適用箇所（ ）

・71種 適用箇所（ ）

・72種 適用箇所（ ）

・73種 適用箇所（ ）

・74種 適用箇所（ ）

・75種 適用箇所（ ）

・76種 適用箇所（ ）

・77種 適用箇所（ ）

・78種 適用箇所（ ）

・79種 適用箇所（ ）

・80種 適用箇所（ ）

・81種 適用箇所（ ）

・82種 適用箇所（ ）

・83種 適用箇所（ ）

・84種 適用箇所（ ）

・85種 適用箇所（ ）

・86種 適用箇所（ ）

・87種 適用箇所（ ）

・88種 適用箇所（ ）

・89種 適用箇所（ ）

・90種 適用箇所（ ）

・91種 適用箇所（ ）

・92種 適用箇所（ ）

・93種 適用箇所（ ）

・94種 適用箇所（ ）

・95種 適用箇所（ ）

・96種 適用箇所（ ）

・97種 適用箇所（ ）

・98種 適用箇所（ ）

・99種 適用箇所（ ）

・100種 適用箇所（ ）

・101種 適用箇所（ ）

・102種 適用箇所（ ）

・103種 適用箇所（ ）

・104種 適用箇所（ ）

・105種 適用箇所（ ）

・106種 適用箇所（ ）

・107種 適用箇所（ ）

・108種 適用箇所（ ）

・109種 適用箇所（ ）

・110種 適用箇所（ ）

・111種 適用箇所（ ）

・112種 適用箇所（ ）

・113種 適用箇所（ ）

・114種 適用箇所（ ）

・115種 適用箇所（ ）

・116種 適用箇所（ ）

・117種 適用箇所（ ）

・118種 適用箇所（ ）

・119種 適用箇所（ ）

・120種 適用箇所（ ）

・121種 適用箇所（ ）

・122種 適用箇所（ ）

・123種 適用箇所（ ）

・124種 適用箇所（ ）

・125種 適用箇所（ ）

・126種 適用箇所（ ）

・127種 適用箇所（ ）

・128種 適用箇所（ ）

・129種 適用箇所（ ）

・130種 適用箇所（ ）

・131種 適用箇所（ ）

・132種 適用箇所（ ）

・133種 適用箇所（ ）

・134種 適用箇所（ ）

・135種 適用箇所（ ）

・136種 適用箇所（ ）

・137種 適用箇所（ ）

・138種 適用箇所（ ）

・139種 適用箇所（ ）

・140種 適用箇所（ ）

・141種 適用箇所（ ）

・142種 適用箇所（ ）

・143種 適用箇所（ ）

・144種 適用箇所（ ）

・145種 適用箇所（ ）

・146種 適用箇所（ ）

・147種 適用箇所（ ）

・148種 適用箇所（ ）

・149種 適用箇所（ ）

・150種 適用箇所（ ）

・151種 適用箇所（ ）

・152種 適用箇所（ ）

・153種 適用箇所（ ）

・154種 適用箇所（ ）

・155種 適用箇所（ ）

・156種 適用箇所（ ）

・157種 適用箇所（ ）

・158種 適用箇所（ ）

・159種 適用箇所（ ）

・160種 適用箇所（ ）

・161種 適用箇所（ ）

・162種 適用箇所（ ）

・163種 適用箇所（ ）

・164種 適用箇所（ ）

・165種 適用箇所（ ）

・166種 適用箇所（ ）

・167種 適用箇所（ ）

・168種 適用箇所（ ）

・169種 適用箇所（ ）

・170種 適用箇所（ ）

・171種 適用箇所（ ）

・172種 適用箇所（ ）

・173種 適用箇所（ ）

・174種 適用箇所（ ）

・175種 適用箇所（ ）

・176種 適用箇所（ ）

・177種 適用箇所（ ）

・178種 適用箇所（ ）

・179種 適用箇所（ ）

・180種 適用箇所（ ）

・181種 適用箇所（ ）

・182種 適用箇所（ ）

・183種 適用箇所（ ）

・184種 適用箇所（ ）

・185種 適用箇所（ ）

・186種 適用箇所（ ）

・187種 適用箇所（ ）

・188種 適用箇所（ ）

・189種 適用箇所（ ）

・190種 適用箇所（ ）

・191種 適用箇所（ ）

・192種 適用箇所（ ）

・193種 適用箇所（ ）

・194種 適用箇所（ ）

・195種 適用箇所（ ）

・196種 適用箇所（ ）

・197種 適用箇所（ ）

・198種 適用箇所（ ）

・199種 適用箇所（ ）

・200種 適用箇所（ ）

・201種 適用箇所（ ）

・202種 適用箇所（ ）

・203種 適用箇所（ ）

・204種 適用箇所（ ）

・205種 適用箇所（ ）

・206種 適用箇所（ ）

・207種 適用箇所（ ）

・208種 適用箇所（ ）

・209種 適用箇所（ ）

・210種 適用箇所（ ）

・211種 適用箇所（ ）

・212種 適用箇所（ ）

・213種 適用箇所（ ）

・214種 適用箇所（ ）

・215種 適用箇所（ ）

・216種 適用箇所（ ）

・217種 適用箇所（ ）

・218種 適用箇所（ ）

・219種 適用箇所（ ）

・220種 適用箇所（ ）

・221種 適用箇所（ ）

・222種 適用箇所（ ）

・223種 適用箇所（ ）

・224種 適用箇所（ ）

・225種 適用箇所（ ）

・226種 適用箇所（ ）

・227種 適用箇所（ ）

・228種 適用箇所（ ）

・229種 適用箇所（ ）

・230種 適用箇所（ ）

・231種 適用箇所（ ）

・232種 適用箇所（ ）

・233種 適用箇所（ ）

・234種 適用箇所（ ）

・235種 適用箇所（ ）

・236種 適用箇所（ ）

・237種 適用箇所（ ）

・238種 適用箇所（ ）

・239種 適用箇所（ ）

・240種 適用箇所（ ）

・241種 適用箇所（ ）

・242種 適用箇所（ ）

・243種 適用箇所（ ）

・244種 適用箇所（ ）

・245種 適用箇所（ ）

・246種 適用箇所（ ）

・247種 適用箇所（ ）

・248種 適用箇所（ ）

・249種 適用箇所（ ）

・250種 適用箇所（ ）

・251種 適用箇所（ ）

・252種 適用箇所（ ）

・253種 適用箇所（ ）

・254種 適用箇所（ ）

・255種 適用箇所（ ）

・256種 適用箇所（ ）

・257種 適用箇所（ ）

・258種 適用箇所（ ）

・259種 適用箇所（ ）

・260種 適用箇所（ ）

・261種 適用箇所（ ）

・262種 適用箇所（ ）

・263種 適用箇所（ ）

・264種 適用箇所（ ）

・265種 適用箇所（ ）

・266種 適用箇所（ ）

・267種 適用箇所（ ）

・268種 適用箇所（ ）

・269種 適用箇所（ ）

・270種 適用箇所（ ）

・271種 適用箇所（ ）

・272種 適用箇所（ ）

・273種 適用箇所（ ）

・274種 適用箇所（ ）

・275種 適用箇所（ ）

・276種 適用箇所（ ）

・277種 適用箇所（ ）

・278種 適用箇所（ ）

・279種 適用箇所（ ）

・280種 適用箇所（ ）

・281種 適用箇所（ ）

・282種 適用箇所（ ）

・283種 適用箇所（ ）

・284種 適用箇所（ ）

・285種 適用箇所（ ）

・286種 適用箇所（ ）

・287種 適用箇所（ ）

・288種 適用箇所（ ）

・289種 適用箇所（ ）

・290種 適用箇所（ ）

・291種 適用箇所（ ）

・292種 適用箇所（ ）

・293種 適用箇所（ ）

・294種 適用箇所（ ）

・295種 適用箇所（ ）

・296種 適用箇所（ ）

・297種 適用箇所（ ）

・298種 適用箇所（ ）

・299種 適用箇所（ ）

・300種 適用箇所（ ）

・301種 適用箇所（ ）

・302種 適用箇所（ ）

・303種 適用箇所（ ）

・304種 適用箇所（ ）

・305種 適用箇所（ ）

・306種 適用箇所（ ）

・307種 適用箇所（ ）

・308種 適用箇所（ ）

・309種 適用箇所（ ）

・310種 適用箇所（ ）

・311種 適用箇所（ ）

・312種 適用箇所（ ）

・313種 適用箇所（ ）

・314種 適用箇所（ ）

・315種 適用箇所（ ）

・316種 適用箇所（ ）

・317種 適用箇所（ ）

・318種 適用箇所（ ）

・319種 適用箇所（ ）

・320種 適用箇所（ ）

・321種 適用箇所（ ）

・322種 適用箇所（ ）

・323種 適用箇所（ ）

・324種 適用箇所（ ）

・325種 適用箇所（ ）

・326種 適用箇所（ ）

・327種 適用箇所（ ）

・328種 適用箇所（ ）

・329種 適用箇所（ ）

・330種 適用箇所（ ）

・331種 適用箇所（ ）

・332種 適用箇所（ ）

・333種 適用箇所（ ）

・334種 適用箇所（ ）

・335種 適用箇所（ ）

・336種 適用箇所（ ）

・337種 適用箇所（ ）

・338種 適用箇所（ ）

・339種 適用箇所（ ）

・340種 適用箇所（ ）

・341種 適用箇所（ ）

・342種 適用箇所（ ）

・343種 適用箇所（ ）

・344種 適用箇所（ ）

・345種 適用箇所（ ）

・346種 適用箇所（ ）

・347種 適用箇所（ ）

・348種 適用箇所（ ）

・349種 適用箇所（ ）

・350種 適用箇所（ ）

・351種 適用箇所（ ）

・352種 適用箇所（ ）

・353種 適用箇所（ ）

・354種 適用箇所（ ）

・355種 適用箇所（ ）

・356種 適用箇所（ ）

・357種 適用箇所（ ）

・358種 適用箇所（ ）

・359種 適用箇所（ ）

・360種 適用箇所（ ）

・361種 適用箇所（ ）

・362種 適用箇所（ ）

・363種 適用箇所（ ）

・364種 適用箇所（ ）

・365種 適用箇所（ ）

・366種 適用箇所（ ）

・367種 適用箇所（ ）

・368種 適用箇所（ ）

・369種 適用箇所（ ）

・370種 適用箇所（ ）

・371種 適用箇所（ ）

・372種 適用箇所（ ）

・373種 適用箇所（ ）

・374種 適用箇所（ ）

・375種 適用箇所（ ）

・376種 適用箇所（ ）

・377種 適用箇所（ ）

・378種 適用箇所（ ）

・379種 適用箇所（ ）

・380種 適用箇所（ ）

・381種 適用箇所（ ）

・382種 適用箇所（ ）

・383種 適用箇所（ ）

・384種 適用箇所（ ）

・385種 適用箇所（ ）

・386種 適用箇所（ ）

・387種 適用箇所（ ）

・388種 適用箇所（ ）

・389種 適用箇所（ ）

・390種 適用箇所（ ）

・391種 適用箇所（ ）

・392種 適用箇所（ ）

・393種 適用箇所（ ）

・394種 適用箇所（ ）

・395種 適用箇所（ ）

・396種 適用箇所（ ）

・397種 適用箇所（ ）

・398種 適用箇所（ ）

・399種 適用箇所（ ）

・400種 適用箇所（ ）

・401種 適用箇所（ ）

・402種 適用箇所（ ）

・403種 適用箇所（ ）

・404種 適用箇所（ ）

・405種 適用箇所（ ）

・406種 適用箇所（ ）

・407種 適用箇所（ ）

・408種 適用箇所（ ）

・409種 適用箇所（ ）

・410種 適用箇所（ ）

・411種 適用箇所（ ）

・412種 適用箇所（ ）

・413種 適用箇所（ ）

・414種 適用箇所（ ）

・415種 適用箇所（ ）

・416種 適用箇所（ ）

・417種 適用箇所（ ）

・418種 適用箇所（ ）

・419種 適用箇所（ ）

・420種 適用箇所（ ）

・421種 適用箇所（ ）

・422種 適用箇所（ ）

・423種 適用箇所（ ）

・424種 適用箇所（ ）

・425種 適用箇所（ ）

・426種 適用箇所（ ）

・427種 適用箇所（ ）

・428種 適用箇所（ ）

・429種 適用箇所（ ）

・430種 適用箇所（ ）

・431種 適用箇所（ ）

・432種 適用箇所（ ）

・433種 適用箇所（ ）

・434種 適用箇所（ ）

・435種 適用箇所（ ）

・436種 適用箇所（ ）

・437種 適用箇所（ ）

・438種 適用箇所（ ）

・439種 適用箇所（ ）

・440種 適用箇所（ ）

・441種 適用箇所（ ）

・442種 適用箇所（ ）

・443種 適用箇所（ ）

・444種 適用箇所（ ）

・445種 適用箇所（ ）

・446種 適用箇所（ ）

・447種 適用箇所（ ）

・448種 適用箇所（ ）

・449種 適用箇所（ ）

・450種 適用箇所（ ）

・451種 適用箇所（ ）

・452種 適用箇所（ ）

・453種 適用箇所（ ）

・454種 適用箇所（ ）

・455種 適用箇所（ ）

・456種 適用箇所（ ）

・457種 適用箇所（ ）

・458種 適用箇所（ ）

・459種 適用箇所（ ）

・460種 適用箇所（ ）

・461種 適用箇所（ ）

・462種 適用箇所（ ）

・463種 適用箇所（ ）

・464種 適用箇所（ ）

・465種 適用箇所（ ）

・466種 適用箇所（ ）

・467種 適用箇所（ ）

・468種 適用箇所（ ）

・469種 適用箇所（ ）

・470種 適用箇所（ ）

・471種 適用箇所（ ）

・472種 適用箇所（ ）

・473種 適用箇所（ ）

・474種 適用箇所（ ）

・475種 適用箇所（ ）

・476種 適用箇所（ ）

・477種 適用箇所（ ）

・478種 適用箇所（ ）

・479種 適用箇所（ ）

・480種 適用箇所（ ）

・481種 適用箇所（ ）

・482種 適用箇所（ ）

・483種 適用箇所（ ）

・484種 適用箇所（ ）

・485種 適用箇所（ ）

・486種 適用箇所（ ）

・487種 適用箇所（ ）

・488種 適用箇所（ ）

・489種 適用箇所（ ）

・490種 適用箇所（ ）

・491種 適用箇所（ ）

・492種 適用箇所（ ）

・493種 適用箇所（ ）

・494種 適用箇所（ ）

・495種 適用箇所（ ）

・496種 適用箇所（ ）

・497種 適用箇所（ ）

・498種 適用箇所（ ）

・499種 適用箇所（ ）

・500種 適用箇所（ ）

・501種 適用箇所（ ）

・502種 適用箇所（ ）

・503種 適用箇所（ ）

・504種 適用箇所（ ）

・505種 適用箇所（ ）

・506種 適用箇所（ ）

・507種 適用箇所（ ）

・508種 適用箇所（ ）

・509種 適用箇所（ ）

・510種 適用箇所（ ）

・511種 適用箇所（ ）

・512種 適用箇所（ ）

・513種 適用箇所（ ）

・514種 適用箇所（ ）

・515種 適用箇所（ ）

・516種 適用箇所（ ）

・517種 適用箇所（ ）

・518種 適用箇所（ ）

・519種 適用箇所（ ）

・520種 適用箇所（ ）

・521種 適用箇所（ ）

・522種 適用箇所（ ）

・523種 適用箇所（ ）

・524種 適用箇所（ ）

・525種 適用箇所（ ）

・526種 適用箇所（ ）

・527種 適用箇所（ ）

・528種 適用箇所（ ）

・529種 適用箇所（ ）

・530種 適用箇所（ ）

・531種 適用箇所（ ）

・532種 適用箇所（ ）

・533種 適用箇所（ ）

・534種 適用箇所（ ）

・535種 適用箇所（ ）

・536種 適用箇所（ ）

・537種 適用箇所（ ）

・538種 適用箇所（ ）

・539種 適用箇所（ ）

・540種 適用箇所（ ）

・541種 適用箇所（ ）

・542種 適用箇所（ ）

・543種 適用箇所（ ）

・544種 適用箇所（ ）

・545種 適用箇所（ ）

・546種 適用箇所（ ）

・547種 適用箇所（ ）

・548種 適用箇所（ ）

・549種 適用箇所（ ）

・550種 適用箇所（ ）

・551種 適用箇所（ ）

・552種 適用箇所（ ）

・553種 適用箇所（ ）

・554種 適用箇所（ ）

・555種 適用箇所（ ）

・556種 適用箇所（ ）

・557種 適用箇所（ ）

・558種 適用箇所（ ）

・559種 適用箇所（ ）

・560種 適用箇所（ ）

・561種 適用箇所（ ）

・562種 適用箇所（ ）

・563種 適用箇所（ ）

・564種 適用箇所（ ）

・565種 適用箇所（ ）

・566種 適用箇所（ ）

・567種 適用箇所（ ）

・568種 適用箇所（ ）

・569種 適用箇所（ ）

・570種 適用箇所（ ）

・571種 適用箇所（ ）

・572種 適用箇所（ ）

・573種 適用箇所（ ）

・574種 適用箇所（ ）

・575種 適用箇所（ ）

・576種 適用箇所（ ）

・577種 適用箇所（ ）

・578種 適用箇所（ ）

・579種 適用箇所（ ）

・580種 適用箇所（ ）

・581種 適用箇所（ ）

・582種 適用箇所（ ）

・583種 適用箇所（ ）

・584種 適用箇所（ ）

・585種 適用箇所（ ）

・586種 適用箇所（ ）

・587種 適用箇所（ ）

・588種 適用箇所（ ）

・589種 適用箇所（ ）

・590種 適用箇所（ ）

・591種 適用箇所（ ）

・592種 適用箇所（ ）

・593種 適用箇所（ ）

・594種 適用箇所（ ）

・595種 適用箇所（ ）

・596種 適用箇所（ ）

・597種 適用箇所（ ）

・598種 適用箇所（ ）

・599種 適用箇所（ ）

・600種 適用箇所（ ）

・601種 適用箇所（ ）

・602種 適用箇所（ ）

・603種 適用箇所（ ）

・604種 適用箇所（ ）

・605種 適用箇所（ ）

・606種 適用箇所（ ）

・607種 適用箇所（ ）

・608種 適用箇所（ ）

・609種 適用箇所（ ）

・610種 適用箇所（ ）

・611種 適用箇所（ ）

・612種 適用箇所（ ）

・613種 適用箇所（ ）

・614種 適用箇所（ ）

・615種 適用箇所（ ）

・616種 適用箇所（ ）

・617種 適用箇所（ ）

・618種 適用箇所（ ）

・619種 適用箇所（ ）

・620種 適用箇所（ ）

・621種 適用箇所（ ）

・622種 適用箇所（ ）

・623種 適用箇所（ ）

・624種 適用箇所（ ）

・625種 適用箇所（ ）

・626種 適用箇所（ ）

・627種 適用箇所（ ）

・628種 適用箇所（ ）

・629種 適用箇所（ ）

・630種 適用箇所（ ）

・631種 適用箇所（ ）

・632種 適用箇所（ ）

・633種 適用箇所（ ）

・634種 適用箇所（ ）

・635種 適用箇所（ ）

・636種 適用箇所（ ）

・637種 適用箇所（ ）

・638種 適用箇所（ ）

・639種 適用箇所（ ）

・640種 適用箇所（ ）

・641種 適用箇所（ ）

・642種 適用箇所（ ）

・643種 適用箇所（ ）

・644種 適用箇所（ ）

・645種 適用箇所（ ）

・646種 適用箇所（ ）

・647種 適用箇所（ ）

・648種 適用箇所（ ）

・649種 適用箇所（ ）

・650種 適用箇所（ ）

・651種 適用箇所（ ）

・652種 適用箇所（ ）

・653種 適用箇所（ ）

・654種 適用箇所（ ）

・655種 適用箇所（ ）

・656種 適用箇所（ ）

・657種 適用箇所（ ）

・658種 適用箇所（ ）

・659種 適用箇所（ ）

・660種 適用箇所（ ）

・661種 適用箇所（ ）

・662種 適用箇所（ ）

・663種 適用箇所（ ）

・664種 適用箇所（ ）

・665種 適用箇所（ ）

・666種 適用箇所（ ）

・667種 適用箇所（ ）

・668種 適用箇所（ ）

・669種 適用箇所（ ）

・670種 適用箇所（ ）

・67

(13.2.2、3)

施工箇所	板及び(4)の種類	屋根の耐久性の種類、め きつき荷重	厚さ (mm)	屋根蓋形式	備考
	JIS A 3322 の 屋根用 (着色・有)	・5類 (AZ150)	・0.4 ・0.5	・心木なし平葺き ・立て平葺き ・縁除雪 ・積雪量 ・	

下葦材料

・アスファルトルーフィング 940
・改質アスファルトルーフィング下葦材
（一層敷タイプ） ・断層基材タイプ ・粘着層付タイプ）
積雪量の多い場合は下記、
・つかみ込み納め ・けらば色納め

工法

1章 適用区分による風圧力の（・1 ・1.15 ・1.3）倍の風圧力に対応した工法

■設置する （形状及び施工箇所 ・図示による ・ ）

・設置しない

(13.2.2) (13.2.3) (表 13.2.1)

施工箇所	形式	山高、山に よる区分	耐力に よる区分	材料に よる区分	厚さ (mm)	軒先 戸面板	耐火性
		山高、山に よる区分	() 隣	①鋼板鉄筋 ・7A以上 合金板型			
	・重箱形 ・はげ降形の ・かな合形		() 隣	①鋼板鉄筋 ・7A以上 合金板型		・あり ・なし	・30分 ・なし
	・		・				

材料

鋼板の種類 (※JIS B 3322の屋根用 (着色・有)) ・)

屋根の耐久性の種類、めきつき荷重 (・5類 (AZ150)) ・)

断熱材材質
・行う (断熱材の種類： 厚さ(mm)： 防火性能：)

・行わない

工法
1章 適用区分による風圧力の（・1 ・1.15 ・1.3）倍の風圧力に対応した工法

断熱性に対応した工法の適用
・適用する
・適用しない

断熱のけらば納め

※けらば色納めによる方法 ・

雪止め

・設置する （形状及び施工箇所 ・図示による ・ ）

・設置しない

(13.2.2、3)

施工箇所	種類		産地	役物瓦の種類	雪止め瓦
	製法に よる区分	寸法に よる区分	寸法に よる区分		
					・適用する ・適用しない
					・適用する ・適用しない

枕瓦の防災瓦の使用 ・適用する ・適用しない

JIS A 5208に基づく凍害試験等

・行う ・行わない

瓦系木

材質

・窯形

寸法

※幅21×高さ15(mm)以上

繊維強化心材

材質

・窯形

寸法

※幅40×高さ30(mm)以上

瓦系絶縁釘及びねじ

種類() 径() 長さ()

繊維強化等に使用する金物等

材質

・ステンレス製

・溶接強め結ぶ処理を行った鋼製

形状、寸法及び置付方法

※図面による

工法

1章 適用区分による風圧力の（・1 ・1.15 ・1.3）倍の風圧力に対応した工法

風圧力又は地震力に対応した瓦の取付け方等

※図示による

瓦系木への置付工法

※図面による

棟の工法

・7ヶ伏せ構又はF形用置伏せ様

・のし積み様

開口、窓口、竪土の露出する目録箇所に仕上りを施す場合

・モルタル ・瓦葺き用いっせい

(13.2.2、3) (表 13.5.4)

といその他の材料

・配管用銅管

・改質アスファルトルーフィング管

○ルーフトレンドレン

・表面処理鋼板（表面及び裏面の種類の種類）

・

<

・金属成形板張り

(14.6.2, 3) 表 (14.2.1) 表

種別	製法	形状	板幅 (mm)	板厚 (mm)	表面処理	
					種別	色合い等
・アルミ ニウム	・押出し ・ロール ・プレス	24' 24' 60形 パネル部				

取付け用下地
※標準仕様書14.4cによる
・図示による
伸縮調整継手
・設ける
（施工箇所 ・図示による ・ ）
・設けない
壁の軒天部、ピロティ天井の ・
1階 適用区分による風圧力の（ ・1 ・1.15 ・1.3） 値の風圧力に対応した工法

○アルミニウム製窓木

種別
(14.7.2, 3) 表 (14.2.1) 表 (14.7.1) 表
・250形 ・300形 ○350形
窓木本体
※押出型材
表面処理
種別（BB-1）種
色色合 ○標準色（ステンカラー） ・特注色（ ）
窓木の固定金具の工法等
1階 適用区分による風圧力の（ ・1 ○1.15 ・1.3） 値の風圧力に対応した工法

・モルタル塗り

モルタル
・吸着合材料
・懸架合材料
既設目地材
・設ける
施工箇所（ ） 形状（※図示による ・ ）
・設けない
床の目地
・設ける
目地継り
※2m程度（最大目地間隔3m程度）
・
目地の種類
・標準目地
・
・設けない
壁外のタイル張り下地及び壁内の取付け部分等のタイル張りの下地モルタル塗り及び
下地調整塗材塗りの接着力試験
・適用する ・適用しない
防水用（品質・性能、試験方法は別表による）

(15.3.2, 5) 表

・せっこうボード
その他のボード下地

せっこうボード及びせっこうラスボードの種類及び厚さ
○L・H
・L・H 厚さ（ mm）
木質系セメント板の種類及び厚さ
種別（ ・ ） 厚さ（ mm）

(15.2.5) 表

○仕上塗材仕上げ

内装仕上げに用いる塗材のホルムアルデヒド放数量
※☆☆☆☆
・
仕上塗材の種類
厚付け仕上塗材

(15.6.2) 表

種別（呼び名）		防火材料	仕上げの形状・工法	
種別（呼び名）			仕上げの形状及び工法	
・外装遮塗材 S 1	・	・	・砂壁状	
・可とう外装遮塗材 S 1	・	・	・吹出し ・凸凹処理 ・ローラー塗り	
・外装遮塗材 E 1	・	・	・ゆる肌状（・収付け ・ローラー塗り）	
・可とう外装遮塗材 E 1	・	・	・さざ波状	
・防水可とう外装遮塗材 E 1	・	・	・平たん状	
・外装遮塗材 C 1	・	・	・凹凸状（・収付け ・こて塗り）	
・内装遮塗材 C 1	・	・	・着色骨材砂壁状（・収付け ・こて塗り）	
・内装遮塗材 L 1	・	・	・砂壁状じゅらく	
・内装遮塗材 S 1	・	・	・荒壁状じゅらく	
・内装遮塗材 E 1	・	・		
・内装遮塗材 W 1	・	・	吸放湿性 ・適用する ・適用しない	

厚付け仕上塗材

種別（呼び名）		防火材料	仕上げの形状	
種別（呼び名）			仕上げの形状及び工法	
・外装遮塗材 C 1	・	・	・吹出し ・凸凹処理 ・平たん状	
・外装遮塗材 S 1	・	・	・凹凸状 ・きき起こし ・かけ落とし	
・外装遮塗材 E 1	・	・		
・内装遮塗材 C 1	・	・	吸放湿性 ・適用する ・適用しない	
・内装遮塗材 L 1	・	・	上塗材 ・適用する ・適用しない	
・内装遮塗材 S 1	・	・		
・内装遮塗材 E 1	・	・		

敷居仕上塗材

種別（呼び名）		防火材料	仕上げの形状及び工法等	
種別（呼び名）			仕上げの形状及び工法	
・遮居塗材 C E 1	・	・	○ 砂肌状 ・凸凹処理 ・凹凸状	
・可とう形遮居塗材 C E 1	・	・		
・形遮居塗材 S 1	・	・	耐水性 ※ 耐腐蝕 3 級	
・可とう形遮居塗材 E 1	・	・	上塗材の種類	
・遮居塗材 R E 1	・	・	木 質 ※ 木系 ・溶剤系 ・弱溶剤系	
・防水形遮居塗材 C E 1	・	・	樹 脂 ※ アクリル系	
・防水形遮居塗材 E 1	・	・	外 観 ※ つやあり ・つやなし ・メタリック	
・防水形遮居塗材 R E 1	・	・		

軽量塗材仕上塗材

種別（呼び名）		防火材料		
種別（呼び名）				
・収付用軽量塗材	・	・		
・こて塗用軽量塗材	・	・		

・ ステック建材選り

標準仕様書 15.7.2 による

(15.7.2)

・ ロックワール取付け

ロックワールのホルムアルデヒド放散量
※F☆☆☆☆
・ 接着剤のホルムアルデヒド放散量
※F☆☆☆☆
・ 仕上げ取付け厚さ
・ 図示による
・ 25mm
・

(15.12.2, 3)

・ しっくい塗り

しっくい
・ 既調合材料
色しっくい
・ 適用する
・ 適用しない
・ 現場調合材料
下地
・ セッコウボード
・ セッコウスボード
・ モルタル塗り
・ 木すり
・ こまい
・ 下塗りやセッコウプラスタとして上塗りを使用する場合
底調合しっくいの調合
・ セッコウボード下地
・ セッコウスボード下地
・ セッコウスボード下地
・ 既調合しっくいの調合及び各層の厚さ
・ 木すり下地
・ セッコウプラスタ下地、こまい下地
・ 既調合しっくいの上塗り仕上げ工法
・ なで切り仕上げ
・ パターン仕上げ
・ 弾丸仕上げ

(15.10.2～3)

・ 防火戸

・ 建具表による

(16.1.3)

・ 見本の製作等

建具見本の製作
・ 行う (建具符号:)
・ 行わない
建具見本製作の目的等
特殊な建具の取組
・ 行う (建具符号:)
・ 行わない

(16.1.4)

・ 防火建物部品

・ 適用する (・ 建具表による)
・ 適用しない

(16.1.6)

○ アルミニウム製建具

性能等級 (16.2.2, 4, 5) (表14.2.1) (表16.2.1, 2)
耐火性能の等級 (S～4)
(建具符号・建具表による)
気密性の等級 (A～3)
(建具符号・建具表による)
水密性の等級 (W～4)
(建具符号・建具表による)
外側に面する建具の種類別

種 別	耐火性能	気密性	水密性	施工箇所
○A種	S～4	A=3	W=4	※ 図示による
・B種	S=5			※ 図示による
・C種	S=6	A=4	W=5	※ 図示による
・D種	S=2	A=3	W=3	※ 図示による
・E種	S=3			※ 図示による

・ 防炎ドア・防炎サッシ
遮音性の等級 ()
(建具符号・建具表による)
断熱ドア・断熱サッシ
断熱性の等級 ()
(建具符号・建具表による)
枠の寸法寸法・建具表による

材料
ステンレス鋼板
※SU304、SU304J1又はSU304J1
ステンレス製のくつりの仕上げ
※珪
形状及び仕上げ
表裏処理
外側に面する建具
種別 (標準仕様書表14.2.1)
○B0-1 ・ B0-2 (溝色) ・ 標準色 ・ 特注色
扉内の建具
種別 (標準仕様書表14.2.1)
・ B0-1 ・ B0-2 (溝色) ・ 標準色 ・ 特注色
結露水の処理方法
・ 水貯め式
・ 排水式
工法
水切り板、ぜん版
※図示による
木下地の場合の内付け建具
・ 適用しない
・ 適用する

・ 網戸等

種類	材質	網目	網目
・ 防虫網	※合成樹脂製 ・ ガラス繊維入り合成樹脂製 ・ ステンレス (SU316) 製	※0.25mm以下 ・	※16～18メッシュ ・
・ 防鼠網	ステンレス (SU304) 線材	1.5mm	網目寸法15mm

工 事 名 R7那珂川左岸小場地区築堤護岸地工事
図 面 名 特記仕様書 (その3)
【上屋工の部】
大1

[illegible]

建築工事共通（構造関係）

(1) 図面及び本特記仕様書に記載されていない事項は、公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（令和 7 年版）（以下、「標準仕様書」という。）による。

(2) 項目は、○印の付いたものを適用する。特記事項は、◎印の付いたものを適用する。◎印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。◎印と※印の付いた場合は、共に適用する。

(3) 特記事項に記載の（ ）内表示番号は、標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。

(4) ㊦印は、「国等による環境物品等の調達に関する法律（平成12年法律第100号）」に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和7年1月28日変更閣議決定）」に定める特定調達物品における利用の基準（特定調達品目「公共工事」においては後1中の品目ごとの判断の基準）を満たすものを示す。

章	項 目	特 記 事 項																																																																		
4 地 業 工 事	・ 支持地盤等	・ 杭基礎 (4.2.1) (4.3.4) (4.3.5) (4.4.4) (4.5.5) (4.5.6) 支持層の位置及び土質（基礎ぐいの先端の位置含む） ・ 図示による（ ） ・ 直接基礎 (4.2.1) 支持地盤の位置及び土質（基礎底部の位置含む） ・ 図示による（ ） 試験等（縦切り状態の確認等） (3.2.1) ・ 行わない ・ 行う 位置等 ・ 図示による（ ） ・ 地盤の載荷試験 (4.2.) 載荷試験の方法 ・ 地盤工学学会基準 JGS 1521Cによる 試験の位置、載荷荷重 ・ 図示による（ ） ・ 既製コンクリート杭 種類 (4.3.3) 地業 ・ 遠心力高強度プレストレストコンクリート杭（PHC杭） ・ プレストレスト鉄筋コンクリート杭（PRC杭） ・ 外殻鋼管付きコンクリート杭（SC杭） SC杭の鋼管材料 ・ SKK400 ・ SKK400 杭の種類、性能及び曲げ強度等による区分、寸法、継手の箇所数等 (4.2.2) (4.3.3)																																																																		
		<table><tr><th></th><th>種類</th><th>コンクリート 強度 (N/mm²)</th><th>厚さ (mm)</th><th>杭径 (mm)</th><th>杭長 (m)</th><th>継手数</th><th>わづ数</th><th>長期設計支 持力 (kN/本)</th><th>備 考</th></tr><tr><td rowspan="3">試験杭</td><td>上杭</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>中杭</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>下杭</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="3">本 杭</td><td>上杭</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>中杭</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>下杭</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>		種類	コンクリート 強度 (N/mm ²)	厚さ (mm)	杭径 (mm)	杭長 (m)	継手数	わづ数	長期設計支 持力 (kN/本)	備 考	試験杭	上杭									中杭									下杭									本 杭	上杭									中杭									下杭								
		種類	コンクリート 強度 (N/mm ²)	厚さ (mm)	杭径 (mm)	杭長 (m)	継手数	わづ数	長期設計支 持力 (kN/本)	備 考																																																										
	試験杭	上杭																																																																		
		中杭																																																																		
		下杭																																																																		
	本 杭	上杭																																																																		
		中杭																																																																		
		下杭																																																																		
		杭先端部形状 (4.3.3) ・ 開放形 ・ 半開放形 ・ 閉鎖形 ・ セメントミルク工法 (4.2.2) (4.3.1) (4.3.4) 試験杭 試験杭の位置 ・ 図示による（ ） 掘削深さ ・ 図示による（ ） 杭の支持層への埋入長さ ・ 図示による（ ） 杭の精度 水平方向の位置ずれ ・ 杭径の1/4かつ100mm以下 杭の傾斜 ・ 1/100以内 ・ 特定埋込杭工法 (4.2.2) (4.3.1) (4.3.5) ・ H1国土交通省告示第1113号第6 による地盤の許容支持力方式のうち α 、 β 、 γ が以下の値を採用できる工法 $\alpha = ()$ 、 $\beta = ()$ 、 $\gamma = ()$ 工法 ・ プレボーリング拡大根固め工法 ・ 中継り拡大根固め工法 杭周囲定案 ・ 使用する ・ 使用しない 試験杭 試験杭の位置 ・ 図示による（ ） 杭の支持層への埋入長さ ・ 評定等の評価内容による 杭の精度 水平方向の位置ずれ ・ 評定等の評価内容による 杭の傾斜 ・ 評定等の評価内容による 杭の継手の工法 (4.3.3) (4.3.6) ・ 溶接継手 溶接材料 ・ 標準仕様書 7.2.5(1) (2)による ・ 機械式継手（継手部に接続金具を用いた方式のもの） 工法 ・ 評定等を受けた工法 検査 ・ 評定等により定められた項目 施工 ・ 評定等をされた施工管理基準による																																																																		

・ 鋼杭地業

・処理しない ・処理する 処理方法（切断にともなう補強方法含む） ・原則による（ ）									(4.3.6)
杭頭の中詰め材料 ・基礎のコンクリートと同調合のもの									(4.3.8)
鋼杭の材料									(4.4.3)
杭の種類、寸法、継手等									(4.2.2) (4.4.5)
	種類	板厚 (mm)	杭径 (mm)	杭長 (m)	継手数	わづ数	長期設計支持力 (kN/本)	備 考	
試験杭	上杭								
	中杭								
本 杭	上杭								
	中杭								
	下杭								
・特定埋込杭工法 (4.2.2) (4.4.4)									(4.2.2) (4.4.4)
・H1国土交通省告示第113号第6 による地盤の許容支持力方式のうち α、γが以下の値を採用できる工法 α=（ ）、β=（ ）、γ=（ ） 工法 ・中継り拡大根固め工法									
試験杭									
試験杭の位置 ・原則による（ ）									
杭の支持層への埋入れ長さ ※評定等の評価内容による									
杭の精度 水平方向の位置ずれ ※評定等の評価内容による 杭の傾斜 ※評定等の評価内容による									
杭の継手の工法 (4.4.3) (4.4.5)									(4.4.3) (4.4.5)
・溶接継手 形状 ・JIS A 5525による 溶接材料 ・標準仕様書 7.2.5(1) (2)による									
・機械式継手 工法 ※評定等を受けた工法 検査 ※評定等により定められた項目 施工 ※評定等を受け、施工管理基準による									
杭頭の処理 (4.4.6)									(4.4.6)
・処理しない ・処理する 処理方法（切断にともなう補強方法含む） ・原則による（ ）									
杭頭の中詰め材料 (4.4.6)									(4.4.6)
・基礎のコンクリートと同調合のもの									
工法 (4.5.1) (4.5.5)									(4.5.1) (4.5.5)
・アースドリル工法（安定液・使用する・使用しない） ・パルス工法 ・オールケーシング工法（孔内の水張り・行う・行わない）									
法等 (4.2.2)									(4.2.2)
	軸径 (mm)	杭長 (m)	わづ数	長期設計支 持力 (kN/本)	備 考				
試験杭									
本 杭									
試験杭 (4.2.2)									(4.2.2)
試験杭の位置 ・原則による（ ）									
孔壁の保持状況（孔壁測定） (4.5.5)									(4.5.5)
測定箇所 ・試験杭（ ）箇所及び本杭（ ）箇所									
杭の支持層への埋入れ長さ (4.5.5)									(4.5.5)
・原則による（ ）									
杭の精度 (4.5.5)									(4.5.5)
水平方向の位置ずれ ・杭径の1/4かつ100mm以下									
杭の傾斜 ・1/100以内 ・評定等を受けた工法 ※図示による									

・ 場所打ち
コンクリート杭地業

・ 砂利地業

・ 擁コンクリート地業

・ 床下防湿層

鉄筋の種類	(4.5.4)	
種類の記号	呼 び 名 (mm)	備 考
・ S325E		
・ S345E		
帯筋の加工及び組立	(4.5.4)	
・ 国等による（構造関係共通図（配筋標準図）6.2第筋 (2) (ウ) (ロ)）		
鉄筋の最小かぶり厚さ	(4.5.4)	
・ 100mm		
鉄筋かごの強度	(4.5.4)	
・ 国等による（ ）		
・ 杭径1.5m以下の場合は鋼板6×50(mm)、1.5mを超える場合は鋼板9×50～95(mm)の補強リングを3m以下の間隔で、かつ1箇につき3箇所以上入れ、リングと主筋の接合部を溶接する		
組み立てた鉄筋のかごとの継手	(4.5.4) (5.3.4)	
・ 重ね継手の長さ	・ 国等による（ ）	
主筋の基礎底面への定着長さ	(4.5.4) (5.3.4)	
・ 国等による（ ）		
セメントの種類	(4.5.4)	
・ 高強度セメント8種 ㉔		
コンクリートの設計基準強度	(4.5.4)	
・ 国等による（ ）		
コンクリートの種類	(4.5.4)	
・ A種 ・ B種 ・ 評定等の評価内容による		
スラップ	(4.5.4)	
・ 21mm		
構造物強度補正係数	(4.5.4)	
・ 30N/mm ²		
・ 評定等の評価内容による		
材料	(4.6.2)	
・ 再生クラッシュラン ㉔		
・ 切込砂利又は切込砕石		
範囲	(4.6.3)	
・ 基礎下、基礎梁下、土間コンクリート下、土に接するスラップ下		
・ 国等による（ ）		
厚さ	(4.6.3)	
・ 60mm		
範囲	(4.6.4)	
・ 基礎下、基礎梁下、土に接するスラップ下		
・ 国等による（ ）		
厚さ	(4.6.4)	
・ 50mm		
コンクリートの種類	(4.6.2) (6.2.1)	
・ Ⅰ種（JIS A 5308への適合を認証されたコンクリート）		
・ Ⅱ種（Ⅰ種以外でJIS A 5308に適合したコンクリート）		
コンクリートの種類	(4.6.2) (6.14.1)	
・ 普通コンクリート		
設計基準強度	(4.6.2) (6.14.1)	
・ 18N/mm ²		
スラップ	(4.6.2) (6.14.1)	
・ 15mm又は18mm		
材料	(4.6.2)	
・ ポリエチレンフィルム厚さ0.15mm以上		
範囲	(4.6.5)	
・ 建物内の土間スラブ及び土間コンクリート下（ピット下を除く）		
・		

・ 地盤改良工法
（深層混合処理工法）

・ 地盤改良工法
（浅層混合処理工法）

材料 (4.7.2) 固化材の種類 工法 (4.7.3) 方式 ・ 系機械併用方式 改良体の設計基準強度（F ₀ ）、改良体長さ、改良率、改良体幅 ・ 国等による（ ） ・ 室内配合試験 対象地盤、供試体数 ・ 国等による（ ） 六価クロム溶出試験 ・ 国等による（ ） 試験施工 ・ 行わない ・ 行う 位置等 ・ 国等による（ ） 改良工事完了後の試験 検査対象、コア採取方法、供試体数、検査方法 ・ 国等による（ ） 六価クロム溶出試験 ・ 行う ・ 行わない	(4.7.2)
材料 (4.8.2) 固化材の種類 工法 (4.8.3) 方式 ・ 系原位置置方式 改良体の設計基準強度（F ₀ ）、改良対象土、改良範囲、改良厚さ ・ 国等による（ ） ・ 室内配合試験 対象地盤、供試体数 ・ 国等による（ ） 六価クロム溶出試験 ・ 国等による（ ） 改良工事完了後の試験 検査対象、コア採取方法、供試体数、検査方法 ・ 国等による（ ） 六価クロム溶出試験 ・ 行う ・ 行わない	(4.8.2)

7 鉄骨 工事	○鉄骨製作工場	鉄骨製作工場の加工能力 建築基準法第68条の25に基づき国土交通大臣から構造方法等の認定を取得している鉄骨製作工場又は同等以上の能力のある工場 評価の区分 ○(R) グレード以上 ・グレードの指定はない (7.1.3)	○溶接材料	溶接材料 ※標準仕様書 7.2.5(1) ②による ・標準仕様書 7.2.5(1) ②以外の溶接材料 材料及び使用箇所 ・図示による() ・ (7.2.5)	○溶接部の試験	平12建造第1464号第二号に関する外観試験方法等 ○実合せ継手の食い違いのずれの検査・補強マニュアル」3.5.2 受入検査による ・抜き取り検査② ・抜き取り検査③ (7.6.12)
	○鉄骨製作工場における 施工管理技術者	※配置する (7.1.4)	・ターンバックル	種類 建築用ターンバックルボルト ※引子板ボルト (7.2.6)		JASS 6 付則 6〔鉄骨精度検査基準〕の付表3「溶接」に関する試験方法等 ○JASS 6 10.4 (受入検査) e.溶接部の外観検査(1)から(5)までによる。ただし、完全溶込み溶接部の外観検査の採取箇所は、超音波探傷試験の試験箇所と同一とする。外観試験の不合格箇所は、すべて標準仕様書7.6.13による補修を行い、再試験する。 (7.6.12)
	○鋼 材	種類等 (7.2.1)		ねじの呼び ・図示による() ・ (7.2.6)		完全溶込み部の超音波探傷試験 ・工場溶接の場合 ・A00L ※レベルⅡ ・レベルⅠ 部 ・全て ・ ・ ・ 検査水準 ※第6水準 ・ ・ ・ ・ ・全数 ・工事現場溶接の場合 ※全数 ・ (7.6.12)
		溶融亜鉛めっき工法の適用箇所 ・ (7.2.10)		材質、形状及び寸法 (7.2.7)	○鋼止め塗装	塗装の範囲 耐火被覆材の接合する箇の塗装範囲 ・図示による() ○筋力ボルト摩擦接合部の摩擦面以外 耐火被覆材の接合する面以外の塗装範囲 ※標準仕様書7.6.2(1) ⑦～⑪による部分以外 ・図示による() ・ (7.8.4)
	○高力ボルト	高力ボルトの種類 ○トルシヤ高力ボルト ・JIS高力ボルト ・溶融亜鉛めっき高力ボルト ・ (7.2.2)	○床構造用のデッキ プレート	開口部補強要領(補強筋の定着長さ等を含む) ・図示による() ・ (7.2.7)		塗料の種類 (7.8.4) (18.3.2)
		ボルトの繰端距離、ボルト間隔、ゲージ等 ※図示による(構造関係共通図 (鉄骨標準図) 1-1 繰端距離及びボルト間隔) ・ (7.3.2)	○スタッド	鉄骨部材への溶接方法 ○図示による(S-11) ・ (7.7.8)	・耐火被覆	種類、材料、工法等 (7.9.2～7.9.8)
		JIS耐高力ボルトの継付け(本締め) ナットの回転矩の場合で、ボルトの長さかねしの呼びの5倍を超える場合の回転矩 ・図示による() ・ (7.4.7)		耐火認定 ・あり 耐火時間 ・図示による() ・ ○なし (7.2.8)		種類、材料、工法等 (7.9.2～7.9.8)
		溶融亜鉛めっき面以外 摩擦面の処理方法等 ※標準仕様書7.4.2(1)による ・ (7.4.2)	○柱底出しモルタル	種類等 (7.2.8)		種 型 材料・工法 性能(耐火時間) 適用箇所(部位・部分) ・乾式吹付けロックウール ・半乾式吹付けロックウール ・湿式ロックウール ・ ・繊維混入けい酸カルシウム塩 ・ ・耐火材吹付け ・高断熱ロックウール ・ラス張りモルタル塗り ・耐火塗料 (7.10.3)
		溶融亜鉛めっき面 摩擦面の処理方法等 ・ブラスト処理(表面粗度50μmR2以上) ・リン酸塩処理 ・ (7.4.2)	○製作精度	無収縮モルタルとする場合の材料、割合等 ※標準仕様書 7.2.9(2) ⑦から⑩による ・ (7.2.9)	○アンカーボルトの 設置等	構造用アンカーボルトの形状及び寸法 ○図示による() ・ (7.10.3)
	○普通ボルト	溶融亜鉛めっき面 摩擦面の処理方法等 ・ブラスト処理(表面粗度50μmR2以上) ・リン酸塩処理 ・ (7.4.2)		鉄骨の製作精度は、JASS 6 付則 6〔鉄骨精度検査基準〕に加えて、次による 通しダイヤフラムの実合せ継手の食い違いの寸法 ※平12建造第1464号第二号②による ・ (7.3.3)		構造用アンカーボルトの保持及び埋込み ※適切な鋼製アンカープレート等を設置して固定する方法 ○図示による(S-11図参照) ・ (7.10.3)
	ボルト及びナットの材料 ○JIS B 1180 (六角ボルト) 及びJIS B 1181 (六角ナット) による ○JIS B 1180 (六角ボルト) 附属書JA(規定) 及びJIS B 1181 (六角ナット) 附属書JA(規定) による (7.2.3)	・溶接作業を行う技能 資格者の技能付加試験	アンダーカットの寸法 ※平12建造第1464号第二号③による ・ (7.2.3)		建方(及び付属鉄骨)用アンカーボルトの形状及び寸法 ○図示による(S-11図参照) ・ (7.10.3)	
	座金 ※JIS B 1256による ・ (7.2.3)	○溶接接合	食い違い・仕口のずれの検査方法及び補強方法 ○「実合せ継手の食い違いのずれの検査・補強マニュアル」による ・ (7.6.3)		建方(及び付属鉄骨)用アンカーボルトの保持及び埋込み工法 種類 ・A種 ○B種 (7.10.3)	
	張り止め ※二重ナット ・ (7.5.2)		試験の要領 ・図示による() ・ (7.6.3)		柱底出しモルタルの厚さ及び工法の種類 厚さ ○和 ○理 種類 ※A種 ○B種 (7.10.3)	
	ボルトの繰端距離、ボルト間隔、ゲージ等 ※図示による(構造関係共通図 (鉄骨標準図) 1-1 繰端距離及びボルト間隔) ・ (7.3.2)	○溶接精度	開先形状 ○図示による(構造関係共通図 (鉄骨標準図) 1-2) ・ (7.6.4)			
	母屋又は副端の取付けに使用するボルトの孔径 ※ねじの呼び径+1.0mm ・ (7.3.8)		・鋼製エンドタブの切断する部分 切断する箇所 ・図示による() ・ (7.6.7)			
○アンカーボルト	○構造用アンカーボルト 種類 ・ABR400 ○BR490 ・ (7.2.4)		・鋼製エンドタブ、裏当て金等は、梁フランジ等の端から、5mm 以下隆起し直線上に切断する。なお、切断線が交差する場合は、交差部をアール状に加工する ・ (7.6.7)			
	○建方(及び付属鉄骨)用アンカーボルト 種類 ○SS400 ・ (7.2.4)		切断面の仕上げ ・標準仕様書7.6.7(1) ③(b)②による ・ (7.6.7)			
	アンカーボルト及びナットのねじの公差域クラス及び仕上げの程度 ※標準仕様書 表7.2.3による ・ (7.2.4)		スカラップの形状 ○図示による(構造関係共通図 (鉄骨標準図) 1-4(4)改良スカラップ) ・ (7.6.7)			
	ボルトの繰端距離、ボルト間隔、ゲージ等 ※図示による(構造関係共通図 (鉄骨標準図) 1-1 繰端距離及びボルト間隔) ・ (7.3.2)	○入熱、バス開温度の 管理	適用箇所 ・図示による() ・ (7.6.7)			
			○柱、梁、ブレースのフランジ端部の完全溶込み溶接部 入熱30kJ/cm以下、かつバス開温度250℃以下 (7.6.7)			

【上層工の部】
上層工

工 事 名	R 7 那珂川左岸小場地区築堤護岸他工事
図 面 名	特記仕様書(その9)
年 月 日	令和 8 年 1 月 日
縮 尺	— 図面番号 54の27
設計会社名	八千代エンジニアリング(株)
事務所名	関東地方整備局常陸河川国道事務所

別表

乾式保護材

(品質・性能)

分類・規格	商業系パネルⅠ類 (実用性能性)	商業系パネルⅡ類 (一般的な性能性)	金属板合板
寸法の許容差	厚さ：+10%、-5%、幅：±1%		
外観	割れ、貫通、き裂がない。穴け、ぬじり、そり、異物の混入、汚れ、はく離など使用上支障がないこと。		
光透過率	地留めにおいて10%以下		
曲げ強さ・曲げひずみ ($\Delta \times 40\text{mm}$ における 単位10mmあたりの 曲げひずみ)	標準時 550 N/mm以上	450 N/mm以上	300 N/mm以上
連続荷重時 7分時 (4分後)	400 N/mm以上 (300)	320 N/mm以上 (250)	250 N/mm以上 (200)
吸気率 ¹⁾	200以下	200以下	1以下
吸気による長さ変化率(%)	0.0以下	0.0以下	0.0以下
耐湿性	不変	不変	表面腐食不変
耐凍融融解性能	300サイクル後、著しい割れ、剥離がなく、外観上の異常がないこと。	200サイクル後、著しい割れ、剥離がなく、外観上の異常がないこと。	300サイクル後、著しい割れ、剥離がなく、外観上の異常がないこと。 (雪割れに優れないことと認められるものは耐凍融融解試験を省略できる。)
耐衝撃性能	質量1,000gのなす形おもりの高さ1.0mから試験体の隅部部に落下して、表面に遺る穴があかないこと。	質量500gのなす形おもりの高さ1.0mから試験体の隅部部に落下して、表面に遺る穴があかないこと。	質量500gのなす形おもりの高さ1.0mから試験体の隅部部に落下して、表面に遺る穴があかないこと。 落下する穴の径が1/100以下
剛性 ²⁾ ($E \times I$) $3\text{m} \times 40\text{mm}$ の中央曲げ時に荷重200N時の、たわみ4mm以下となる	80,000 N・cm以上		

(試験方法)

(1) 寸法の試験方法
(注3)

供試体の周辺から20mm以上内側の四隅を0.05mmまで測定できる測定器で測り、4点の平均値を求めてパネルの厚さとする。

(2) 光透過率

供試体を平らな台に置き、供試体のほぼ中央1箇所の幅寸法を、JIS B 7512「鋼製規尺」に規定する目量1mmのJ級コンペックススルースリを、JIS B 7516「金属直尺」に規定する目量1mmの直尺を用いて測定する。

(3) 曲げ強度試験は、JIS A 1408「建築用ボード類の曲げ及び衝撃試験方法」による。試験体は3号試験体とする。

幅及び厚さは製品寸法とし、支持スパン長さは400mmとする。試験方法は試験体の表面からスパン中央全面に集中荷重を載荷し、試験体の破壊時の最大荷重を測定する。同時に破壊時の中央部のたわみ量について、変位計を用いて測定する。

測定方法については、連続荷重試験時と同様(100,200,300サイクル完了後の計測時刻)について測定する。(商業系パネルⅡ類は200サイクルまでとする。)なお、荷重を加える時の平均速度は、1～2分間で予部最大荷重に達する程度とする。

(4) 吸気率試験は、JIS A 5430「繊維強化セメント板」に準じて行う。

(5) 耐湿性の試験は、JIS A 1321「建築物の断熱材料及び工法の性能試験方法」に準じて行う。

(6) 吸気による長さ変化率試験は、試験体(幅400 mm×高さ160 mm×素材厚)を乾燥箱に入れ、その温度を60±3℃に保ち24時間経過した後、取出し後JIS K 8123「塩化カルシウム(試薬)」に規定する塩化カルシウム又はJIS K 1464「工業用硫酸銅」に規定する硫酸銅と適量すりガラスで覆ったデシケーターに入れ、常温まで冷却する。次に、試験体の乾燥面積が400 mm²となるように調整する。

その後、1/150 mmの単位でコンプレックスを用いて縦断部の長さを測定し、それを基準(1)とする。次に試験体の横断部の長さを平均して測定し、その値が水の中より約30mmとせらるるに保持して、常温の水の中に浸させる。

24時間経過した後、試験体を水の中より取り出して湿布で表面に付着した水拭き取り、再び縦断部の長さ(L2)を測る。

吸気による長さ変化率 (ΔL) 式、次式より求める。

(ΔL) = (L2 - L1) / L1 × 100

ΔL: 吸気による長さ変化率 (%)

1) 縦断部の縦断部の長さ (mm) 2) 横断部の横断部の長さ (mm)

(7) 耐凍融融解性能試験は、JIS A 5422「商業系サイディング」の気中凍結水凍結法によって行う。

100, 200, 300サイクル完了時の曲げ強度測定及び外観の状況を観察する。(商業系パネルⅡ類は200サイクルまでとする。)

連続荷重試験時の試験体は、試験体の切角の下面にあるものとし、20℃以上の水で平均1時間の浸漬をせしめた後、連続試験試験装置の室内に設置し、-20℃以下の気中で約2時間の凍結と、20℃以上の水で平均1時間の浸漬をせしめ、約2時間サイクルとする。

(8) 耐衝撃試験は、JIS A 1408「建築用ボード類の曲げ及び衝撃試験方法」の衝撃性試験に準じて行う。試験体の支持装置は、記号3の衝撃試験機法による。

試験体の大きさは、4層(長さ400 mm、幅300 mm)とする。おもりは、鋼製の重りおもりとし、記号(重-1000)、質量1,000gとする。試験体は支持装置で支持して、堅固な平面上に置き、おもりを試験体のほぼ中央の約長さ1.0mから試験体の隅部に自由落下させ、表面に遺る穴の「径・長」を測定する。

金属板合板の腐食劣化量は、最大1倍以内とする。

既設合モルタル

(品質・性能)

項 目	品質・性能
保水率	70.0 %以上
単位容積質量	1.80 kg/L以上
弾性係数	0.60 N/mm以上
選別通過し後	0.40 N/mm以上
長さ変化率	0.20 %以下
曲げ強さ	4.0 N/mm以上

(試験方法)

(1) 試料の調製

製造業者の定める、正味質量と標準値より上り量より換算して、所定量の試料を練り上げるとに要する材料と練り混ぜ水を計量して使用する。

練り混ぜは、JIS R 5301「セメントの物理試験方法」の10.2に規定する練り混ぜ試験機を使用し、練りばちに用いた水を入れ、攪拌しながら30秒間材料を投入し、3分間練り混ぜて試料とする。

(2) 保水率の試験方法

JIS R 3202「フオートガラス及び磨きガラス」に規定する磨きガラス板(縦150mm、横150mm、厚さ5mm)の上にはJIS P 3801「ろ紙(化学分析用)」に規定する5 Aろ紙(直径150 mm)を敷く。その中央部に真ん丸型リング型枠(内径50mm、高さ10mm、厚さ3mm)を設置し、(1)で調整した材料を金盃から丁寧に詰め込む。その後、直ちにリング型枠と上部にガラス板を当て上下を圧迫し、ろ紙部分と上部に均一になるように転動する。60分後にろ紙にのみ出した水分の量が最大と認められた方向と同一に直交する方向の長さをもとを用いて、1mmの単位で測定する。試験は3回実施し、その平均値を用いて次式により保水率を求める。

保水率 = 50/平均値×100 (注) 50：リング型枠の内径 mm

(3) 単位容積質量の試験方法

JIS A 1171「ポリマーセメントモルタルの試験方法」の規定に準ずる。

(4) 弾性係数(弾性率)の試験方法

適型法による「モザイクタイル」の場合

試験体の準備

JIS A 5371「プレキャスト無筋コンクリート製品」に規定する普通厚板(縦=300×地下板とし、表面をサンドペーパーを用いて

軽く研磨した後、水漏しを行い直ちに(1)で調整した試料を厚さ5mmになるように塗付けする。直ちにJIS A 5209「セラミックタイル」に規定するタイルで押出し又はプレス成形による膨らむ「50角ユニットタイル(外形寸法約300mm×300mm)」を圧着する。

その後、15日間、温度20±2℃、湿度80%以上の状態で湿潤養生を行い、これを試験体とする。

JIS A 6909「建築用土壌土壌」に規定する、10分静置試験にて行う。試験体はダイヤモンドカッターを用いて、タイル周辺に沿って下地板に達するまで切り込みを入れ、エポキシ樹脂接着剤で調整アッラメントを接着し、引張試験機を用いて接着強さ試験を行う。なお、接着強さの測定箇所は、試験体の中からまんべんなく5箇所を選び、抜き取る。また、試験後の破断前後の位置を示す穴の中から3箇所を記入する。

1. タイルの断熱材断熱材
2. 断熱材合モルタルとタイルの界面断熱材
3. 断熱材合モルタルの母材断熱材
4. 断熱材合モルタルと下地板の界面断熱材
5. 下地板の断熱材断熱材

(なお、断熱材の接着強さは、抜取った試験片5箇所ともすべて、0.60 N/mm以上確保していること。)

接着強さが「セイクイタリ」の場合

JIS A 5371「プレキャスト無筋コンクリート製品」に規定する普通厚板(縦=300×地下板とし、表面にサンドペーパーを用いて軽く研磨した後、水漏しを行い直ちに(1)で調整した試料を厚さ7mmになるように塗付けする。直ちにJIS A 5209「セラミックタイル」に規定するタイルで押出し又はプレス成形による膨らむ「小口タイル100mm×タイル」に60mm×12mm)を4枚2列、約2枚を圧着する。

その後、15日間、温度20±2℃、湿度80%以上の状態で湿潤養生を行い、これを試験体とする。

(試験方法)

「セイクイタリ」の場合と同様に行う。

(接着強さ(弾性係数)の試験方法

「セイクイタリ」及び「小口タイル・二丁板タイル」とも、各々(4)接着強さ(標準値)の試験方法の「試験体」と同様とする。

(弾性係数(弾性率)の試験方法

「セイクイタリ」及び「小口タイル・二丁板タイル」とも、各々JIS A 6909「建築用土壌土壌」に規定する7.11温度減速し試験体にて行う。

試験の手順は、試験体を20±2℃の18時間浸漬させた後、直ちに-20±2℃の恒温箱中で3時間冷却し、-10±5±3℃の恒温箱中で2時間加熱し、この2時間をサイクルとする操作を10回繰返しした後、試験体に10時間静置し、ひび割れ及び亀裂の有無を確認し、次の手順で行う。

(温度減速し後の接着強さ試験方法)

「セイクイタリ」及び「小口タイル・二丁板タイル」とも、各々温度減速し試験完了後の試験体は標準状態で2日間静置養生した後、標準時の接着強さ試験方法に準ずる。

なお、温度減速し後の接着強さは、抜取った試験片5箇所ともすべて 0.40 N/mm以上を確保していること。

(長さ変化率の試験方法

JIS A 6202「セメント混和用ポリマーディスページョン及び再乳化粉砕剤」に規定する8.9長さ変化率に準ずる。

(曲げ強さの試験方法

JIS A 6916「建築用下地用試験材料」7.11 曲げ強さ試験に準ずる。

試験体の規格：試験体は、温度20±2℃、湿度65±10%とする。

既設合自材料

(品質・性能)

項 目	品質・性能
保水率	30.0 %以上
長さ変化率	0.2 %以下(収縮)
吸気量	50 g以下
単位容積質量	1.80 kg/L以上

- 1) 試験の条件
 試験体は、温度20±2℃、湿度65±5% 時の標準状態とする。また、試験に使用する材料、器具などを、あらかじめ24時間以上標準状態に置いた後使用する。
- 2) 試験の調製
 正味質量を標準値より上り量より、1.0～1.2の試料を練り上げるとに要する材料に相当する量を計量して用差し、さらに標準加水量より用差した材料に相当する量の標準加水量を計算して使用する。
- 3) 練り混ぜ
 JIS A 5201「セメントの物理試験方法」11.2に規定する練り混ぜ機を使用し、練りばちを用意した水を入れ、攪拌しながら30秒間材料を投入し、3分間練り混ぜて試料とする。

試験は3回実施し、その平均値を用いて次式により保水率を求める。

保水率 = 50/平均値×100 (注) 50：リング型枠の内径(mm)

(4) 単位容積質量

(2)で練り混ぜた試料を、JIS A 1171「ポリマーセメントモルタルの試験方法」の6.4に規定する方法で求める。

(5) 長さ変化率

(2)で調整した試料を用いて JIS A 1171の 7.8 長さ変化率試験に準じて行う。

(6) 吸気量

(2)で調整した試料を用いて JIS A 1404「建築用セメント防水剤の試験方法」7.5に規定する方法で24時間の吸気量を求める。

試験体数は3個とし、その平均値で示す。

(7) 弾性係数(弾性率)の試験方法

適型法による「セイクイタリ」の場合

JIS A 5371「プレキャスト無筋コンクリート製品」に規定する普通厚板(縦=300×地下板とし、表面にサンドペーパーを用いて

デッドポルトの 剛圧強度 (衝撃荷重)	デッドポルトの剛圧試験(35.8kN)以上の衝撃荷重を加えとき、解錠状態(加圧がデッドポルトを通過した状態)にならないこと。
ストロークの 性 質	ストロークは、5mm以上のスプリング剛度または同等以上の強度をもつもの。押側の押きが、5mm以上の場合には、5mm以上、引側の引きは、5mm以上であること。
トリグガ の 性 質	厚さが、6mm以上の鋼板の一層設計とする。また、これと同等以上の強度をもつもの。押側の押きが、5mm以上、引側の引きは、5mm以上の場合には適用しない。
使用荷重 の負担に 支障があ る可能性	ラッチボルトの剛圧試験(40kN)以上を行い、重量を加えたとき、ハンドル操作およびトリグガに支障がないこと。
レバー・ハンドル の硬さ及び強度	レバー・ハンドルの硬さの試験(3,500 N)を耐えた後、トリグガを除いたとき、ハンドル操作に支障がないこと。また、レバー・ハンドルが固定される状態は、固定状態が維持されること。また、解錠操作に支障がないこと。
ハンドルの 強度	握り込み及び引試験(300 N)を行った後、トリグガを除いたとき、握り込み操作に支障がないこと。また、握り込み操作が固定されることは、握り込みが維持されること。また、解錠操作に支障がないこと。
ハンドルの 硬さ	ハンドルの引試験(200 N)以上を行った後、トリグガを除いたとき、ハンドル操作に支障がないこと。
引強度	また、握り込み操作が固定される状態は、握り込みが維持されること。また、握り込み操作に支障がないこと。
ハンドルの 固定荷重	ハンドルの握り込み操作に支障がないこと。また、握り込み操作が固定されることは、握り込みが維持されること。また、解錠操作に支障がないこと。
握り込み	また、握り込み操作が固定される状態は、握り込みが維持されること。また、握り込み操作に支障がないこと。
握り込み	また、握り込み操作が固定される状態は、握り込みが維持されること。また、握り込み操作に支障がないこと。
握り込み	また、握り込み操作が固定される状態は、握り込みが維持されること。また、握り込み操作に支障がないこと。
握り込み	また、握り込み操作が固定される状態は、握り込みが維持されること。また、握り込み操作に支障がないこと。
握り込み	また、握り込み操作が固定される状態は、握り込みが維持されること。また、握り込み操作に支障がないこと。
握り込み	また、握り込み操作が固定される状態は、握り込みが維持されること。また、握り込み操作に支障がないこと。
握り込み	また、握り込み操作が固定される状態は、握り込みが維持されること。また、握り込み操作に支障がないこと。
握り込み	また、握り込み操作が固定される状態は、握り込みが維持されること。また、握り込み操作に支障がないこと。
握り込み	また、握り込み操作が固定される状態は、握り込みが維持されること。また、握り込み操作に支障がないこと。
握り込み	また、握り込み操作が固定される状態は、握り込みが維持されること。また、握り込み操作に支障がないこと。
握り込み	また、握り込み操作が固定される状態は、握り込みが維持されること。また、握り込み操作に支障がないこと。
握り込み	また、握り込み操作が固定される状態は、握り込みが維持されること。また、握り込み操作に支障がないこと。
握り込み	また、握り込み操作が固定される状態は、握り込みが維持されること。また、握り込み操作に支障がないこと。
握り込み	また、握り込み操作が固定される状態は、握り込みが維持されること。また、握り込み操作に支障がないこと。
握り込み	また、握り込み操作が固定される状態は、握り込みが維持されること。また、握り込み操作に支障がないこと。
握り込み	また、握り込み操作が固定される状態は、握り込みが維持されること。また、握り込み操作に支障がないこと。
握り込み	また、握り込み操作が固定される状態は、握り込みが維持されること。また、握り込み操作に支障がないこと。
握り込み	また、握り込み操作が固定される状態は、握り込みが維持されること。また、握り込み操作に支障がないこと。
握り込み	また、握り込み操作が固定される状態は、握り込みが維持されること。また、握り込み操作に支障がないこと。
握り込み	また、握り込み操作が固定される状態は、握り込みが維持されること。また、握り込み操作に支障がないこと。
握り込み	また、握り込み操作が固定される状態は、握り込みが維持されること。また、握り込み操作に支障がないこと。
握り込み	また、握り込み操作が固定される状態は、握り込みが維持されること。また、握り込み操作に支障がないこと。
握り込み	また、握り込み操作が固定される状態は、握り込みが維持されること。また、握り込み操作に支障がないこと。
握り込み	また、握り込み操作が固定される状態は、握り込みが維持されること。また、握り込み操作に支障がないこと。
握り込み	また、握り込み操作が固定される状態は、握り込みが維持されること。また、握り込み操作に支障がないこと。
握り込み	また、握り込み操作が固定される状態は、握り込みが維持されること。また、握り込み操作に支障がないこと。
握り込み	また、握り込み操作が固定される状態は、握り込みが維持されること。また、握り込み操作に支障がないこと。
握り込み	また、握り込み操作が固定される状態は、握り込みが維持されること。また、握り込み操作に支障がないこと。
握り込み	また、握り込み操作が固定される状態は、握り込みが維持されること。また、握り込み操作に支障がないこと。
握り込み	また、握り込み操作が固定される状態は、握り込みが維持されること。また、握り込み操作に支障がないこと。
握り込み	また、握り込み操作が固定される状態は、握り込みが維持されること。また、握り込み操作に支障がないこと。
握り込み	また、握り込み操作が固定される状態は、握り込みが維持されること。また、握り込み操作に支障がないこと。
握り込み	また、握り込み操作が固定される状態は、握り込みが維持されること。また、握り込み操作に支障がないこと。
握り込み	また、握り込み操作が固定される状態は、握り込みが維持されること。また、握り込み操作に支障がないこと。
握り込み	また、握り込み操作が固定される状態は、握り込みが維持されること。また、握り込み操作に支障がないこと。
握り込み	また、握り込み操作が固定される状態は、握り込みが維持されること。また、握り込み操作に支障がないこと。
握り込み	また、握り込み操作が固定される状態は、握り込みが維持されること。また、握り込み操作に支障がないこと。
握り込み	また、握り込み操作が固定される状態は、握り込みが維持されること。また、握り込み操作に支障がないこと。
握り込み	また、握り込み操作が固定される状態は、握り込みが維持されること。また、握り込み操作に支障がないこと。
握り込み	また、握り込み操作が固定される状態は、握り込みが維持されること。また、握り込み操作に支障がないこと。
握り込み	また、握り込み操作が固定される状態は、握り込みが維持されること。また、握り込み操作に支障がないこと。
握り込み	また、握り込み操作が固定される状態は、握り込みが維持されること。また、握り込み操作に支障がないこと。
握り込み	また、握り込み操作が固定される状態は、握り込みが維持されること。また、握り込み操作に支障がないこと。
握り込み	また、握り込み操作が固定される状態は、握り込みが維持されること。また、握り込み操作に支障がないこと。
握り込み	また、握り込み操作が固定される状態は、握り込みが維持されること。また、握り込み操作に支障がないこと。
握り込み	また、握り込み操作が固定される状態は、握り込みが維持されること。また、握り込み操作に支障がないこと。
握り込み	また、握り込み操作が固定される状態は、握り込みが維持されること。また、握り込み操作に支障がないこと。
握り込み	また、握り込み操作が固定される状態は、握り込みが維持されること。また、握り込み操作に支障がないこと。
握り込み	また、握り込み操作が固定される状態は、握り込みが維持されること。また、握り込み操作に支障がないこと。
握り込み	また、握り込み操作が固定される状態は、握り込みが維持されること。また、握り込み操作に支障がないこと。
握り込み	また、握り込み操作が固定される状態は、握り込みが維持されること。また、握り込み操作に支障がないこと。
握り込み	また、握り込み操作が固定される状態は、握り込みが維持されること。また、握り込み操作に支障がないこと。
握り込み	また、握り込み操作が固定される状態は、握り込みが維持されること。また、握り込み操作に支障がないこと。
握り込み	また、握り込み操作が固定される状態は、握り込みが維持されること。また、握り込み操作に支障がないこと。
握り込み	また、握り込み操作が固定される状態は、握り込みが維持されること。また、握り込み操作に支障がないこと。
握り込み	また、握り込み操作が固定される状態は、握り込みが維持されること。また、握り込み操作に支障がないこと。
握り込み	また、握り込み操作が固定される状態は、握り込みが維持されること。また、握り込み操作に支障がないこと。
握り込み	また、握り込み操作が固定される状態は、握り込みが維持されること。また、握り込み操作に支障がないこと。
握り込み	また、握り込み操作が固定される状態は、握り込みが維持されること。また、握り込み操作に支障がないこと。
握り込み	また、握り込み操作が固定される状態は、握り込みが維持されること。また、握り込み操作に支障がないこと。
握り込み	また、握り込み操作が固定される状態は、握り込みが維持されること。また、握り込み操作に支障がないこと。
握り込み	また、握り込み操作が固定される状態は、握り込みが維持されること。また、握り込み操作に支障がないこと。
握り込み	また、握り込み操作が固定される状態は、握り込みが維持されること。また、握り込み操作に支障がないこと。
握り込み	また、握り込み操作が固定される状態は、握り込みが維持されること。また、握り込み操作に支障がないこと。
握り込み	また、握り込み操作が固定される状態は、握り込みが維持されること。また、握り込み操作に支障がないこと。
握り込み	また、握り込み操作が固定される状態は、握り込みが維持されること。また、握り込み操作に支障がないこと。
握り込み	また、握り込み操作が固定される状態は、握り込みが維持されること。また、握り込み操作に支障がないこと。
握り込み	また、握り込み操作が固定される状態は、握り込みが維持されること。また、握り込み操作に支障がないこと。
握り込み	また、握り込み操作が固定される状態は、握り込みが維持されること。また、握り込み操作に支障がないこと。
握り込み	また、握り込み操作が固定される状態は、握り込みが維持されること。また、握り込み操作に支障がないこと。
握り込み	また、握り込み操作が固定される状態は、握り込みが維持されること。また、握り込み操作に支障がないこと。
握り込み	また、握り込み操作が固定される状態は、握り込みが維持されること。また、握り込み操作に支障がないこと。
握り込み	また、握り込み操作が固定される状態は、握り込みが維持されること。また、握り込み操作に支障がないこと。
握り込み	また、握り込み操作が固定される状態は、握り込みが維持されること。また、握り込み操作に支障がないこと。
握り込み	また、握り込み操作が固定される状態は、握り込みが維持されること。また、握り込み操作に支障がないこと。
握り込み	また、握り込み操作が固定される状態は、握り込みが維持されること。また、握り込み操作に支障がないこと。
握り込み	また、握り込み操作が固定される状態は、握り込みが維持されること。また、握り込み操作に支障がないこと。
握り込み	また、握り込み操作が固定される状態は、握り込みが維持されること。また、握り込み操作に支障がないこと。
握り込み	また、握り込み操作が固定される状態は、握り込みが維持されること。また、握り込み操作に支障がないこと。
握り込み	また、握り込み操作が固定される状態は、握り込みが維持されること。また、握り込み操作に支障がないこと。
握り込み	また、握り込み操作が固定される状態は、握り込みが維持されること。また、握り込み操作に支障がないこと。
握り込み	また、握り込み操作が固定される状態は、握り込みが維持されること。また、握り込み操作に支障がないこと。
握り込み	また、握り込み操作が固定される状態は、握り込みが維持されること。また、握り込み操作に支障がないこと。
握り込み	また、握り込み操作が固定される状態は、握り込みが維持されること。また、握り込み操作に支障がないこと。
握り込み	また、握り込み操作が固定される状態は、握り込みが維持されること。また、握り込み操作に支障がないこと。
握り込み	また、握り込み操作が固定される状態は、握り込みが維持されること。また、握り込み操作に支障がないこと。
握り込み	また、握り込み操作が固定される状態は、握り込みが維持されること。また、握り込み操作に支障がないこと。
握り込み	また、握り込み操作が固定される状態は、握り込みが維持されること。また、握り込み操作に支障がないこと。
握り込み	また、握り込み操作が固定される状態は、握り込みが維持されること。また、握り込み操作に支障がないこと。
握り込み	また、握り込み操作が固定される状態は、握り込みが維持されること。また、握り込み操作に支障がないこと。
握り込み	また、握り込み操作が固定される状態は、握り込みが維持されること。また、握り込み操作に支障がないこと。
握り込み	また、握り込み操作が固定される状態は、握り込みが維持されること。また、握り込み操作に支障がないこと。
握り込み	また、握り込み操作が固定される状態は、握り込みが維持されること。また、握り込み操作に支障がないこと。
握り込み	また、握り込み操作が固定される状態は、握り込みが維持されること。また、握り込み操作に支障がないこと。
握り込み	また、握り込み操作が固定される状態は、握り込みが維持されること。また、握り込み操作に支障がないこと。
握り込み	また、握り込み操作が固定される状態は、握り込みが維持されること。また、握り込み操作に支障がないこと。
握り込み	また、握り込み操作が固定される状態は、握り込みが維持されること。また、握り込み操作に支障がないこと。
握り込み	また、握り込み操作が固定される状態は、握り込みが維持されること。また、握り込み操作に支障がないこと。
握り込み	また、握り込み操作が固定される状態は、握り込みが維持されること。また、握り込み操作に支障がないこと。
握り込み	また、握り込み操作が固定される状態は、握り込みが維持されること。また、握り込み操作に支障がないこと。
握り込み	また、握り込み操作が固定される状態は、握り込みが維持されること。また、握り込み操作に支障がないこと。
握り込み	また、握り込み操作が固定される状態は、握り込みが維持されること。また、握り込み操作に支障がないこと。
握り込み	また、握り込み操作が固定される状態は、握り込みが維持されること。また、握り込み操作に支障がないこと。
握り込み	また、握り込み操作が固定される状態は、握り込みが維持されること。また、握り込み操作に支障がないこと。
握り込み	また、握り込み操作が固定される状態は、握り込みが維持されること。また、握り込み操作に支障がないこと。
握り込み	また、握り込み操作が固定される状態は、握り込みが維持されること。また、握り込み操作に支障がないこと。
握り込み	また、握り込み操作が固定される状態は、握り込みが維持されること。また、握り込み操作に支障がないこと。
握り込み	また、握り込み操作が固定される状態は、握り込みが維持されること。また、握り込み操作に支障がないこと。
握り込み	また、握り込み操作が固定される状態は、握り込みが維持されること。また、握り込み操作に支障がないこと。
握り込み	また、握り込み操作が固定される状態は、握り込みが維持されること。また、握り込み操作に支障がないこと。
握り込み	また、握り込み操作が固定される状態は、握り込みが維持されること。また、握り込み操作に支障がないこと。
握り込み	また、握り込み操作が固定される状態は、握り込みが維持されること。また、握り込み操作に支障がないこと。
握り込み	また、握り込み操作が固定される状態は、握り込みが維持されること。また、握り込み操作に支障がないこと。
握り込み	また、握り込み操作が固定される状態は、握り込みが維持されること。また、握り込み操作に支障がないこと。
握り込み	また、握り込み操作が固定される状態は、握り込みが維持されること。また、握り込み操作に支障がないこと。
握り込み	また、握り込み操作が固定される状態は、握り込みが維持されること。また、握り込み操作に支障がないこと。
握り込み	また、握り込み操作が固定される状態は、握り込みが維持されること。また、握り込み操作に支障がないこと。
握り込み	また、握り込み操作が固定される状態は、握り込みが維持されること。また、握り込み操作に支障がないこと。
握り込み	また、握り込み操作が固定される状態は、握り込みが維持されること。また、握り込み操作に支障がないこと。
握り込み	また、握り込み操作が固定される状態は、握り込みが維持されること。また、握り込み操作に支障がないこと。
握り込み	また、握り込み操作が固定される状態は、握り込みが維持されること。また、握り込み操作に支障がないこと。
握り込み	また、握り込み操作が固定される状態は、握り込みが維持されること。また、握り込み操作に支障がないこと。
握り込み	また、握り込み操作が固定される状態は、握り込みが維持されること。また、握り込み操作に支障がないこと。
握り込み	また、握り込み操作が固定される状態は、握り込みが維持されること。また、握り込み操作に支障がないこと。
握り込み	また、握り込み操作が固定される状態は、握り込みが維持されること。また、握り込み操作に支障がないこと。
握り込み	また、握り込み操作が固定される状態は、握り込みが維持されること。また、握り込み操作に支障がないこと。
握り込み	また、握り込み操作が固定される状態は、握り込みが維持されること。また、握り込み操作に支障がないこと。
握り込み	また、握り込み操作が固定される状態は、握り込みが維持されること。また、握り込み操作に支障がないこと。
握り込み	また、握り込み操作が固定される状態は、握り込みが維持されること。また、握り込み操作に支障がないこと。
握り込み	また、握り込み操作が固定される状態は、握り込みが維持されること。また、握り込み操作に支障がないこと。
握り込み	また、握り込み操作が固定される状態は、握り込みが維持されること。また、握り込み操作に支障がないこと。
握り込み	また、握り込み操作が固定される状態は、握り込みが維持されること。また、握り込み操作に支障がないこと。

移動間仕切	
標準仕様値20、2.41をのほかに以下による。 (品質等)	
(1) パネル(裏面材、心材、フーラム材、幅木、窓木及び補強材)及びハンガーレールは、JIS A 6512「移動間仕切」に規定する裏材材料又はこれらと同等以上の品質性能を有し、かつ、接触腐食を起こさないもの、又は防食処理を施したもの、 (性能)	
(1) パネルの操作性	
パネルの操作の操作性は98％以下とする。	
(2) パネル圧縮装置の耐腐性	
パネル圧縮装置の腐蝕・侵蝕は、7,500回の繰返し耐腐試験において異常がないものとする。	
(3) 耐衝撃性	
パネル圧縮装置の耐腐試験後、質量50kgにおける荷重試験において金属製の釘、曲の異常がなく、裏面の割れ、はがれがないものとする。また、接点・接点部が外れないこと及び、多少のずれがあっても圧縮装置の調整で正常に作動せるものとする。	
(4) レールの耐腐性	
レールは普通鋼であるが、吊り車の通過回数が30,000回以上で異常のないものとする。	
(5) 吊り車の耐腐性	
吊り車は、走行距離60kmで操作性に異常がなく、レールに大きな変形がないものとする。	
(6) ランナーの引張強度	
引張試験を施し、普通鋼パネル重量の5倍の荷重を、パネル1枚に使用するランナーの数で除した値以上の強度があるものとする。	
(7) 吊りポルトの引張強度	
一本からなる重量の15倍以上の引張強度があるものとする。	
(8) 操作性	
JIS A 6512に規定する透過損失単位に基づく区分ごとに、500Hzの音について透過損失の測定値に適合すること。透過率試験値は、JIS A 1416「建築物に於ける建築物の空気音断熱性能の測定方法」に規定する試験方法又はJIS A 1441「『音響一書音・ラングンシテ』法による建築物及び建築物の空気音透過性能の測定方法-第1部：実験室における測定」による。	
(9) アルミラジデンド等	
JIS等の材料規格において数量が規定されているものについては、F☆☆☆☆とする。	
移動間仕切	
標準仕様値20、2.51をのほかに以下による。 (品質・性能)	
(1) 付属品	
項目	品質・性能
ヒンジ	耐腐性のあるものとする。
ラッチセット	腐蝕の恐れのある材料は、防錆処理を施しているものとする。
戸当り	腐蝕の恐れのある材料は、防錆処理を施しているものとする。
戸当り部のゴムは、使用に十分耐える材質とする。	
目地材	
項目	品質・性能
ヒンジ	耐腐性のあるものとする。
ラッチセット	腐蝕の恐れのある材料は、防錆処理を施しているものとする。
戸当り	腐蝕の恐れのある材料は、防錆処理を施しているものとする。
戸当り部のゴムは、使用に十分耐える材質とする。	
目地材	
項目	品質・性能
ヒンジ	耐腐性のあるものとする。
ラッチセット	腐蝕の恐れのある材料は、防錆処理を施しているものとする。
戸当り	腐蝕の恐れのある材料は、防錆処理を施しているものとする。
戸当り部のゴムは、使用に十分耐える材質とする。	
目地材	
項目	品質・性能
ヒンジ	耐腐性のあるものとする。
ラッチセット	腐蝕の恐れのある材料は、防錆処理を施しているものとする。
戸当り	腐蝕の恐れのある材料は、防錆処理を施しているものとする。
戸当り部のゴムは、使用に十分耐える材質とする。	
目地材	
項目	品質・性能
ヒンジ	耐腐性のあるものとする。
ラッチセット	腐蝕の恐れのある材料は、防錆処理を施しているものとする。
戸当り	腐蝕の恐れのある材料は、防錆処理を施しているものとする。
戸当り部のゴムは、使用に十分耐える材質とする。	
目地材	
項目	品質・性能
ヒンジ	耐腐性のあるものとする。
ラッチセット	腐蝕の恐れのある材料は、防錆処理を施しているものとする。
戸当り	腐蝕の恐れのある材料は、防錆処理を施しているものとする。
戸当り部のゴムは、使用に十分耐える材質とする。	
目地材	
項目	品質・性能
ヒンジ	耐腐性のあるものとする。
ラッチセット	腐蝕の恐れのある材料は、防錆処理を施しているものとする。
戸当り	腐蝕の恐れのある材料は、防錆処理を施しているものとする。
戸当り部のゴムは、使用に十分耐える材質とする。	
目地材	
項目	品質・性能
ヒンジ	耐腐性のあるものとする。
ラッチセット	腐蝕の恐れのある材料は、防錆処理を施しているものとする。
戸当り	腐蝕の恐れのある材料は、防錆処理を施しているものとする。
戸当り部のゴムは、使用に十分耐える材質とする。	
目地材	
項目	品質・性能
ヒンジ	耐腐性のあるものとする。
ラッチセット	腐蝕の恐れのある材料は、防錆処理を施しているものとする。
戸当り	腐蝕の恐れのある材料は、防錆処理を施しているものとする。
戸当り部のゴムは、使用に十分耐える材質とする。	
目地材	
項目	品質・性能
ヒンジ	耐腐性のあるものとする。
ラッチセット	腐蝕の恐れのある材料は、防錆処理を施しているものとする。
戸当り	腐蝕の恐れのある材料は、防錆処理を施しているものとする。
戸当り部のゴムは、使用に十分耐える材質とする。	
目地材	
項目	品質・性能
ヒンジ	耐腐性のあるものとする。
ラッチセット	腐蝕の恐れのある材料は、防錆処理を施しているものとする。
戸当り	腐蝕の恐れのある材料は、防錆処理を施しているものとする。
戸当り部のゴムは、使用に十分耐える材質とする。	
目地材	
項目	品質・性能
ヒンジ	耐腐性のあるものとする。
ラッチセット	腐蝕の恐れのある材料は、防錆処理を施しているものとする。
戸当り	腐蝕の恐れのある材料は、防錆処理を施しているものとする。
戸当り部のゴムは、使用に十分耐える材質とする。	
目地材	
項目	品質・性能
ヒンジ	耐腐性のあるものとする。
ラッチセット	腐蝕の恐れのある材料は、防錆処理を施しているものとする。
戸当り	腐蝕の恐れのある材料は、防錆処理を施しているものとする。
戸当り部のゴムは、使用に十分耐える材質とする。	
目地材	
項目	品質・性能
ヒンジ	耐腐性のあるものとする。
ラッチセット	腐蝕の恐れのある材料は、防錆処理を施しているものとする。
戸当り	腐蝕の恐れのある材料は、防錆処理を施しているものとする。
戸当り部のゴムは、使用に十分耐える材質とする。	
目地材	
項目	品質・性能
ヒンジ	耐腐性のあるものとする。
ラッチセット	腐蝕の恐れのある材料は、防錆処理を施しているものとする。
戸当り	腐蝕の恐れのある材料は、防錆処理を施しているものとする。
戸当り部のゴムは、使用に十分耐える材質とする。	
目地材	
項目	品質・性能
ヒンジ	耐腐性のあるものとする。
ラッチセット	腐蝕の恐れのある材料は、防錆処理を施しているものとする。
戸当り	腐蝕の恐れのある材料は、防錆処理を施しているものとする。
戸当り部のゴムは、使用に十分耐える材質とする。	
目地材	
項目	品質・性能
ヒンジ	耐腐性のあるものとする。
ラッチセット	腐蝕の恐れのある材料は、防錆処理を施しているものとする。
戸当り	腐蝕の恐れのある材料は、防錆処理を施しているものとする。
戸当り部のゴムは、使用に十分耐える材質とする。	
目地材	
項目	品質・性能
ヒンジ	耐腐性のあるものとする。
ラッチセット	腐蝕の恐れのある材料は、防錆処理を施しているものとする。
戸当り	腐蝕の恐れのある材料は、防錆処理を施しているものとする。
戸当り部のゴムは、使用に十分耐える材質とする。	
目地材	
項目	品質・性能
ヒンジ	耐腐性のあるものとする。
ラッチセット	腐蝕の恐れのある材料は、防錆処理を施しているものとする。
戸当り	腐蝕の恐れのある材料は、防錆処理を施しているものとする。
戸当り部のゴムは、使用に十分耐える材質とする。	
目地材	
項目	品質・性能
ヒンジ	耐腐性のあるものとする。
ラッチセット	腐蝕の恐れのある材料は、防錆処理を施しているものとする。
戸当り	腐蝕の恐れのある材料は、防錆処理を施しているものとする。
戸当り部のゴムは、使用に十分耐える材質とする。	
目地材	
項目	品質・性能
ヒンジ	耐腐性のあるものとする。
ラッチセット	腐蝕の恐れのある材料は、防錆処理を施しているものとする。
戸当り	腐蝕の恐れのある材料は、防錆処理を施しているものとする。
戸当り部のゴムは、使用に十分耐える材質とする。	
目地材	
項目	品質・性能
ヒンジ	耐腐性のあるものとする。
ラッチセット	腐蝕の恐れのある材料は、防錆処理を施しているものとする。
戸当り	腐蝕の恐れのある材料は、防錆処理を施しているものとする。
戸当り部のゴムは、使用に十分耐える材質とする。	
目地材	
項目	品質・性能
ヒンジ	耐腐性のあるものとする。
ラッチセット	腐蝕の恐れのある材料は、防錆処理を施しているものとする。
戸当り	腐蝕の恐れのある材料は、防錆処理を施しているものとする。
戸当り部のゴムは、使用に十分耐える材質とする。	
目地材	
項目	品質・性能
ヒンジ	耐腐性のあるものとする。
ラッチセット	腐蝕の恐れのある材料は、防錆処理を施しているものとする。
戸当り	腐蝕の恐れのある材料は、防錆処理を施しているものとする。
戸当り部のゴムは、使用に十分耐える材質とする。	
目地材	
項目	品質・性能
ヒンジ	耐腐性のあるものとする。
ラッチセット	腐蝕の恐れのある材料は、防錆処理を施しているものとする。
戸当り	腐蝕の恐れのある材料は、防錆処理を施しているものとする。
戸当り部のゴムは、使用に十分耐える材質とする。	
目地材	
項目	品質・性能
ヒンジ	耐腐性のあるものとする。
ラッチセット	腐蝕の恐れのある材料は、防錆処理を施しているものとする。
戸当り	腐蝕の恐れのある材料は、防錆処理を施しているものとする。
戸当り部のゴムは、使用に十分耐える材質とする。	
目地材	
項目	品質・性能
ヒンジ	耐腐性のあるものとする。
ラッチセット	腐蝕の恐れのある材料は、防錆処理を施しているものとする。
戸当り	腐蝕の恐れのある材料は、防錆処理を施しているものとする。
戸当り部のゴムは、使用に十分耐える材質とする。	
目地材	
項目	品質・性能
ヒンジ	耐腐性のあるものとする。
ラッチセット	腐蝕の恐れのある材料は、防錆処理を施しているものとする。
戸当り	腐蝕の恐れのある材料は、防錆処理を施しているものとする。
戸当り部のゴムは、使用に十分耐える材質とする。	
目地材	
項目	品質・性能
ヒンジ	耐腐性のあるものとする。
ラッチセット	腐蝕の恐れのある材料は、防錆処理を施しているものとする。
戸当り	腐蝕の恐れのある材料は、防錆処理を施しているものとする。
戸当り部のゴムは、使用に十分耐える材質とする。	
目地材	
項目	品質・性能
ヒンジ	耐腐性のあるものとする。
ラッチセット	腐蝕の恐れのある材料は、防錆処理を施しているものとする。
戸当り	腐蝕の恐れのある材料は、防錆処理を施しているものとする。
戸当り部のゴムは、使用に十分耐える材質とする。	
目地材	
項目	品質・性能
ヒンジ	耐腐性のあるものとする。
ラッチセット	腐蝕の恐れのある材料は、防錆処理を施しているものとする。
戸当り	腐蝕の恐れのある材料は、防錆処理を施しているものとする。
戸当り部のゴムは、使用に十分耐える材質とする。	
目地材	
項目	品質・性能
ヒンジ	耐腐性のあるものとする。
ラッチセット	腐蝕の恐れのある材料は、防錆処理を施しているものとする。
戸当り	腐蝕の恐れのある材料は、防錆処理を施しているものとする。
戸当り部のゴムは、使用に十分耐える材質とする。	
目地材	
項目	品質・性能
ヒンジ	耐腐性のあるものとする。
ラッチセット	腐蝕の恐れのある材料は、防錆処理を施しているものとする。
戸当り	腐蝕の恐れのある材料は、防錆処理を施しているものとする。
戸当り部のゴムは、使用に十分耐える材質とする。	
目地材	
項目	品質・性能
ヒンジ	耐腐性のあるものとする。
ラッチセット	腐蝕の恐れのある材料は、防錆処理を施しているものとする。
戸当り	腐蝕の恐れのある材料は、防錆処理を施しているものとする。
戸当り部のゴムは、使用に十分耐える材質とする。	
目地材	
項目	品質・性能
ヒンジ	耐腐性のあるものとする。
ラッチセット	腐蝕の恐れのある材料は、防錆処理を施しているものとする。
戸当り	腐蝕の恐れのある材料は、防錆処理を施しているものとする。
戸当り部のゴムは、使用に十分耐える材質とする。	
目地材	
項目	品質・性能
ヒンジ	耐腐性のあるものとする。
ラッチセット	腐蝕の恐れのある材料は、防錆処理を施しているものとする。
戸当り	腐蝕の恐れのある材料は、防錆処理を施しているものとする。
戸当り部のゴムは、使用に十分耐える材質とする。	
目地材	
項目	品質・性能
ヒンジ	耐腐性のあるものとする。
ラッチセット	腐蝕の恐れのある材料は、防錆処理を施しているものとする。
戸当り	腐蝕の恐れのある材料は、防錆処理を施しているものとする。
戸当り部のゴムは、使用に十分耐える材質とする。	
目地材	
項目	品質・性能
ヒンジ	耐腐性のあるものとする。
ラッチセット	腐蝕の恐れのある材料は、防錆処理を施しているものとする。
戸当り	腐蝕の恐れのある材料は、防錆処理を施しているものとする。
戸当り部のゴムは、使用に十分耐える材質とする。	
目地材	
項目	品質・性能
ヒンジ	耐腐性のあるものとする。
ラッチセット	腐蝕の恐れのある材料は、防錆処理を施しているものとする。
戸当り	腐蝕の恐れのある材料は、防錆処理を施しているものとする。
戸当り部のゴムは、使用に十分耐える材質とする。	
目地材	
項目	品質・性能
ヒンジ	耐腐性のあるものとする。
ラッチセット	腐蝕の恐れのある材料は、防錆処理を施しているものとする。
戸当り	腐蝕の恐れのある材料は、防錆処理を施しているものとする。
戸当り部のゴムは、使用に十分耐える材質とする。	
目地材	
項目	品質・性能
ヒンジ	耐腐性のあるものとする。
ラッチセット	腐蝕の恐れのある材料は、防錆処理を施しているものとする。
戸当り	腐蝕の恐れのある材料は、防錆処理を施しているものとする。
戸当り部のゴムは、使用に十分耐える材質とする。	
目地材	
項目	品質・性能
ヒンジ	耐腐性のあるものとする。
ラッチセット	腐蝕の恐れのある材料は、防錆処理を施しているものとする。
戸当り	腐蝕の恐れのある材料は、防錆処理を施しているものとする。
戸当り部のゴムは、使用に十分耐える材質とする。	
目地材	
項目	品質・性能
ヒンジ	耐腐性のあるものとする。
ラッチセット	腐蝕の恐れのある材料は、防錆処理を施しているものとする。
戸当り	腐蝕の恐れのある材料は、防錆処理を施しているものとする。
戸当り部のゴムは、使用に十分耐える材質とする。	
目地材	
項目	品質・性能
ヒンジ	耐腐性のあるものとする。
ラッチセット	腐蝕の恐れのある材料は、防錆処理を施しているものとする。
戸当り	腐蝕の恐れのある材料は、防錆処理を施しているものとする。
戸当り部のゴムは、使用に十分耐える材質とする。	
目地材	
項目	品質・性能
ヒンジ	耐腐性のあるものとする。
ラッチセット	腐蝕の恐れのある材料は、防錆処理を施しているものとする。
戸当り	腐蝕の恐れのある材料は、防錆処理を施しているものとする。
戸当り部のゴムは、使用に十分耐える材質とする。	
目地材	
項目	品質・性能
ヒンジ	耐腐性のあるものとする。
ラッチセット	腐蝕の恐れのある材料は、防錆処理を施しているものとする。
戸当り	腐蝕の恐れのある材料は、防錆処理を施しているものとする。
戸当り部のゴムは、使用に十分耐える材質とする。	
目地材	
項目	品質・性能
ヒンジ	耐腐性のあるものとする。
ラッチセット	腐蝕の恐れのある材料は、防錆処理を施しているものとする。
戸当り	腐蝕の恐れのある材料は、防錆処理を施しているものとする。
戸当り部のゴムは、使用に十分耐える材質とする。	
目地材	
項目	品質・性能
ヒンジ	耐腐性のあるものとする。
ラッチセット	腐蝕の恐れのある材料は、防錆処理を施しているものとする。
戸当り	腐蝕の恐れのある材料は、防錆処理を施しているものとする。
戸当り部のゴムは、使用に十分耐える材質とする。	
目地材	
項目	品質・性能
ヒンジ	耐腐性のあるものとする。
ラッチセット	腐蝕の恐れのある材料は、防錆処理を施しているものとする。
戸当り	腐蝕の恐れのある材料は、防錆処理を施しているものとする。
戸当り部のゴムは、使用に十分耐える材質とする。	
目地材	
項目	品質・性能
ヒンジ	耐腐性のあるものとする。
ラッチセット	腐蝕の恐れのある材料は、防錆処理を施しているものとする。
戸当り	腐蝕の恐れのある材料は、防錆処理を施しているものとする。
戸当り部のゴムは、使用に十分耐える材質とする。	
目地材	
項目	品質・性能
ヒンジ	耐腐性のあるものとする。
ラッチセット	腐蝕の恐れのある材料は、防錆処理を施しているものとする。
戸当り	腐蝕の恐れのある材料は、防錆処理を施しているものとする。
戸当り部のゴムは、使用に十分耐える材質とする。	
目地材	
項目	品質・性能
ヒンジ	耐腐性のあるものとする。
ラッチセット	腐蝕の恐れのある材料は、防錆処理を施しているものとする。
戸当り	腐蝕の恐れのある材料は、防錆処理を施しているものとする。
戸当り部のゴムは、使用に十分耐える材質とする。	
目地材	
項目	品質・性能
ヒンジ	耐腐性のあるものとする。
ラッチセット	腐蝕の恐れのある材料は、防錆処理を施しているものとする。
戸当り	腐蝕の恐れのある材料は、防錆処理を施しているものとする。
戸当り部のゴムは、使用に十分耐える材質とする。	
目地材	
項目	品質・性能
ヒンジ	耐腐性のあるものとする。
ラッチセット	腐蝕の恐れのある材料は、防錆処理を施しているものとする。
戸当り	腐蝕の恐れのある材料は、防錆処理を施しているものとする。
戸当り部のゴムは、使用に十分耐える材質とする。	
目地材	
項目	品質・性能
ヒンジ	耐腐性のあるものとする。
ラッチセット	腐蝕の恐れのある材料は、防錆処理を施しているものとする。
戸当り	腐蝕の恐れのある材料は、防錆処理を施しているものとする。
戸当り部のゴムは、使用に十分耐える材質とする。	
目地材	
項目	品質・性能
ヒンジ	耐腐性のあるものとする。
ラッチセット	腐蝕の恐れのある材料は、防錆処理を施しているものとする。
戸当り	腐蝕の恐れのある材料は、防錆処理を施しているものとする。
戸当り部のゴムは、使用に十分耐える材質とする。	
目地材	
項目	品質・性能
ヒンジ	耐腐性のあるものとする。
ラッチセット	腐蝕の恐れのある材料は、防錆処理を施しているものとする。
戸当り	腐蝕の恐れのある材料は、防錆処理を施しているものとする。
戸当り部のゴムは、使用に十分耐える材質とする。	
目地材	
項目	品質・性能
ヒンジ	耐腐性のあるものとする。
ラッチセット	腐蝕の恐れのある材料は、防錆処理を施しているものとする。
戸当り	腐蝕の恐れのある材料は、防錆処理を施しているものとする。
戸当り部のゴムは、使用に十分耐える材質とする。	
目地材	
項目	品質・性能
ヒンジ	耐腐性のあるものとする。
ラッチセット	腐蝕の恐れのある材料は、防錆処理を施しているものとする。
戸当り	腐蝕の恐れのある材料は、防錆処理を施しているものとする。
戸当り部のゴムは、使用に十分耐える材質とする。	
目地材	
項目	品質・性能
ヒンジ	耐腐性のあるものとする。
ラッチセット	腐蝕の恐れのある材料は、防錆処理を施しているものとする。
戸当り	腐蝕の恐れのある材料は、防錆処理を施しているものとする。
戸当り部のゴムは、使用に十分耐える材質とする。	
目地材	
項目	品質・性能
ヒンジ	耐腐性のあるものとする。
ラッチセット	腐蝕の恐れのある材料は、防錆処理を施しているものとする。
戸当り	腐蝕の恐れのある材料は、防錆処理を施しているものとする。
戸当り部のゴムは、使用に十分耐える材質とする。	
目地材	
項目	品質・性能
ヒンジ	耐腐性のあるものとする。
ラッチセット	腐蝕の恐れのある材料は、防錆処理を施しているものとする。
戸当り	腐蝕の恐れのある材料は、防錆処理を施しているものとする。
戸当り部のゴムは、使用に十分耐える材質とする。	
目地材	
項目	品質・性能
ヒンジ	耐腐性のあるものとする。
ラッチセット	腐蝕の恐れのある材料は、防錆処理を施しているものとする。
戸当り	腐蝕の恐れのある材料は、防錆処理を施しているものとする。
戸当り部のゴムは、使用に十分耐える材質とする。	
目地材	
項目	品質・性能
ヒンジ	耐腐性のあるものとする。
ラッチセット	腐蝕の恐れのある材料は、防錆処理を施しているものとする。
戸当り	腐蝕の恐れのある材料は、防錆処理を施しているものとする。
戸当り部のゴムは、使用に十分耐える材質とする。	
目地材	
項目	品質・性能
ヒンジ	耐腐性のあるものとする。
ラッチセット	腐蝕の恐れのある材料は、防錆処理を施しているものとする。
戸当り	腐蝕の恐れのある材料は、防錆処理を施しているものとする。
戸当り部のゴムは、使用に十分耐える材質とする。	
目地材	
項目	品質・性能
ヒンジ	耐腐性のあるものとする。
ラッチセット	腐蝕の恐れのある材料は、防錆処理を施しているものとする。
戸当り	腐蝕の恐れのある材料は、防錆処理を施しているものとする。
戸当り部のゴムは、使用に十分耐える材質とする。	
目地材	
項目	品質・性能
ヒンジ	耐腐性のあるものとする。
ラッチセット	腐蝕の恐れのある材料は、防錆処理を施しているものとする。
戸当り	腐蝕の恐れのある材料は、防錆処理を施しているものとする。
戸当り部のゴムは、使用に十分耐える材質とする。	
目地材	
項目	品質・性能
ヒンジ	耐腐性のあるものとする。
ラッチセット	腐蝕の恐れのある材料は、防錆処理を施しているものとする。
戸当り	腐蝕の恐れのある材料は、防錆処理を施しているものとする。
戸当り部のゴムは、使用に十分耐える材質とする。	
目地材	
項目	品質・性能
ヒンジ	耐腐性のあるものとする。
ラッチセット	腐蝕の恐れのある材料は、防錆処理を施しているものとする。
戸当り	腐蝕の恐れのある材料は、防錆処理を施しているものとする。
戸当り部のゴムは、使用に十分耐える材質とする。	
目地材	
項目	品質・性能
ヒンジ	耐腐性のあるものとする。
ラッチセット	腐蝕の恐れのある材料は、防錆処理を施しているものとする。
戸当り	腐蝕の恐れのある材料は、防錆処理を施しているものとする。
戸当り部のゴムは、使用に十分耐える材質とする。	
目地材	
項目	品質・性能
ヒンジ	耐腐性のあるものとする。
ラッチセット	腐蝕の恐れのある材料は、防錆処理を施しているものとする。
戸当り	腐蝕の恐れのある材料は、防錆処理を施しているものとする。
戸当り部のゴムは、使用に十分耐える材質とする。	
目地材	
項目	品質・性能
ヒンジ	耐腐性のあるものとする。
ラッチセット	腐蝕の恐れのある材料は、防錆処理を施しているものとする。
戸当り	腐蝕の恐れのある材料は、防錆処理を施しているものとする。
戸当り部のゴムは、使用に十分耐える材質とする。	
目地材	
項目	品質・性能
ヒンジ	耐腐性のあるものとする。
ラッチセット	腐蝕の恐れのある材料は、防錆処理を施しているものとする。
戸当り	腐蝕の恐れのある材料は、防錆処理を施しているものとする。
戸当り部のゴムは、使用に十分耐える材質とする。	
目地材	
項目	品質・性能
ヒンジ	耐腐性のあるものとする。
ラッチセット	腐蝕の恐れのある材料は、防錆処理を施しているものとする。
戸当り	腐蝕の恐れのある材料は、防錆処理を施しているものとする。
戸当り部のゴムは、使用に十分耐える材質とする。	
目地材	
項目	品質・性能
ヒンジ	耐腐性のあるものとする。
ラッチセット	腐蝕の恐れのある材料は、防錆処理を施しているものとする。
戸当り	腐蝕の恐れのある材料は、防錆処理を施しているものとする。
戸当り部のゴムは、使用に十分耐える材質とする。	
目地材	
項目	品質・性能
ヒンジ	耐腐性のあるものとする。
ラッチセット	腐蝕の恐れのある材料は、防錆処理を施しているものとする。
戸当り	腐蝕の恐れのある材料は、防錆処理を施しているものとする。
戸当り部のゴムは、使用に十分耐える材質とする。	
目地材	
項目	品質・性能
ヒンジ	耐腐性のあるものとする。
ラッチセット	腐蝕の恐れのある材料は、防錆処理を施しているものとする。
戸当り	腐蝕の恐れのある材料は、防錆処理を施しているものとする。
戸当り部のゴムは、使用に十分耐える材質とする。	
目地材	
項目	品質・性能
ヒンジ	耐腐性のあるものとする。
ラッチセット	腐蝕の恐れのある材料は、防錆処理を施しているものとする。
戸当り	腐蝕の恐れのある材料は、防錆処理を施しているものとする。
戸当り部のゴムは、使用に十分耐える材質とする。	
目地材	
項目	品質・性能
ヒンジ	耐腐性のあるものとする。
ラッチセット	腐蝕の恐れのある材料は、防錆処理を施しているものとする。
戸当り	腐蝕の恐れのある材料は、防錆処理を施しているものとする。
戸	

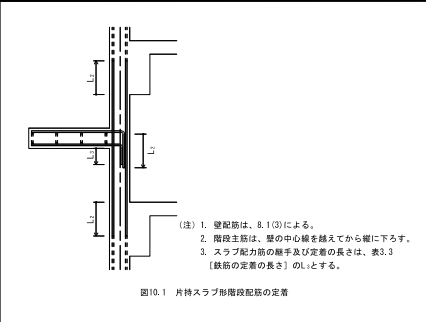
工事区分表

工 事 区 分 表				項 目				A	E	M	E V	備 考				項 目				A	E	M	E V	備 考				項 目				A	E	M	E V	備 考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
躯体関係																5. その他（続き）																11. その他																電気配線配管																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
1. R C造（梁・柱・床の貫通孔・開口部）	貫通孔のスリーブ材及び取付け				○	○	○	○									オイルサーピスタンの防油堤				○								2重ビッド及びトレンチのマンホールふた				○								機器搬入用フック ピーム				○				E V用フック含む																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	補強を要する型枠材及び取付け				○													フリーアクセスフロアの防水堤				○									チェーンブロック				○	○									既設埋設配管配線調査（X線検査含む）				○	○	○					化粧マンホール上ふたの表面仕上げ				○					機器と附属操作スイッチの導り配管配線				○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	補強を要しない型枠材及び取付け				○	○	○	○																																									線感知器から連動制御盤を経て防煙ダンパ・防火防煙ダンパに至る配管配線				○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	貫通孔・開口部の墨出し				○	○	○	○																																					注油口内アース端子よりのアース用配管配線				○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	貫通孔・開口部の補強				○																																									AC P屋外機と屋内機の流り電源・信号・アース用配管配線				○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	スリーブ・配線の穴埋め				○	○	○	○																																					AC Pマルチ指屋内機の電源・アース用配管配線				○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
2. S・S・R C造のはり貫通孔	S・S・R C造貫通鋼管スリーブ・補強				○													1. 軽鉄天井・壁下地				補強を要するボードの切り込み及び下地の補強				○																					機器・電機押用の電源配管配線				○				電線棒はM																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	使用されたスリーブの穴埋め				○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											

[illegible]

工 事 名	R7那珂川左岸小堀地区築堤護岸他工事		
図 面 名	構造関係共通事項（その2）		
年 月 日	令和 8 年 1 月 日		
縮 尺	一	図面番号	54の35
設計会社名	八千代エンジニアリング（株）		
事務所名	関東地方整備局常陸河川国道事務所		

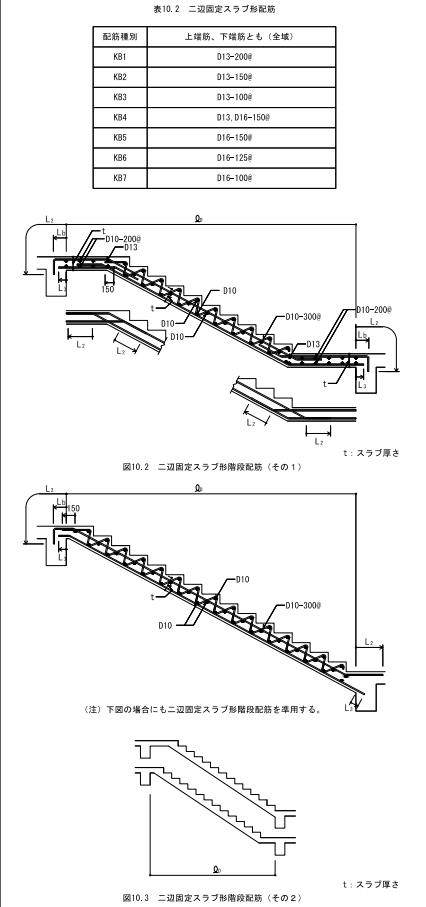
工 事 名	R7 那珂川左岸小場地地区築堤護岸他工事		
図 面 名	構造関係共通事項（その3）		
年 月 日	令和 8 年 1 月 日		
縮 尺	—	図面番号	54の36
設計会社名	八千代エンジニアリング（株）		
事務所名	関東地方整備局常陸河川国道事務所		



10.2 二辺固定スラブ形階段

二辺固定スラブ形階段は、プレキャストコンクリート部材または現場打ちコンクリート部材とする。プレキャストコンクリート部材とする場合の躯体への接続方法は構造図による。

二辺固定スラブ形階段の配筋は表10.2並びに図10.2及び図10.3により、寸法及び配筋種別は、構造図による。



11.1 梁貫通孔

(1) 梁貫通孔は、次による。

(2) 梁貫通孔補強筋の名称等は、図11.1による。

(3) 孔の径は、梁せいりの1/3以下とする。

(4) 孔の上下方向の位置は、梁せいり中心付近とし、梁中央部下縁は梁下縁より0/3（Dは梁せいり）の範囲には孔を設けてはならない。

(5) 孔は、柱面から原則として、1.5D以上離す。ただし、基礎梁及び壁付帯梁は除く。

(6) 孔が生ずる場合の中心間隔は、孔の径の平均値の3倍以上とする。

(7) 縦筋及び上下縦筋は、あばら筋の所に配置する。

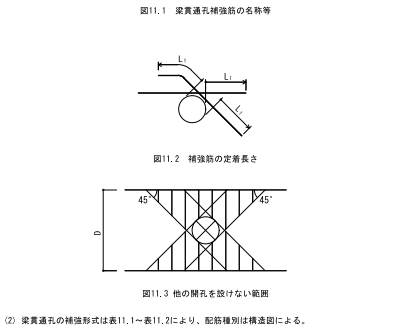
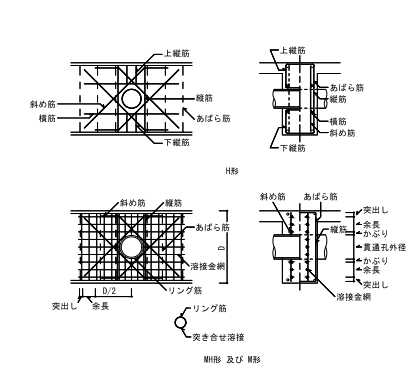
(8) 補強筋は、主筋の内側とする。また、鉄筋の定着長さは、図11.2による。

(9) 溶接金網の貫通孔部分には、鉄筋1-3φのリング筋を取り付ける。

なお、リング筋は、溶接金網に4箇所以上溶接する。

(10) 溶接金網の割付け始点とは、横筋ではあばら筋の下側とし、縦筋では貫通孔の中心とする。

(11) 他の開孔を設けない範囲は、図11.3による。



(2) 梁貫通孔の補強形式は表11.1～表11.2により、配筋種別は構造図による。

表11.1 H形配筋

配筋種別	斜め筋	縦筋	横筋	上下縦筋	配筋図
H1	なし	なし	なし	なし	
H2	2-2-D13	2-2-D13	なし	なし	
H3	4-2-D13	2-2-D13	2-2-D13	2-2-D13	
H4	4-2-D16	2-2-D13	2-2-D13	2-2-D13	
H5	4-2-D16	4-2-D13	2-2-D13	3-2-D13	
H6	4-2-D19	4-2-D13	2-2-D13	3-2-D13	
H7	4-2-D22	4-2-D13	2-2-D13	3-2-D13	

(注) - - - は、一般部分のあばら筋を示す。

表11.2 断形配筋

配筋種別	斜め筋	縦筋	溶接金網	配筋図
WH1	2-2-D13	なし	なし	
WH2	2-2-D13	2-2-D13	なし	
WH3	2-2-D13	2-2-D13	2-6φ-100#	
WH4	4-2-D13	2-2-D13	2-6φ-100#	
WH5	4-2-D16	4-2-D13	2-6φ-100#	
WH6	4-2-D16	4-2-D13	2-6φ-100#	
WH7	4-2-D19	4-2-D13	2-6φ-100#	

(注) - - - は、一般部分のあばら筋を示す。

11.2 コンクリートブロック横壁との取合い

(1) 控壁は、次による。

(2) 控壁の配置は、構造図による。

(3) 配筋は、図11.4による。

図11.4 控壁の配筋（水平、垂直とも）

(2) 横壁が土間コンクリート上に設置される場合の補強は、図11.5による。

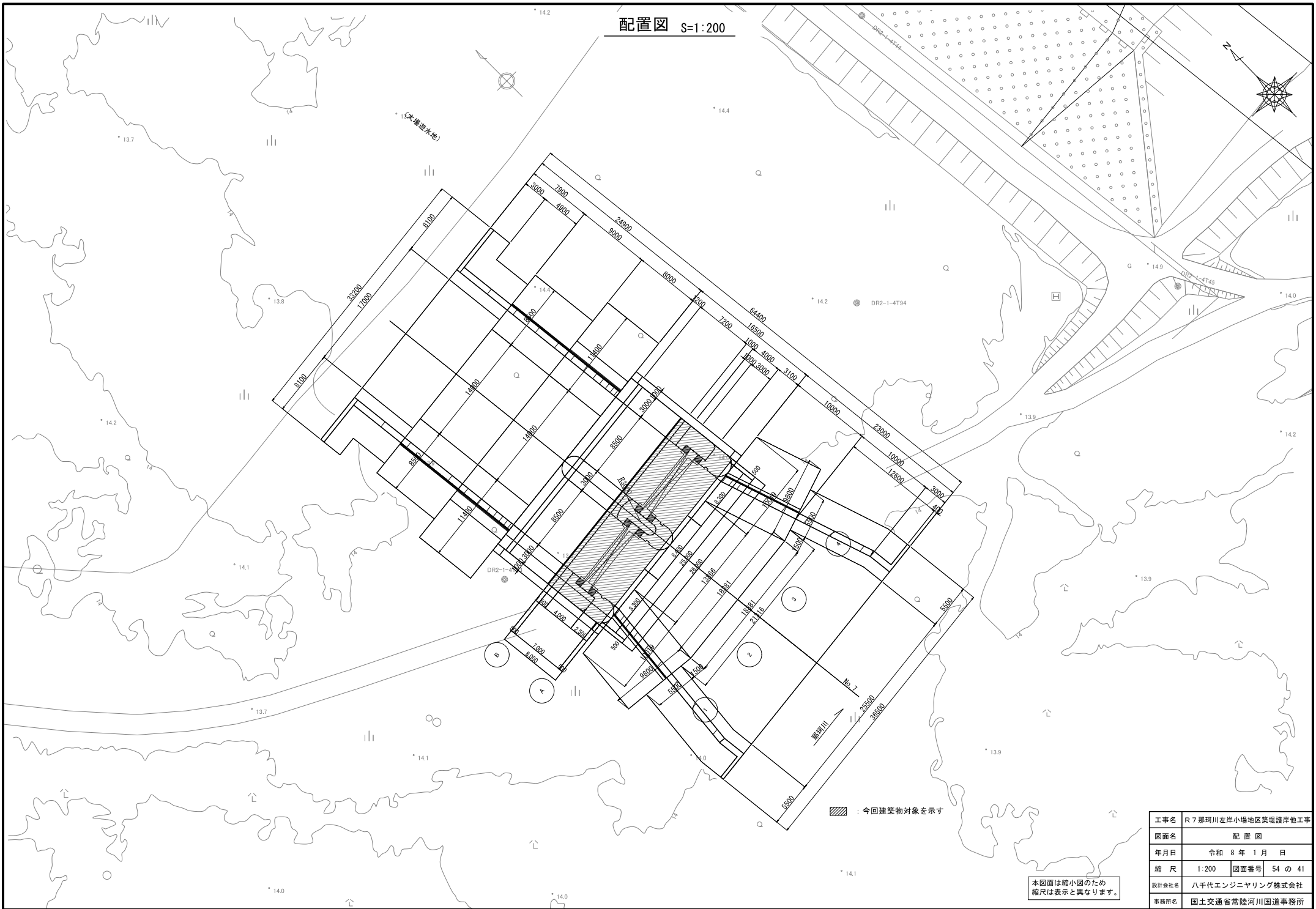
図11.5 壁付き土間コンクリートの補強配筋

11.3 バラベット

バラベットの先端補強筋は図11.6により、コンクリート厚さ及び配筋は構造図による。

図11.6 バラベットの先端補強筋

配置図 S=1:200



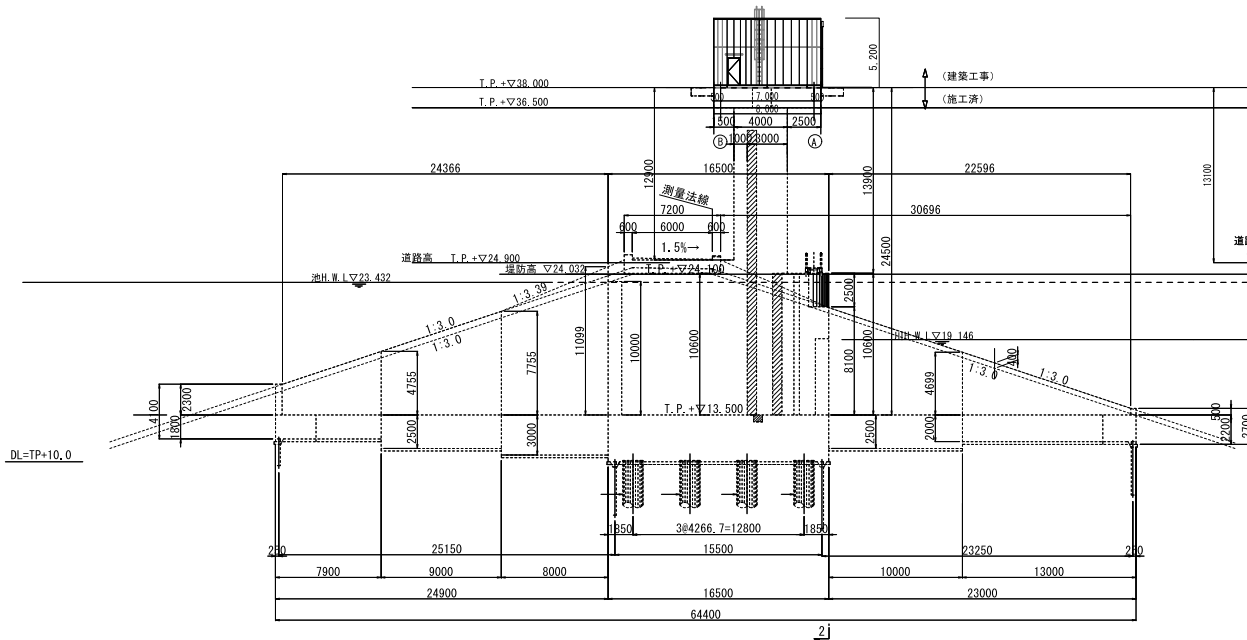
：今回建築物対象を示す

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

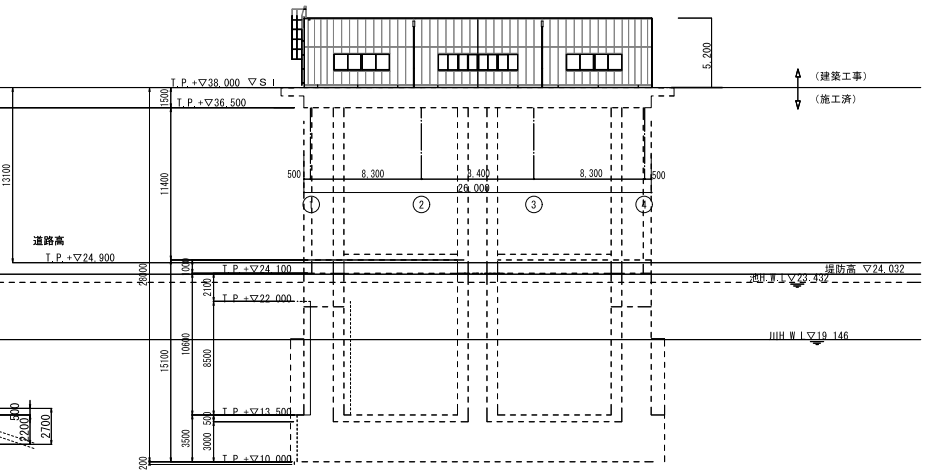
工事名	R7 那珂川左岸小場地区築堤護岸他工事		
図面名	配置図		
年月日	令和 8 年 1 月 日		
縮 尺	1:200	図面番号	54 の 41
設計会社名	八千代エンジニアリング株式会社		
事務所名	国土交通省常陸河川国道事務所		

側面図 正面図 S=1:200

側面図 1:200



正面图 1:200

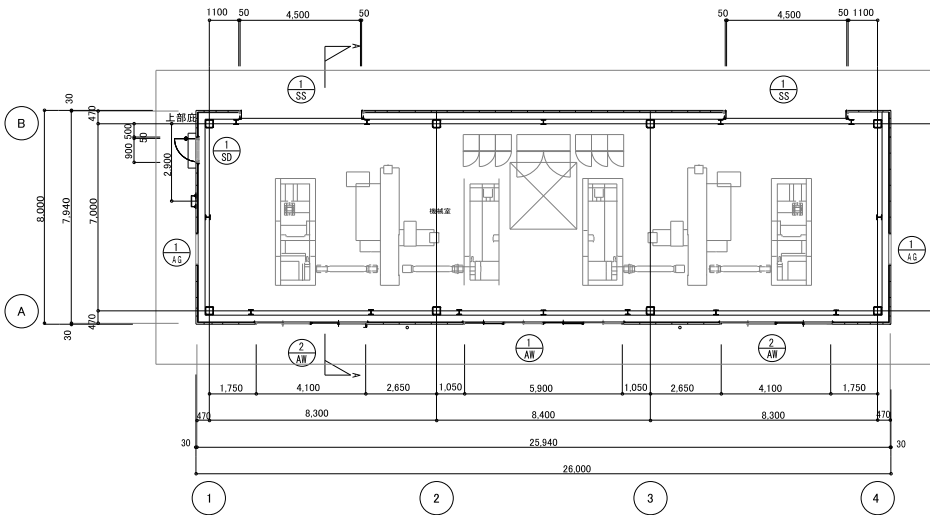

$$\underline{DL=TP+10.0}$$

2j

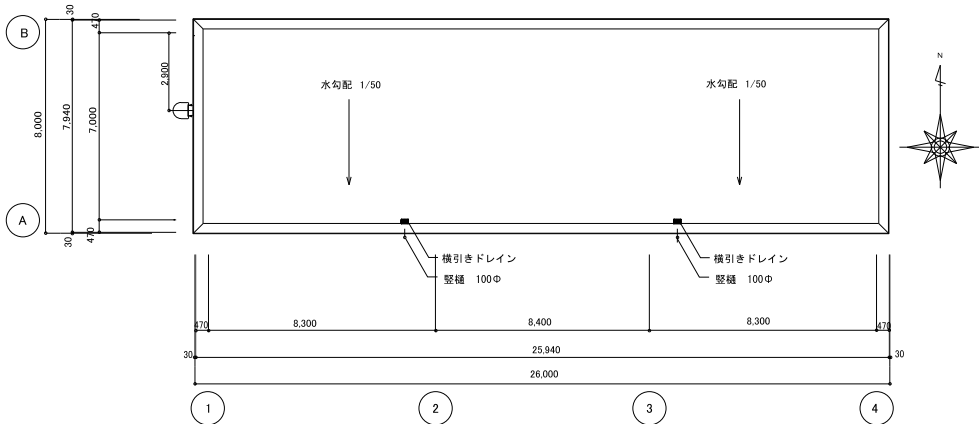
本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事名	R7 那珂川左岸小塩地区築堤護岸他工事		
図面名	側面図 正面図		
年月日	令和 8 年 1 月 日		
縮 尺	1:200	図面番号	54 の 42
設計会社名	八千代エンジニアリング株式会社		
事務所名	国土交通省常陸河川国道事務所		

平面図 屋根伏図 面積計算図



平面図 1/100

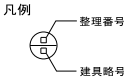


屋根伏図 1/100



求積図 1/200

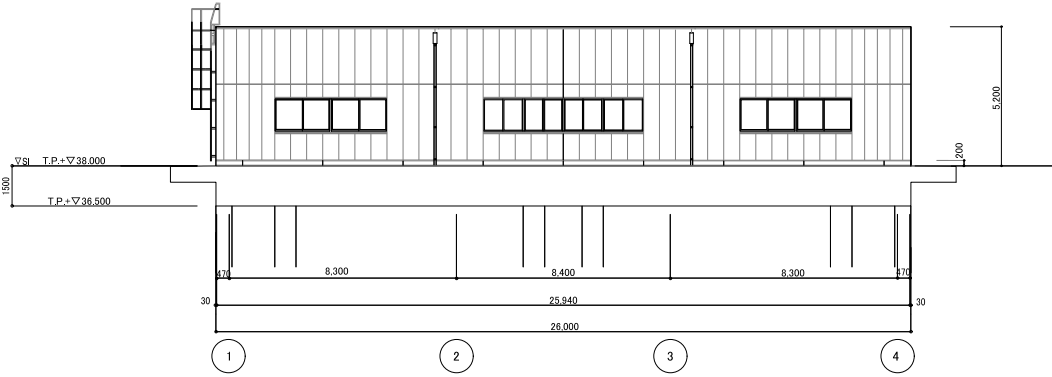
建築面積計算表						延床面積計算表(容積対象床面積)					
計算式						計算式					
機械室					小計	壁芯	機械室				壁芯
					床面積						
					(㎡)	(㎡)					(㎡)
	25,94	x	7,94		205,96	205,96		25,94	x	7,94	205,96



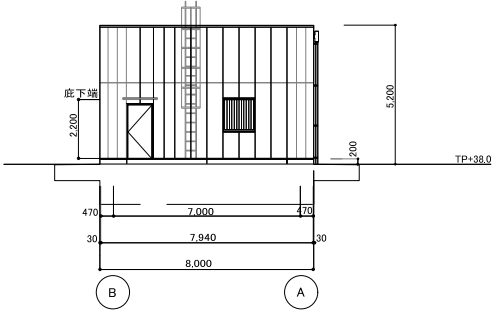
本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事名	R 7 那珂川左岸小場地区築堤護岸他工事		
図面名	平面図 屋根伏図 面積計算図		
年月日	令和 8 年 1 月 日		
縮 尺	図示	図面番号	54 の 43
設計会社名	八千代エンジニアリング株式会社		
事務所名	国土交通省常陸河川国道事務所		

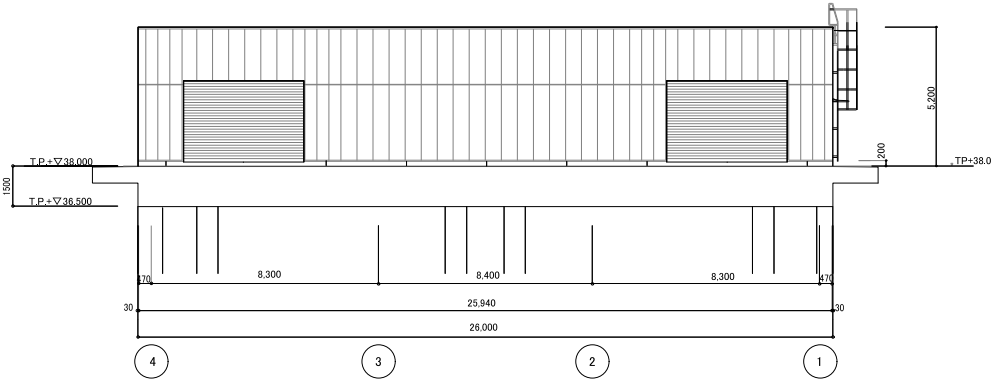
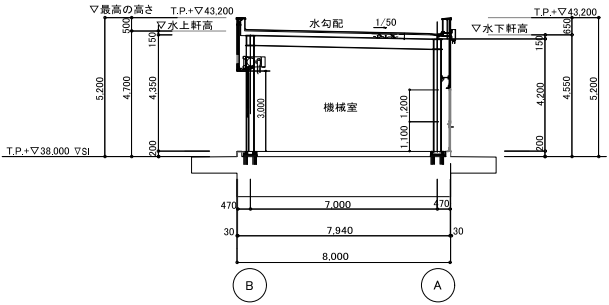
立面図 断面図 S=1:100



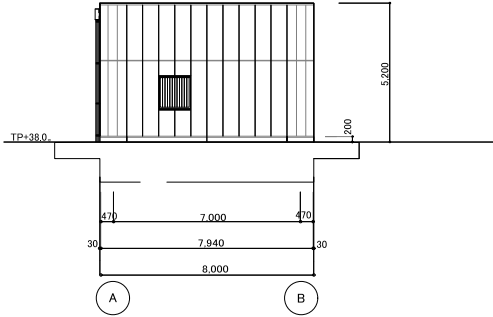
南 立面図



西 立面図



屋根伏図 1/100
北 立面図

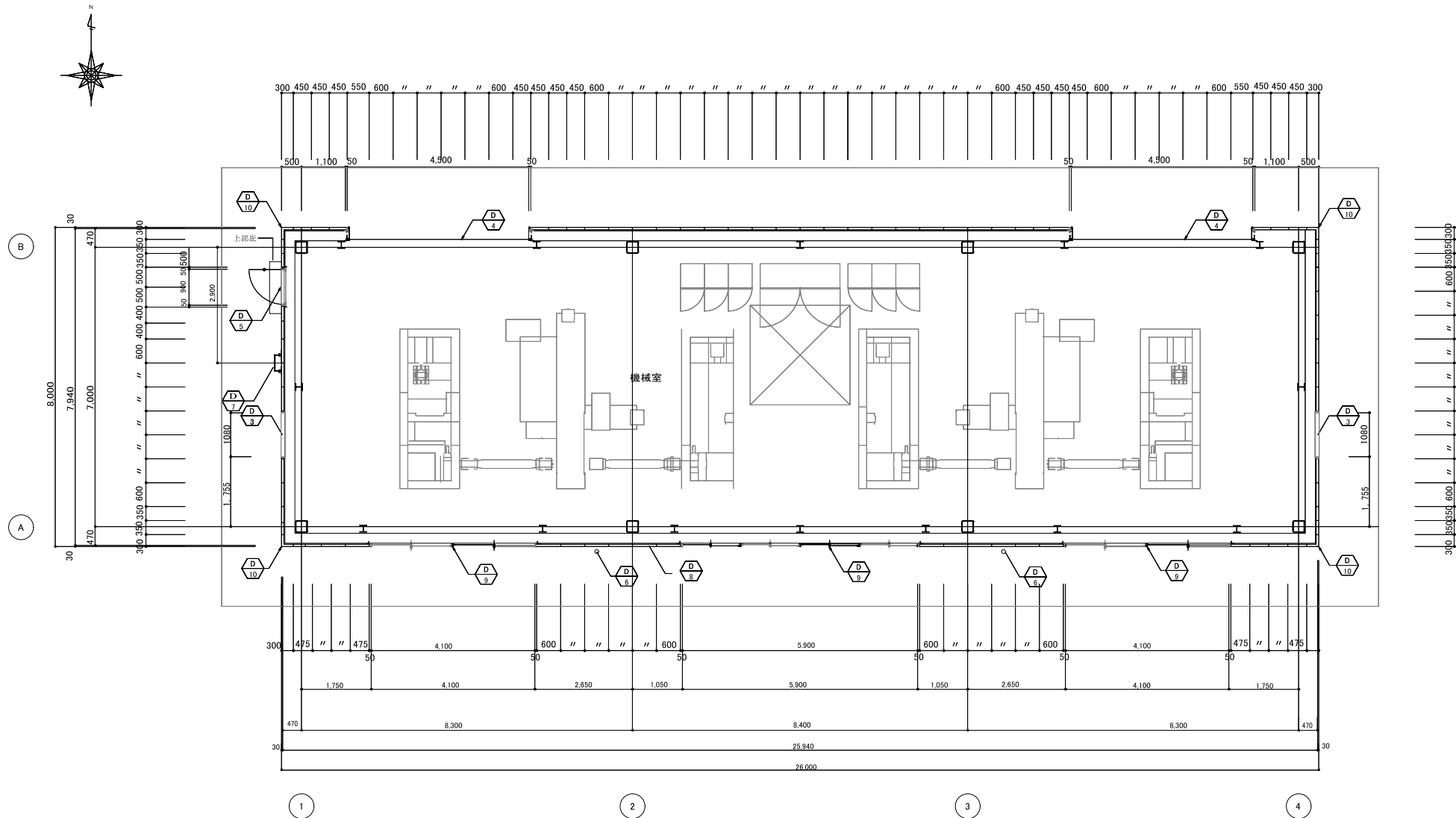


東 立面図

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

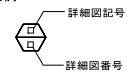
工事名	R 7 那珂川左岸小場地区築堤護岸他工事		
図面名	立面図 断面図		
年月日	令和 8 年 1 月 日		
縮 尺	1:100	図面番号	54 の 44
設計会社名	八千代エンジニアリング株式会社		
事務所名	国土交通省常陸河川国道事務所		

平面詳細図 S=1:50



平面詳細図 1/50

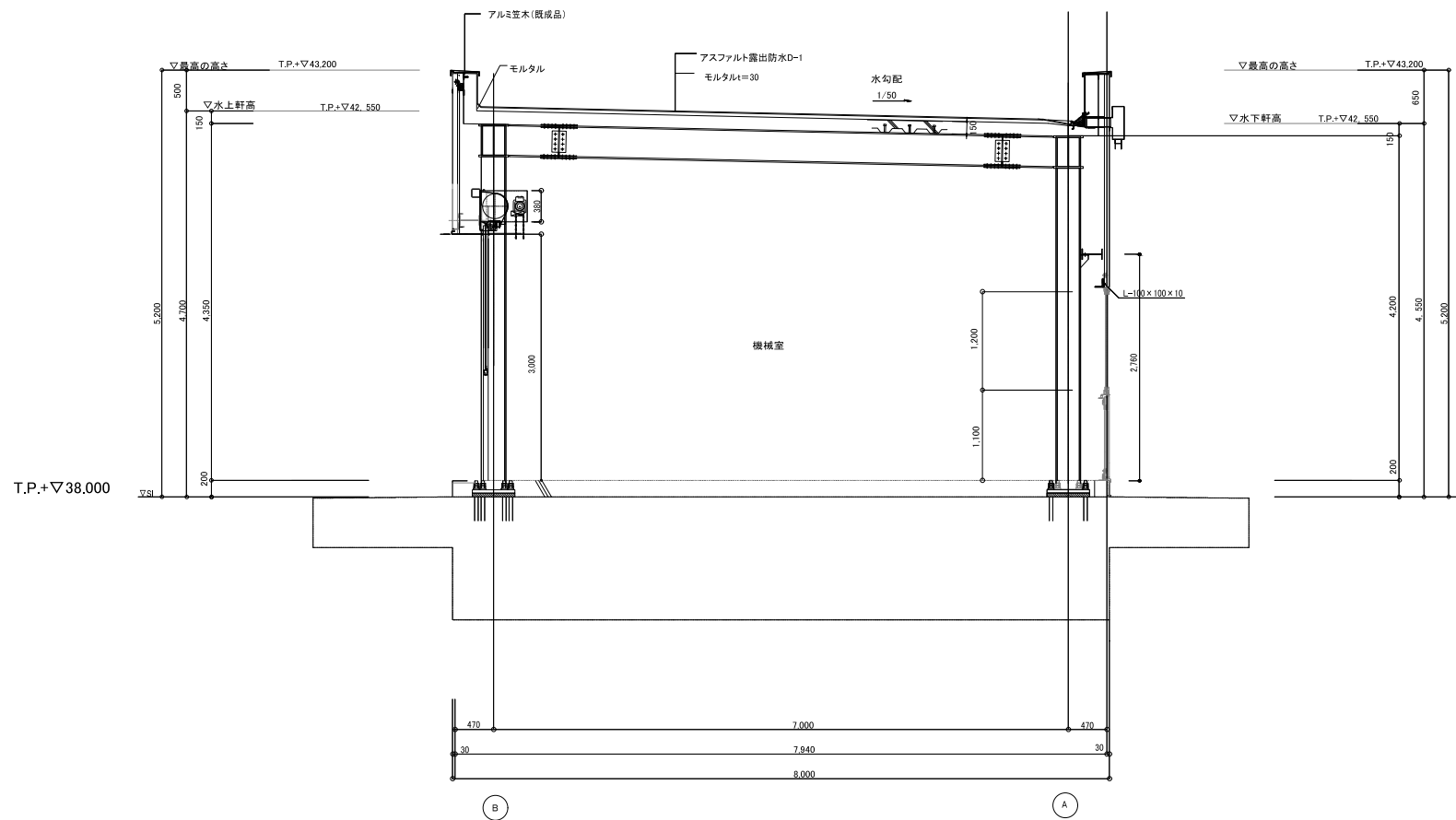
凡例



本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

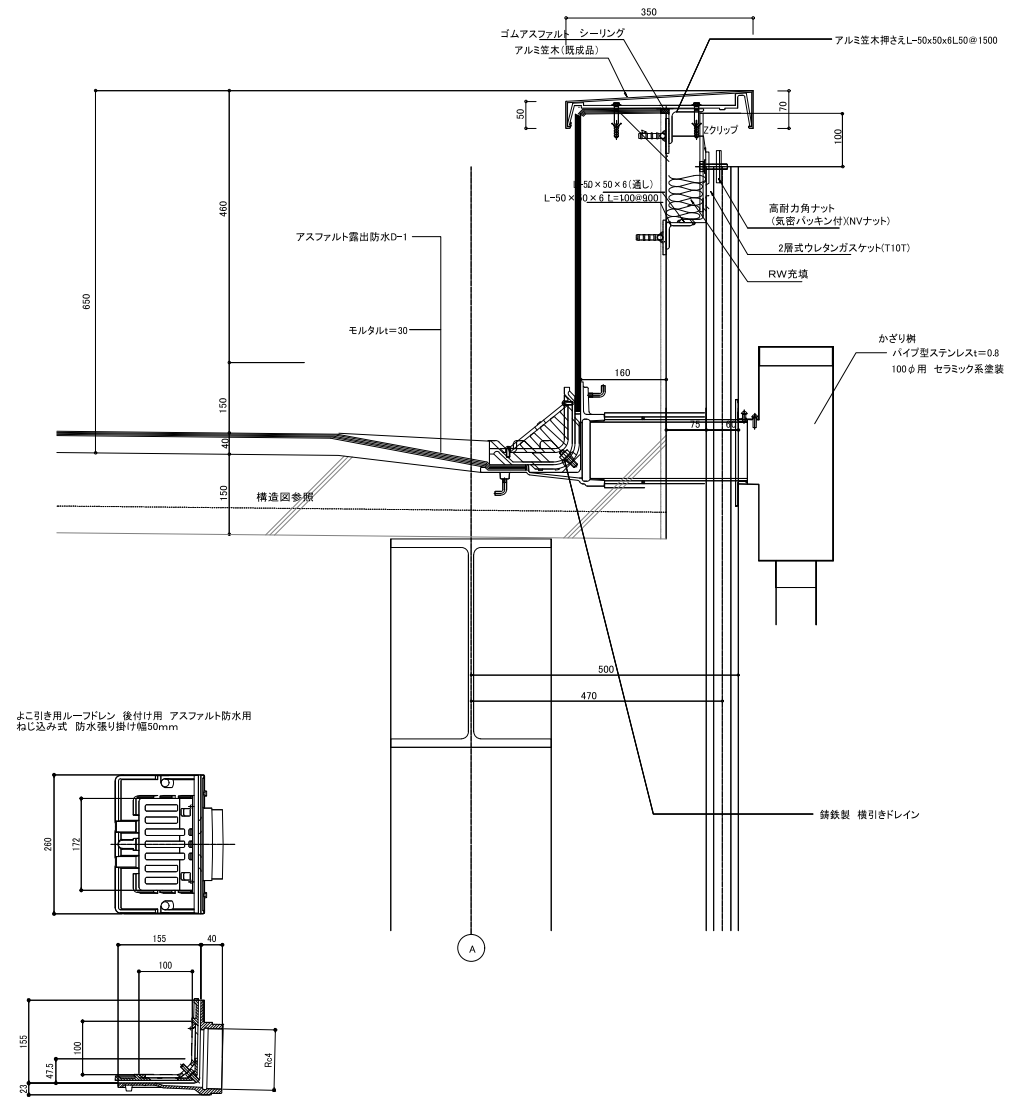
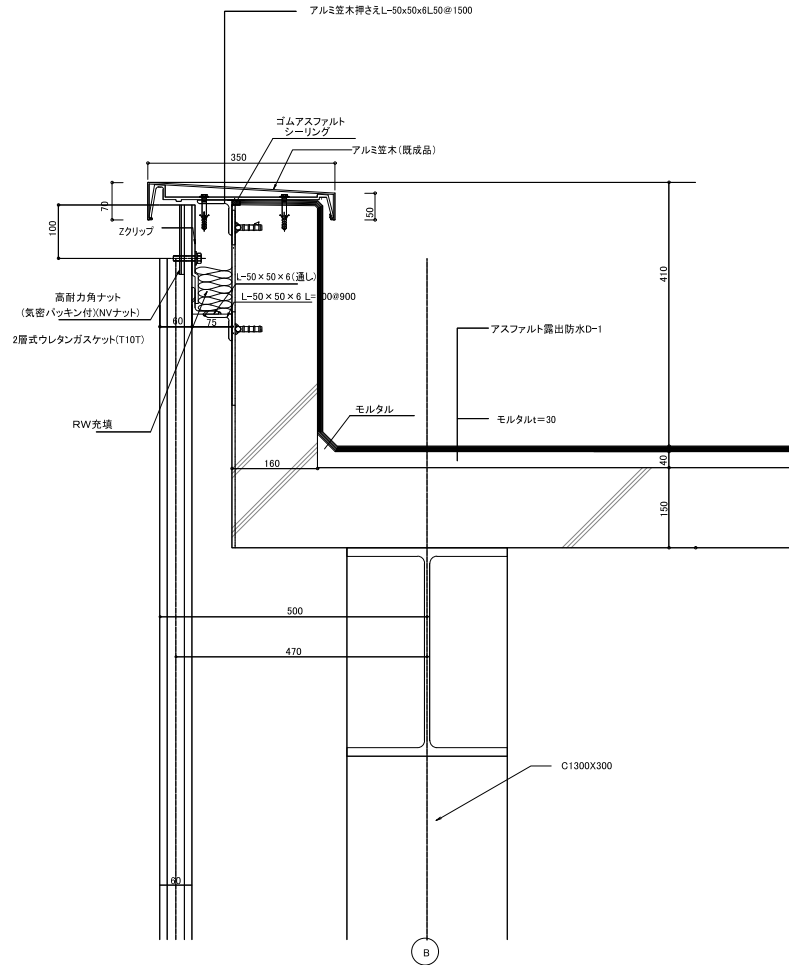
工事名	R 7 那珂川左岸小場地区築堤護岸他工事		
図面名	平面詳細図		
年月日	令和 8 年 1 月	日	
縮 尺	1:50	図面番号	54 の 45
設計会社名	八千代エンジニアリング株式会社		
事務所名	国土交通省常陸河川国道事務所		

矩形図 S=1:30



本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事名	R7 那珂川左岸小場地築堤護岸地工事		
図面名	矩 形 図		
年月日	令和 8 年 1 月 日		
縮 尺	1:30	図面番号	54 の 46
設計会社名	八千代エンジニアリング株式会社		
事務所名	国土交通省常陸河川国道事務所		



本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

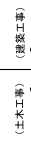
工事名	R 7 那珂川左岸小場地区築堤護岸他工事		
図面名	部分詳細図(1)		
年月日	令和 8 年	1 月	日
縮 尺	1:5	図面番号	54 の 47
設計会社名	八千代エンジニアリング株式会社		
事務所名	国土交通省常陸河川国道事務所		

開口補強図 $S = 1/50$ 

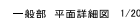
平面図



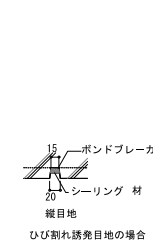
断面图



断面图

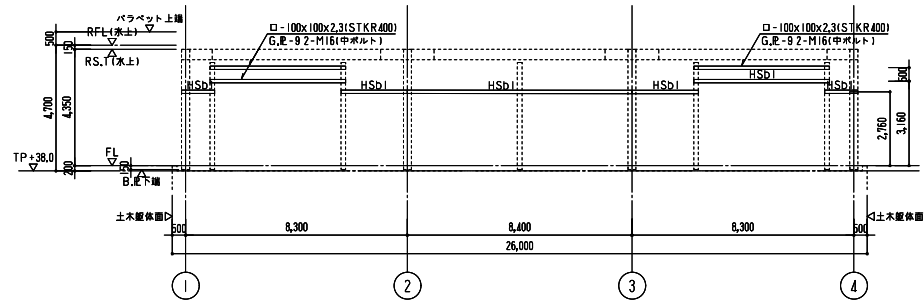


下部蓋 平面詳細図 1/20

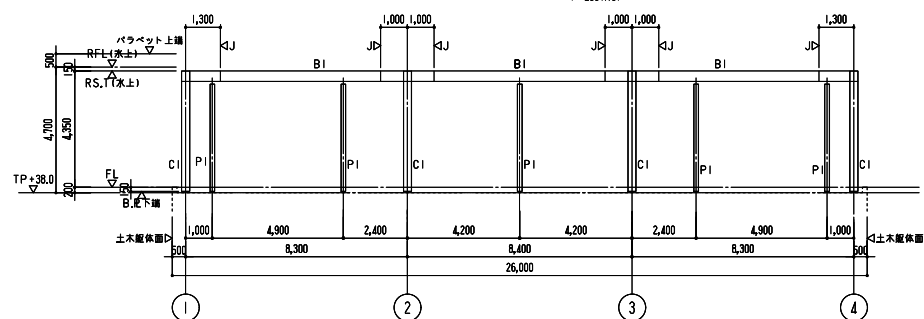


工事名	R7 那珂川左岸小場地区築堤護岸他工事		
図面名	部分詳細図(2)		
年月日	令和 8 年 1 月 日		
縮 尺	図示	図面番号	54 の 48
設計会社名	八千代エンジニアリング株式会社		
事務所名	国土交通省常陸河川国道事務所		

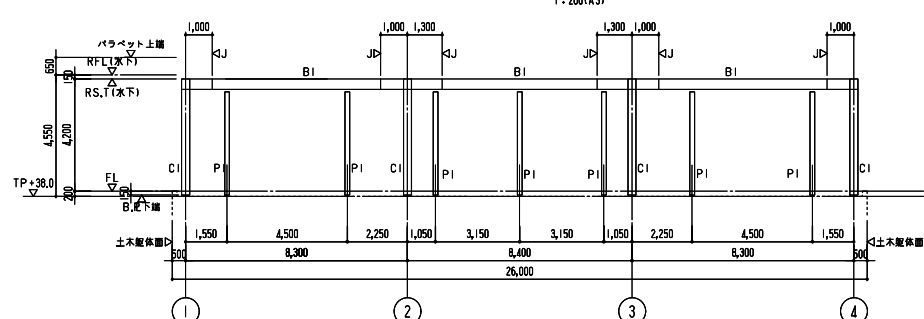
軸組図 S=1:100



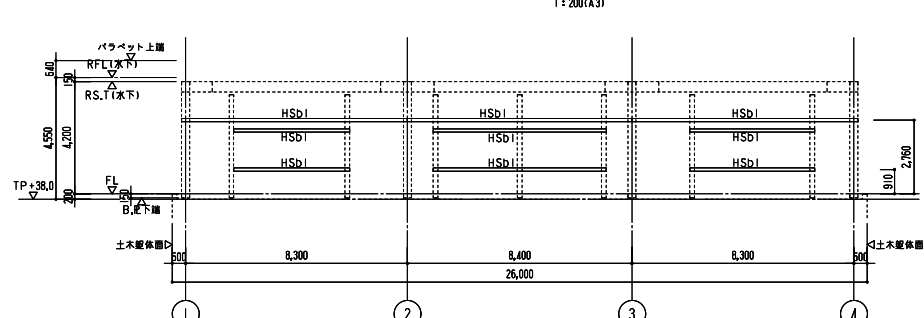
① 通り + 470 軸組図 縮尺 = 1 : 100 (A1)
1 : 200 (A3)



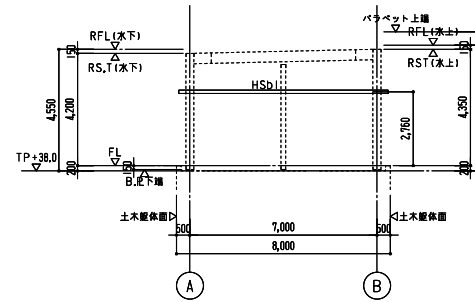
② 通り 軸組図 縮尺 = 1 : 100 (A1)
1 : 200 (A3)



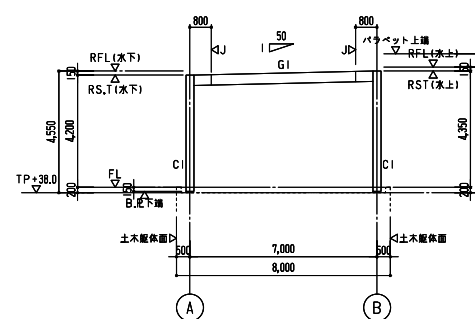
③ 通り 軸組図 縮尺 = 1 : 100 (A1)
1 : 200 (A3)



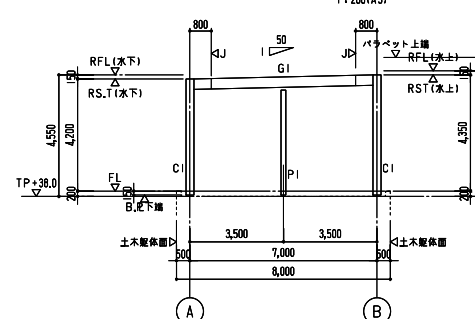
④ 通り - 470 軸組図 縮尺 = 1 : 100 (A1)
1 : 200 (A3)



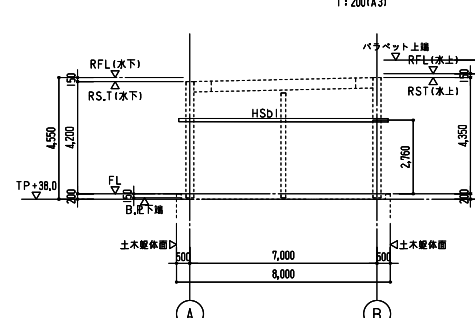
⑤ 通り + 470 軸組図 縮尺 = 1 : 100 (A1)
1 : 200 (A3)



⑥ 2・3 通り 軸組図 縮尺 = 1 : 100 (A1)
1 : 200 (A3)



⑦ 1・4 通り 軸組図 縮尺 = 1 : 100 (A1)
1 : 200 (A3)



⑧ 1 通り - 470 軸組図 縮尺 = 1 : 100 (A1)
1 : 200 (A3)

共通事項
1. JD印は、JOINT位置を示す。
2. RS,T印は、既設天端を示す。

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事名	R 7 那珂川左岸小場地区築堤護岸他工事		
図面名	軸組図		
年月日	令和 8 年 1 月 日		
縮 尺	1:100	図面番号	54 の 51
設計会社名	八千代エンジニアリング株式会社		
事務所名	国土交通省常陸河川国道事務所		

柱断面表 縮尺=1:30(A1)
1:60(A3)

部 材	C1	P1
鉄骨断面形状		
主 材	□-300x300x16 (BCR295)	H-175x175x7.5x11 (SS400)
柱脚形状		
ベースプレート	B.R-36 (SN490C)	B.R-16 (SS400)
アンカーボルト	8-M33 (ABR400)	2-M20 (SS400)
備 考	定着長=660mm	定着長=400mm

鉄骨大梁断面表 共通事項 特記なき限り
1. 鉄骨材質は、SN400Bとする。
2. H.T.B:S10Tとする。

階	符 号	位 置	部 材	ハンチタイプ BxL	フランジ		H.T.B (m×n)	ウェブ		備 考
					外 側	内 側		S.R G.R	H.T.B (m×n)	
R	G1-B1	全断面	H-390×300×10×16	-	S.R-12	2S.R.s-12	4x2-M20	2S.R.s-9	4x1-M20	

フランジ

ウェブ

鉄骨断面表 共通事項 特記なき限り
1. 鉄骨材質は、SS400とする。
2. H.T.B:S10Tとする。

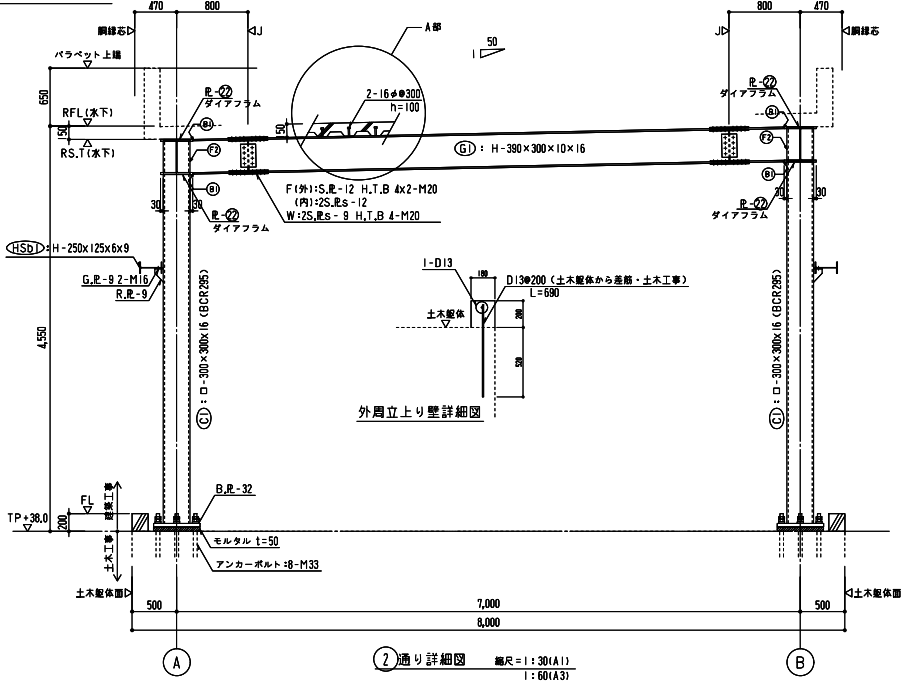
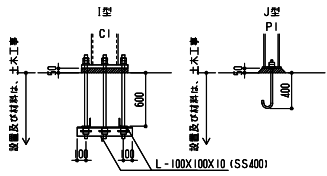
符 号	部 材	継手・仕口 タイプ	SPlice.R		H.T.B	G.R	H.T.B	P (タテボルト ピッチ)	備 考
			外 側	内 側					
小 梁	Sb30N	H-300×150×6.5×9	A	-	-	G.R-9	3-M16		
周 柱	P1	H-175x175x7.5x11	B	-	-	G.R-9	2-M16		
耐風梁	Hsb1	H-250x125x6x9	-	-	-	G.R-9	2-M16		継ぎ目 耐風梁取付要領図参照

継手・仕口タイプ 共通事項 特記なき限り
1. ボルト位置は構造関係共通図(鉄骨標準図)を参照する事。

タイプA	タイプB
・D1<D2×3の場合	
・D1>D2×3の場合、または 梁底がH-395以上で大梁に取りつく場合	

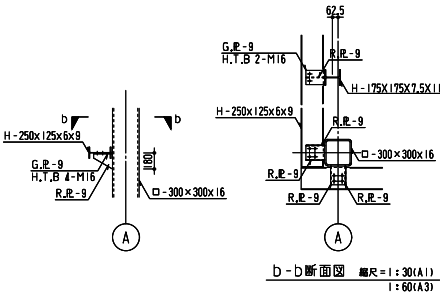
部材リスト・鉄骨詳細図

アンカーボルト詳細 縮尺=1:30(A1)
1:60(A3)

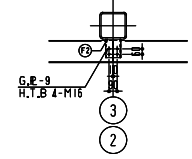


2 通り詳細図 縮尺=1:30(A1)
1:60(A3)

共通事項 特記なき限り
1. 鉄骨材質は、SN400Bとする
2. H.T.B:S10T、ダイアフラム:SN490Cとする

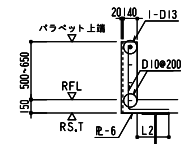


耐風梁取付要領図 縮尺=1:30(A1)
1:60(A3)

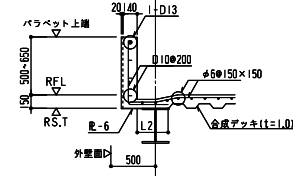


耐風梁継手詳細図 縮尺=1:30(A1)
1:60(A3)

バラベットの配筋要領図 縮尺=1:30(A1)
1:60(A3)



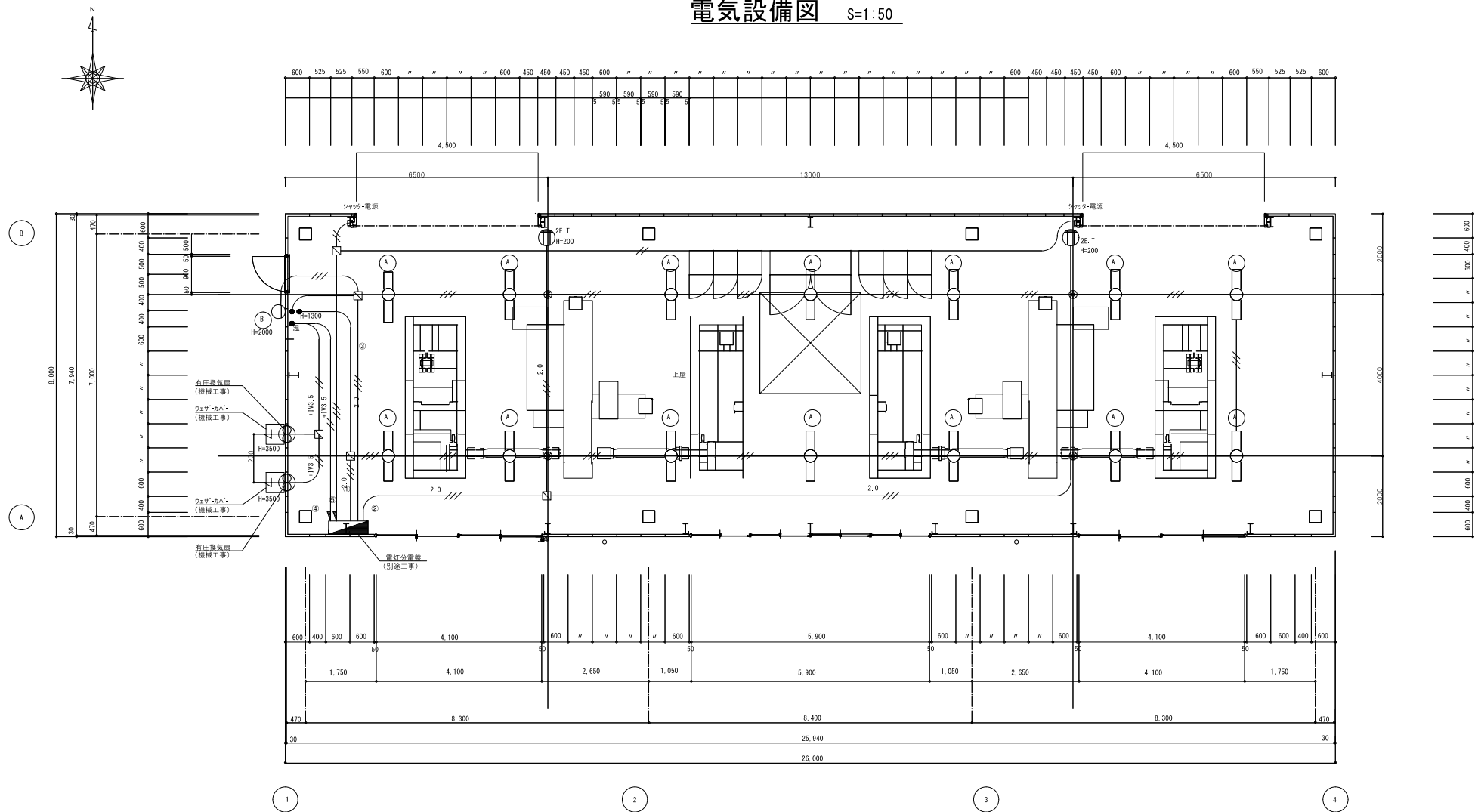
ルーフトレンの配筋要領図 縮尺=1:30(A1)
1:60(A3)



本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事名	R7那珂川左岸小場地区築堤護岸他工事
図面名	部材リスト・鉄骨詳細図
年月日	令和 8 年 1 月 日
縮 尺	図示 図面番号 54 の 52
設計会社名	八千代エンジニアリング株式会社
事務所名	国土交通省常陸河川国道事務所

電気設備図 S=1:50



平面詳細図 1/50

[illegible]

凡例	記号	名称	備考
		電灯の電燈 廊下壁付灯	床より中心 1500mm
		3×18	床より中心 1200mm
		直置き 3×18付灯	床より中心 1200mm
		3×18付 323×184付灯	床より中心 250mm
		3×18付灯 (付)	
		直置き 3×18付灯	床より中心 2500mm
		両向き取型 (標準)	床より中心 2000mm
		3×24付	
		3×34付灯	床より中心 2000mm
		照度測定点	面
特記なき場合は下記による。			
		8h-2F 2.5m-3250F	
		8h-2F 1.5m-3250F	
		8h-2F 2.5m-3250F	
		8h-2F 1.5m-3250F	
		8h-2F 2.5m-3250F	
		8h-2F 1.5m-3250F	
		8h-2F 3.5m	

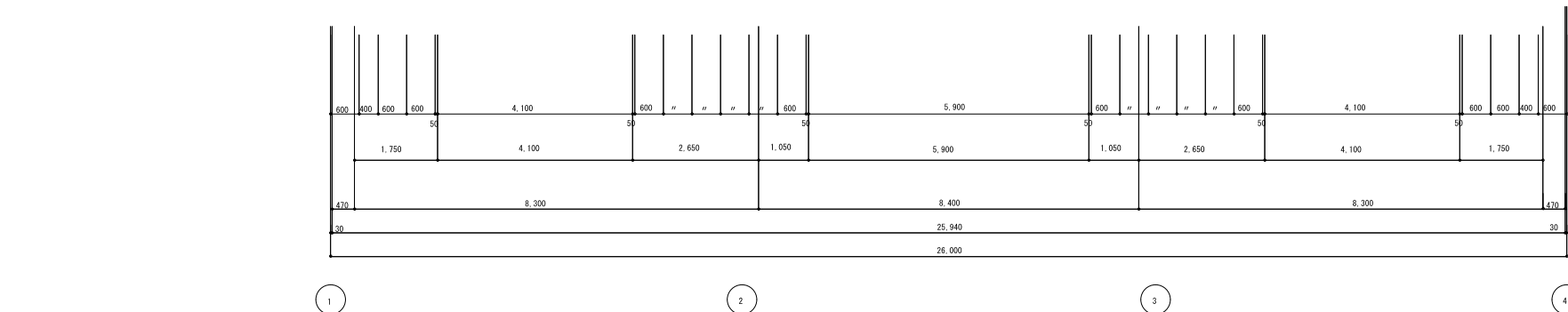
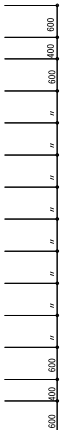
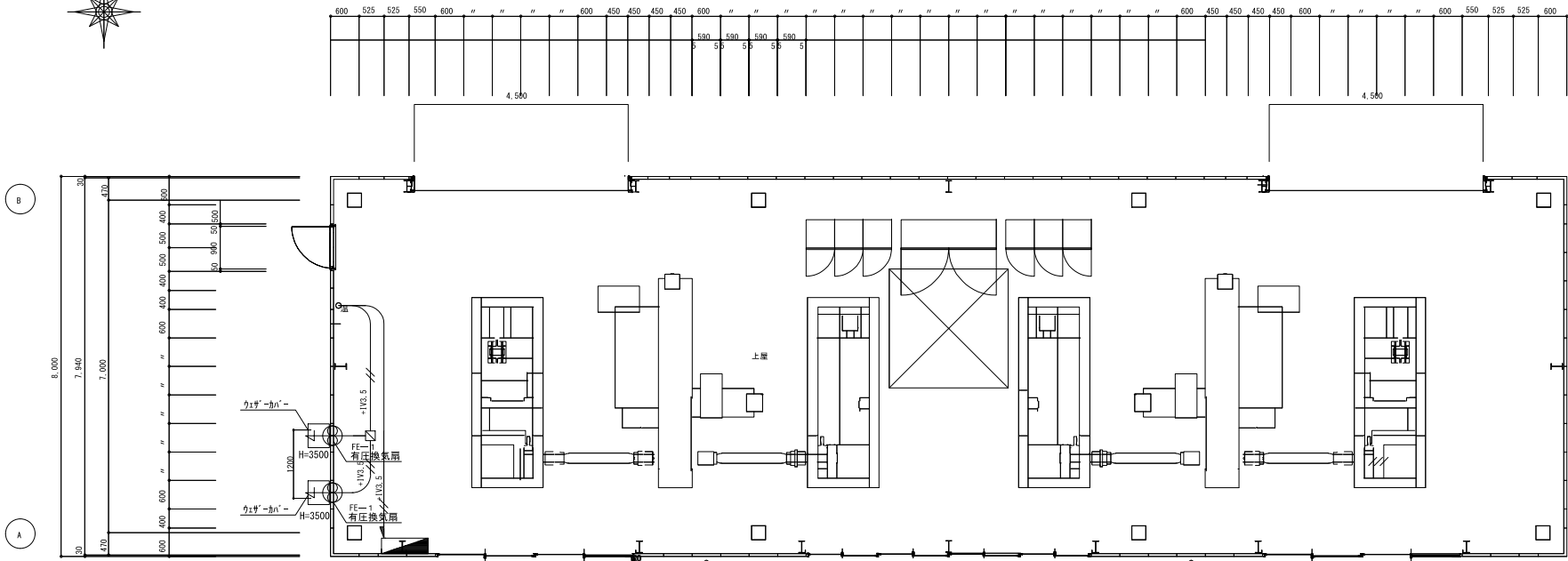
LED' -2501・直付		LED' 2501・直付	
(A)	L55-1-0-48 L39	(B)	L8F38 P/39-2-06

※壁74材：電線を防止する為、壁等鋼製品設置時
2'品-1等にて壁材と絶縁して取付ける事とする。

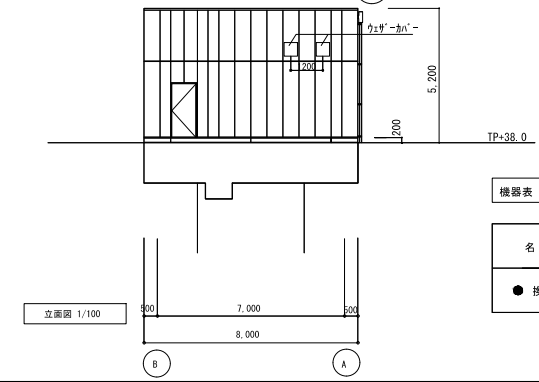
工事名	R7那珂川左岸小塩地区築堤護岸他工事		
図面名	電気設備図		
年月日	令和 8 年 1 月 日		
縮 尺	1:50	図面番号	54 の 53
設計会社名	八千代エンジニアリング株式会社		
事務所名	国土交通省常陸川国川国道事務所		

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

機械設備図 S=1:50



凡 例		
記号	名称	備考
	電灯分電盤 銅板製 屋内埋け型	床下～中心 1500mm
	温度センサー(付)	床下～中心 1300mm
	新風換気扇 (鉄製)	床下～中心 3500mm
特記なき配線は下記による。		
	2.0	EH-EFF 2.0-30 (DP19)
		EH-EFF 1.6-30 (DP19)
		EH-EFF 2.0-20 (DP19)
		EH-EFF 1.6-25 (DP19)
		EH-EF 1.6-5mm



機器表

名 称	記 号	形 式	仕 様			電 動 機			台数	系統	備 考
			mmφ	m3/h	静圧 Pa	相	V	kW			
● 換 気 扇	FE-1	○普通形 ● 圧力形 ○天井埋込形	400	1830	87	単	100	0.2	4	2	●シャッター(●風圧○電気○通動) ●ガス・ガレ(●スチ製○銅板製) ●防鳥網 ○保護ネット ●取付枠(○)

※室の必要換気量：1830 (m3/h) × 2 (台) = 3660 (m3/h)

工事名	R 7 那珂川左岸小場地区築堤護岸他工事		
図面名	機械設備図		
年月日	令和 8 年 1 月	日	
縮 尺	1:50	図面番号	54 の 54
設計会社名	八千代エンジニアリング株式会社		
事務所名	国土交通省常陸河川国道事務所		

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。